

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成 28 年度実施政策）

	ページ
政策 1 適正な行政管理の実施 . . . . .	1
政策 2 行政評価等による行政制度・運営の改善【モニタリング】 . . . . .	5
政策 3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等 . . . . .	12
政策 4 地域振興（地域力創造）【モニタリング】 . . . . .	18
政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化【モニタリング】 . . . . .	25
政策 6 分権型社会を担う地方税制度の構築【モニタリング】 . . . . .	28
政策 7 選挙制度等の適切な運用 . . . . .	30
政策 8 電子政府・電子自治体の推進 . . . . .	34
政策 9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 . . . . .	45
政策 10 情報通信技術高度利活用の推進 . . . . .	54
政策 11 放送分野における利用環境の整備【モニタリング】 . . . . .	80
政策 12 情報通信技術利用環境の整備【モニタリング】 . . . . .	84
政策 13 電波利用料財源による電波監視等の実施【モニタリング】 . . . . .	100
政策 14 ICT分野における国際戦略の推進【モニタリング】 . . . . .	109
政策 15 郵政民営化の着実な推進 . . . . .	115
政策 16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進【モニタリング】 . . . . .	122
政策 17 恩給行政の推進【モニタリング】 . . . . .	125
政策 18 公的統計の体系的な整備・提供 . . . . .	127
政策 19 消防防災体制の充実強化【モニタリング】 . . . . .	136

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-①)

<p>政策<sup>(※1)</sup>名</p>	<p>政策1:適正な行政管理の実施</p>					<p>担当部局課室名</p>	<p>行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>行政管理局企画調整課長 箕浦 龍一 行政管理局行政情報システム企画課長 澤田 稔一 行政管理局管理官 加藤 剛</p>
<p>政策の概要</p>	<p>行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。</p>							<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>行政改革・行政運営</p>
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>国・地方を通じて行政のIT化と業務改革の抜本的な取組を加速する必要があることを踏まえて、行政運営の改善・効率化を実現するため、業務・システム改革の取組を推進する。独立行政法人制度改革に伴い、平成27年4月に新たな制度がスタートしたことを踏まえ、独立行政法人制度の運用に関する取組を推進する。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図ることが求められていることを踏まえ、行政手続制度、行政不服審査制度、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度及び公共サービス改革制度を適正かつ円滑に運用する。</p>							<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成31年8月</p>
<p>施策目標</p>	<p>測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)</p>	<p>基準(値)</p>	<p>目標(値)</p>		<p>年度ごとの目標(値)</p>			<p>測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること</p>	<p>① 各行政機関が所管する情報システム数 〈アウトプット指標〉 【AP改革項目関連:IT化と業務改革、行政改革等分野④】 【APのKPI】</p>	<p>1,117 (H26年度実績値) (平成28年9月30日追記)</p>	<p>基準年度 26年度</p>	<p>目標年度 30年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>国の業務効率化の推進が必要な現状を踏まえて、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定、平成27年6月30日改定)において「政府情報システム改革ロードマップ」を策定し、政府情報システム数の整備を進めている。掲げられた目標値を達成することによって、政府全体の情報システムが最適化され、業務効率化が促進される。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※評価時点で30年度実績が確定しないため、評価は29年度の目標値により行うこととする。 (平成28年10月31日付で政府情報システム改革ロードマップが改定されたため、目標値を更新)</p>	
	<p>2 行政管理局が重点的に取り組む個別業務の改革について、具体的取組内容、工程表、成果指標を設定した割合 〈アウトプット指標〉</p>	<p>業務改革の方向性を取組方針に盛り込むとともに、具体的な取組状況を取りまとめ</p>	<p>27年度</p>	<p>100%</p>	<p>30年度</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>行政管理局は、各府省の個別業務について、毎年テーマを設定して、業務改革の取組を推進しているが、関係府省と協力して、各業務の改善方針について検討を行い、取組内容、工程表、成果指標等の取りまとめを行った後は、これに沿って、それぞれの府省において改革を進めていくものである。 したがって、業務改革の推進に当たっては、取組内容を翌年度の予算等に適切に反映させるため、各年度において、取組内容、工程表、成果指標を設定することが重要であることに鑑み、これを指標として設定するもの。</p>
	<p>3 申請・届出等手続におけるオンライン利用率 〈アウトカム指標〉</p>	<p>45.4%</p>	<p>26年度</p>	<p>70%以上</p>	<p>33年度</p>	<p>平成26年度値以上</p>	<p>平成27年度値以上</p>	<p>平成28年度値以上</p>	<p>行政手続を合理化することは、国民の利便性向上及び行政運営の効率化に資することから、「世界最先端IT国家創造宣言」及び同工程表並びに「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日CIO連絡会議決定)に基づいて、行政手続に係る利便性及び利用拡大を推進し、その指標としてオンライン利用率を設定。平成26年度においては、利用率が45.4%にとどまっている現状を踏まえつつ、「世界最先端IT国家創造宣言工程表」において、2021年度までにオンライン手続の利用率を70%以上に向上することとされていることから、目標年度を33年度に設定。</p>
	<p>4 公共サービス改革法の対象事業数に占める新プロセス及び終了プロセスへの移行割合 〈アウトプット指標〉</p>	<p>20%</p>	<p>27年度</p>	<p>40%</p>	<p>30年度</p>	<p>36%</p>	<p>39%</p>	<p>40%</p>	<p>公共サービス改革法の対象となった公共サービスは、総務省の行う評価において確保されるべき質に係る達成目標がおおむね達成され、経費削減の面で効果をあげているなど良好な実施結果が得られた場合、監理委員会の関与を軽減等した新プロセス等へ移行することを認めている。 そのため、良質かつ低廉な公共サービスの実現を推進するための指標として、現在の対象事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合を設定した。 また、目標値(水準)は、公共サービスについて不断の見直しを行い、今後も対象事業数が増加していく中で、監理委員会の充実した審議を可能とするため、平成27年度での実績が20%であること及び平成28年度から平成30年度までの審議予定件数を踏まえ、継続的に達成すべき水準として平成30年度までに40%としたものである。</p>

<p>独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること</p>	<p>⑤ 新しい独立行政法人制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>27年4月の新制度移行に伴う必要な措置を実施</p>	<p>27年度 各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>30年度</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>独立行政法人制度については、平成27年4月に新制度に移行したばかりであることを踏まえて、新制度の適正かつ円滑な運用のためには、各府省・各法人が実際に新制度を運用していくなかで明らかになった課題等を適切に把握し、対応していくことが必要と考え、指標として設定。</p>
<p>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること</p>	<p>6 行政不服審査制度の見直し ＜アウトプット指標＞</p>	<p>新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始</p>	<p>24年度 新しい行政不服審査制度の適切な施行</p>	<p>28年度</p>	<p>新しい行政不服審査制度の適切な施行</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>改正行政不服審査法（平成26年6月13日公布 公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日施行）の成立に伴い、円滑な新制度の施行に向け、各種規定等の整備を進める必要があることから目標として設定。 なお、改正行政不服審査法は平成28年4月1日に施行済。</p>
	<p>⑦ 行政手続法、行政不服審査制度・行政手続制度の普及 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成27年4月施行の改正行政手続法及び28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体における主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供</p>	<p>28年度 各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>30年度</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>平成26年6月に成立・公布された改正行政不服審査法関連3法のうち、平成27年4月に改正行政手続法が、28年4月に改正行政不服審査法がそれぞれ施行された。 改正行政手続法については、新たに処分等の求めや行政指導の中止等の求めが規定された。また、改正行政不服審査法は、公正性の向上、利便性の向上の観点から旧行政不服審査法の仕組みを抜本的に見直しした。これらの制度を定着させることは、公正性、利便性の向上や救済手段の充実・拡充を図るために重要であり、また、これらの制度を一般国民が利用しやすいとするためには、その受け手となる各府省や各地方公共団体が主体的に担当者の資質の向上を図ることが肝要であると考えられることから、その取組状況を把握し、情報提供を行うことを指標として設定。 なお、各機関の取組状況を把握する一環として、施行状況調査を実施している。 (参考) 行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合 平成21年度行政手続法施行状況調査結果 41.2% 平成26年度行政手続法施行状況調査結果 53.0%</p>
<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>⑧ 国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞</p>	<p>行政機関：99.9% 独立行政法人等：99.7%</p>	<p>26年度 平成26年度値以上（100%を目指す）</p>	<p>30年度</p>	<p>平成26年度値以上（100%を目指す）</p>	<p>平成26年度値以上（100%を目指す）</p>	<p>平成26年度値以上（100%を目指す）</p>	<p>開示請求件数が増加傾向にある現状を踏まえて、行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内（原則30日以内、延長した場合には延長期限内）に開示決定等がなされること、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、期限内に開示決定等がされたものの割合について指標及び目標値を設定（平成26年度実績値を基準として目標値を設定）。</p>
	<p>9 国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における満足度等の割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>参加機関等数：743 参加者数：1,229人 満足度：93.8%</p>	<p>27年度 平成27年度値を上回る</p>	<p>30年度</p>	<p>平成27年度値を上回る</p>	<p>平成27年度値を上回る</p>	<p>平成27年度値を上回る</p>	<p>施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における情報公開制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成27年度実績値を基準として目標値を設定）</p>
<p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>⑩ 国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞</p>	<p>行政機関：503件 独立行政法人等：572件</p>	<p>26年度 平成26年度値より減少（10%減を目指す）</p>	<p>30年度</p>	<p>平成26年度値より減少（10%減を目指す）</p>	<p>平成26年度値より減少（10%減を目指す）</p>	<p>平成26年度値より減少（10%減を目指す）</p>	<p>マイナンバー法の施行等に伴い、国民の個人情報保護に係る意識向上が進展しつつある現状を踏まえて、行政機関等において個人情報の適切な管理を実施し、個人情報の漏えい等事案の件数を減らすことは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、個人情報の漏えい等事案の件数について指標及び目標値を設定（平成26年度実績値を基準として目標値を設定）。 ※左記の基準（値）及び目標（値）においては、配送を請け負った事業者による誤送付及び紛失に係るものを除く。 (参考)24年度実績：行政機関：714件、独立行政法人等：622件 25年度実績：行政機関：550件、独立行政法人等：582件</p>
	<p>11 国の行政機関等の職員に対する個人情報保護制度の運用に関する研修における満足度等の割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>参加機関等数：743 参加者数：1,229人 満足度：95.7%</p>	<p>27年度 平成27年度値を上回る</p>	<p>30年度</p>	<p>平成27年度値を上回る</p>	<p>平成27年度値を上回る</p>	<p>平成27年度値を上回る</p>	<p>施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における個人情報保護制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成27年度実績値を基準として目標値を設定）</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	行政管理実施事業(昭和21年度)	217百万円 (184百万円)	214百万円 (193百万円)	188百万円	1~11	<p>○国の行政の業務改革に関する取組方針に基づく取組を推進し、行政運営の効率化及び行政サービスを向上。</p> <p>○独立行政法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、独立行政法人の業務運営を適正化。</p> <p>○行政運営の基本的、共通的なルール(行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報公開法、行政機関個人情報保護法等)について、各行政機関等の運用状況の把握、各行政機関等における適正な運用となるよう普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周知活動等を実施。</p> <p>○業務・システム最適化計画及び新たなオンライン手続の利便性向上に向けた改善方針に基づく取組を推進し、行政運営を合理化・効率化及び国民の利便性を向上。</p> <p>○公共サービス改革基本方針の改定や、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い指針等を作成するなどして、競争の導入による公共サービスの改革を推進。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政管理局が重点的に取り組む個別業務の改革について、具体的取組内容、工程表、成果指標を設定した割合:100%(平成28年度)</li> <li>・申請・届出等手続におけるオンライン利用率:70%(平成33年度)</li> <li>・公共サービス改革法の対象事業数に占める新プロセス等への移行割合:40%(平成30年度)</li> <li>・国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合:100%(平成30年度)</li> <li>・国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数:967件(平成30年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子政府推進員による広報・普及啓発活動</li> <li>・調査実施件数</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>業務・システム改革に関する取組や、行政手続法、行政機関等情報公開法などの行政運営の基本的・共通的なルールについて、各行政機関等の運用状況の把握等を行うことにより、行政の適正かつ効率的な運用が推進されることとなるため、行政サービスの向上、行政運営の効率化、国民の権利利益の保護等に寄与する。</p>	0001
(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	—	—	—		独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。	
(3)	行政手続法(平成5年)	—	—	—		処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。	
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	—	—	—		行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことにより、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。	
(5)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	—	—	—		行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。	
(6)	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	—	—	—		独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。	
(7)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年)	—	—	—		国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。	
(8)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年)	—	—	—		国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。	

政策の予算額・執行額	217百万円 (184百万円)	214百万円 (193百万円)	188百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日(平成26年 6月24日改定) (平成27年6月 30日改定)(平 成28年5月20 日改定)	Ⅱ.「国から地方へ、地方から全国へ」(IT活用 of 更なる推進のための3つの重点項目) Ⅱ-1.【重点項目1】国・地方のIT化・業務改革(BPR)の推進

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-②)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善				担当部局課室名	行政評価局総務課 他3課	作成責任者名	行政評価局総務課長 清水 正博	
政策の概要	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。						分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政運営の改善に当たって、経済社会環境の変化に即した見直しや、国としての重点政策に係る府省横断的な課題把握などが求められている現状を踏まえ、行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。						政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) (※2)				
					26年度	27年度	28年度		
①	全国規模の調査に基づく勧告等に対する ①改善措置率(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分) ②改善措置によって実効が上ったものの割合(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分) <アウトカム指標>	①90.5% ②49.3%	26年度	①91.5%以上 ②60.7%以上	28年度	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上	国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の勧告だけでなく、勧告を受けた各府省の改善の確保が求められている現状を踏まえ、勧告に対する関係府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、本指標を設定した。 数値は、各フォローアップにおける指摘事項のうち、①改善措置が採られたものの割合の平均、②実効が上ったものの割合の平均を、それぞれ記載している。 目標値は、勧告した全事項について改善措置が実施され、実際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善又はその効果の発現に長期を要する事項等もあることから、勧告後2回目のフォローアップ時点で、過去3か年の実績(①:23年度94.0%、24年度91.8%、25年度88.7%、②:24年度69.0%、25年度63.7%、26年度49.3%)の平均値を上回ることを目標として設定した。
						①90.5% ②49.3%	①86.8% ②61.0%	—	

	<p>行政評価局調査の迅速かつ的確な実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>【全国規模の調査】 平成25年度に着手した調査9本のうち6本については、26年度末までに勧告を実施。残る3本のうち2本については27年4月に、1本については10月に勧告等を実施。</p>	<p>26年度</p> <p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計11本については、28年度末までの適期に勧告等を行う。また、28年度の新規着手テーマは、それぞれ29年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p>	<p>28年度</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計9本のうち6本については、26年度末までの適期に勧告等を行う。また、26年度の新規着手テーマは、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p> <p>前年度から実施中の調査計9本のうち6本については、26年度末までの適期に勧告等を実施。残る3本についても、27年10月までに勧告等を実施。また、26年度の新規着手テーマは、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進めている。 （平成27年12月28日追記）</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計10本については、27年度末までの適期に勧告等を行う。また、27年度の新規着手テーマは、それぞれ28年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p> <p>前年度から実施中の調査計10本のうち9本については、27年度末までの適期に勧告等を実施。残る1本についても、28年4月末までに勧告等を実施。また、27年度の新規着手テーマは、それぞれ28年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進めている。</p>	<p>【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計11本については、28年度末までの適期に勧告等を行う。また、28年度の新規着手テーマは、それぞれ29年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める（別紙参照）。</p> <p>—</p>	<p>本指標は、それぞれの調査テーマについて、調査の着手から結果の取りまとめに至るまでの進行管理を適切に行い、各テーマの狙いに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるものであることから設定した。 目標値は、調査の着手から勧告までの期間を原則として12か月としていることから、同期間内の適期に勧告することを目標として設定した。</p>
<p>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと</p>	<p>② 各府省の評価結果が施策の改善に結びついた割合 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>各府省が評価結果を受けて目標等を変更した施策※の割合：31%</p>	<p>26年度</p> <p>26年度値から10ポイント増（41%）</p>	<p>28年度</p>	<p>26年度値から5ポイント増（36%）</p> <p>38%</p>	<p>26年度値から10ポイント増（41%）</p> <p>—</p>	<p>各府省の行う政策評価の在り方について、政策評価審議会政策評価制度部会において、平成28年2月に「目標管理型の政策評価の改善方策」及び「規制に係る政策評価の改善方策（中間取りまとめ）」を取りまとめ、各府省に示したところである。政策評価制度について、評価の質を向上させ、政策の見直し・改善により活用されることが求められている現状を踏まえ、本指標を設定した。</p> <p>目標値は、27年度からの政策評価審議会（下位に部会、WG）等において全体の施策の約1割について評価の在り方に係る改善方策を示すこととしていたことから設定したものであるが、28年度についても、政策評価審議会等において、政策評価手法の共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方策を示すこととしていることから、引き続き「各府省が評価結果を受けて目標等を変更した割合」の26年度値（31%）から10ポイント増と設定した。</p> <p>※施策の評価結果を受けて、当該施策の事前分析表の①目標、②測定指標又は③達成手段の見直しを行ったもの</p>	

目標管理型の政策評価と規制の事前評価の質の向上に向けた検討 ＜アウトプット指標＞	目標管理型の政策評価について、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等が課題	27年度	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等などの共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方を示す。	28年度	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して目標設定の在り方を検討し、改善方を示した評価書数：30件	0件	—	27年度当初、28年度の目標値については「目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して目標設定の在り方を個別事例に即して検討し、改善方を示した評価書数：30件」と設定していたが、27年度を通じ政策評価審議会政策評価制度部会に設置された目標管理型評価ワーキング・グループにおいて、各府省の約500施策における具体的な事例について検討を進めた結果、①施策の特性に応じて目標管理型評価が活用されているか、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）が明確か、③目標・測定指標の定量化が適切かといった点について課題があると考えられるものが見受けられたことから、このような共通的な課題について平成28年2月に「目標管理型の政策評価の改善方策」をとりまとめ、各府省に示したところである。目標管理型の政策評価を政策の見直し・改善に資するものとするために、このような共通的な課題について、28年度も引き続き目標管理型評価ワーキング・グループにおいて改善方策の検討を行うことから、このような最新の事態に即して目標を改めて設定。
	規制の事前評価について、費用や便益の定量化等が課題	27年度	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価といった観点から検討し、改善方をとりまとめる。	28年度	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して定量化の促進等共通する課題の活用促進、メリハリのある評価といった観点から検討し、改善方を示した評価書数：10件	6件	—	27年度当初、28年度の目標値については「規制の事前評価について、審議会等の場を活用して定量化の促進等共通する課題について検討し、改善方を示した評価書数：10件」と設定していたが、27年度を通じ政策評価審議会政策評価制度部会に設置された規制評価ワーキング・グループにおいて、各府省の個別事例に即した検討を行った結果、複数の評価書において共通する課題が把握できたことから、6件の評価書に対し改善方を示すとともに、共通的な課題について平成28年2月に「規制に係る政策評価の改善方策（中間取りまとめ）」を取りまとめ、各府省に示したところである。28年度は、規制評価ワーキング・グループにおいて、27年度に明らかになった共通的な課題を含め、意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価との観点から、規制の事前評価の質の向上に向けた検討を行うことから、このような最新の事態に即して目標を改めて設定。
点検を通じた2分野（租税特別措置等及び公共事業）に係る政策評価の質の向上に向けた取組 ＜アウトプット指標＞	客観性担保評価活動の一環として点検を実施している租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検について、点検の結果により確認される以下のもの  ①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合：33% ②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合：53%	26年度	①42% ②57%	28年度	①38% ②56%	①42% ②57%	—	租税特別措置等に係る政策評価及び公共事業に係る政策評価の点検の結果、いまだ多くの評価書に課題がみられることを踏まえて、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されていることを測るものとして①を設定。また、点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めた結果、情報の充実が図られていることを測るものとして②を設定。数値は、租税特別措置等と公共事業の点検対象件数のうち、点検の結果、①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合、②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合を、それぞれ記載している。基準値については、租税特別措置等と公共事業の26年度実績を合算したものを設定。それぞれ過去の改善率と同程度の改善が進捗していくものと仮定し、目標値については、直近の実績率に過去の改善率を加算し設定した。なお、租税特別措置等については、27年度から共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を点検の対象から除いており、26年度実績及び当該実績に基づく目標値についても当該件数を除いて改めて試算したため、数値を変更している。
					①26% ②41%	—		



行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	③	苦情あっせん解決率 ＜アウトカム指標＞	94.9%	25年度	95%以上	28年度	95%以上	95%以上	95%以上	行政相談制度は、国の行政に関する苦情等を受け付け、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。この行政相談制度の目的を踏まえると、あっせんによりどの程度苦情が解決されたかを示すものが、測定指標として最も適切と考えられることから、あっせん解決率を主たる測定指標として設定。28年度までを通じて設定していた目標値を27年度に達成したため、28年度目標値は27年度実績値以上とする趣旨で設定した。
		中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数 ＜アウトプット指標＞	47件	25年度	50件以上	28年度	50件以上	50件以上	50件以上	
		行政相談の総処理件数 ＜アウトプット指標＞	168,076件	25年度	17.1万件以上	28年度	17万件以上	17万件以上	17.1万件以上	
		行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数 ＜アウトプット指標＞	276件	25年度	280件以上	28年度	270件以上	280件以上	280件以上	
年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	4	年金記録に関するあっせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行う）までに要する期間（全国平均） （特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。））  （測定方法） 全国9委員会3事務室（計12か所）ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類（※）ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの  ※①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類	転送からあっせんまで109.5日  （平成24年度受付事案の処理完了時期 25年9月末）  ※平成25年度処理事案数は8,190件。調査対象事案数は全国計228件（1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、240件に満たない）	25年度	転送からあっせんまで100日以内  （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）	26年度	転送からあっせんまで100日以内	転送からあっせんまで100.9日 （平成25年度受付事案については、申立人等の事情により処理を終えられないものを除いて、26年9月末までに処理を完了）	転送からあっせんまで100日以内	申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成25年度実績値を基準として目標値を設定（「転送からあっせんまで」は25年度実績より短縮。「平成25年度受付事案について遅くとも26年9月末までに処理」は25年度実績と同時期））。
							（特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）			

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※3)			関連 する 指標 (※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業レビュー事業番号									
		26年度	27年度	28年度												
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和27年度)	145百万円 (104百万円)	145百万円 (109百万円)	147百万円	1~3	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から行う行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。  【成果指標(アウトカム)】 ・全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率:91.5%(平成28年度) ・全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置によって実効が上がった事項の割合:60.7%(平成28年度) ・各府省が評価結果を受けて目標等を変更した施策の割合:41%(平成28年度) ・苦情あつせん解決率:95%(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・前年度から実施中の調査について、当該年度末までの適期に勧告等を行ったテーマ数:14本(平成28年度) ・租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検について、点検の結果、補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合:57%(平成28年度) ・行政相談の総処理件数:171,000件(平成28年度)	0002									
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和27年度)	757百万円 (671百万円)	756百万円 (679百万円)	778百万円	1~3	【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 達成手段「行政評価等実施事業(総務本省)(管区行政評価局)」の成果指標(目標値)と本政策の測定指標(目標値)は合致しており、また、当該事業全体の目標と本政策全体の目標も同一であることから、当該事業の成果は、本政策の目標達成に直接的に寄与している。	0003									
政策の予算額・執行額		901百万円 (775百万円)	902百万円 (787百万円)	924百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政運営と改革の基本方針2016</td> <td>平成28年6月2日</td> <td>第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築</td> </tr> <tr> <td>規制改革実施計画</td> <td>平成28年6月2日</td> <td>I 7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築	規制改革実施計画	平成28年6月2日	I 7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)														
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築														
規制改革実施計画	平成28年6月2日	I 7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)														

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

(別紙1) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとまり次第、公表する。

## &lt;26年度から継続実施&gt;

※ 以下10本の調査について、勧告等実施済み。

- ・ 災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視 (H26.12～) : 平成27年7月24日勧告
- ・ グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査 (H26.8～) : 平成27年8月21日勧告
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査 (H26.12～) : 平成27年9月8日勧告
- ・ 食育の推進に関する政策評価 (H25.12～) : 平成27年10月23日大臣通知
- ・ 家畜伝染病対策に関する行政評価・監視 (H26.8～) : 平成27年11月6日勧告
- ・ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視—鉄道施設の保全対策等を中心として— (H26.8～) : 平成27年11月27日勧告
- ・ 世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査 (H26.12～) : 平成28年1月15日勧告
- ・ 職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視—職業訓練を中心として— (H26.8～) : 平成28年2月2日勧告
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視 (H26.12～) : 平成28年3月1日勧告
- ・ 地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する実態調査 (H26.12～) : 平成28年4月12日勧告

## &lt;27年度から継続実施&gt;

**○地域活性化に関する行政評価・監視 (H27.4～)**

本行政評価・監視は、地方都市の現況、地方都市における地域活性化の取組状況、国の支援施策の活用状況等を調査し、地域活性化の取組の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年5月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○イノベーション政策の推進に関する調査 (H27.4～)**

本調査は、我が国におけるイノベーション関連施策の現況・実施状況、効果の発現状況等を調査し、イノベーション政策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視 (H27.4～)**

本行政評価・監視は、有料老人ホームにおける施設の管理・運営状況、都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督等の実施状況等を調査し、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年6月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として— (H27.4～)**

本行政評価・監視は、建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の推進状況、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握状況等を調査し、アスベストによる健康被害の防止に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○発達障害者支援に関する行政評価・監視 (H27.8～)**

本行政評価・監視は、発達障害者への各ライフステージにおける支援の実施状況等を調査し、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○子育て支援に関する行政評価・監視—子どもの預かり施設を中心として— (H27.8～)**

本行政評価・監視は、市町村における子どもの預かり施設の整備状況、子どもの預かり施設における子育て支援サービスの提供状況、都道府県等における子どもの預かり施設に関する実態把握、指導監督等の実施状況等を調査し、子育て支援に係る取組の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H27.12～)**

本政策評価は、グローバル人材育成の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成29年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○がん対策に関する行政評価・監視 (H27.12～)**

本行政評価・監視は、がんの早期発見のための取組の実施状況、がん医療の均てん化及び緩和ケアの推進状況、がん患者等に対する相談支援等の実施状況等を調査し、がん対策の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○土砂災害対策に関する行政評価・監視 (H27.12～)**

本行政評価・監視は、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定の実施状況、情報伝達・警戒避難体制等の整備・周知状況及び土砂災害のおそれのある箇所における規制等の実施状況等を調査し、土砂災害防止法の改正等を踏まえた実効ある土砂災害対策をより一層推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○森林の管理・活用に関する行政評価・監視 (H27.12～)**

本行政評価・監視は、森林所有者など森林の基本的な情報の把握状況、森林経営計画に基づく森林施業の実施状況、木質バイオマス発電など新たな需要に対する木材の活用状況等を調査し、持続可能な森林経営により、森林の公益的機能の発揮を図り、新たな木材需要の拡大を推進する観点から実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○個人情報の保護に関する実態調査 (H27.12～)**

本実態調査は、行政機関及び独立行政法人等における個人情報の管理の状況等を調査し、個人情報の管理に関する国民の不安の解消を図るとともに、個人情報の適切な管理のための取組の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

<28年度新規着手>

**○クールジャパンの推進に関する政策評価（H28.4～）**

本政策評価は、クールジャパンの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成29年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○買物弱者対策に関する実態調査（H28.4～）**

本実態調査は、国及び地方公共団体における買物弱者対策に資する事業の実施状況や、関係団体・事業者における買物弱者対策の取組状況等を調査し、買物弱者対策の実態を明らかにするとともに、効果的かつ持続的な取組の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視（H28.4～）**

本行政評価・監視は、貸切バス事業者及び旅行者の法令遵守状況、これら事業者に対する指導・監督状況等を調査し、貸切バス等の安全対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○感染症対策に関する行政評価・監視（H28.8（予定）～）**

本行政評価・監視は、検疫所等における水際対策の実施状況、感染症発生時に備えた取組状況等を調査し、感染症対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○小型家電リサイクルの推進に関する行政評価・監視（H28.8（予定）～）**

本行政評価・監視は、使用済みの携帯電話、デジカメ、ゲーム機などの小型家電の再資源化に係る市町村の取組状況、回収方法・回収量と費用対効果の関係等を調査し、小型家電リサイクルの推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○申請手続等の見直しに関する調査（H28.8（予定）～）**

本調査は、申請手続等における戸籍謄本等提出書類の徴取状況、戸籍謄本等の提出書類における確認事項等について調査し、申請負担の軽減に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（H28.12（予定）～）**

本政策評価は、農林漁業の6次産業化に関する政策・施策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成30年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○いじめ防止対策の推進に関する調査（H28.12（予定）～）**

本調査は、いじめ防止対策の体制の整備状況、いじめ防止対策の実施状況、関係機関等の連携状況等を調査し、いじめ防止対策の推進に資するために実施するものであり、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○介護施策に関する行政評価・監視（H28.12（予定）～）**

本行政評価・監視は、介護離職・離職対策の状況、介護保険事業の実施状況等について調査し、介護施策の効果的な実施の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○公的住宅供給に関する行政評価・監視（H28.12（予定）～）**

本行政評価・監視は、公営住宅等の整備状況、公営住宅の管理・運営状況等を調査し、適切な公的住宅供給に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○公文書等管理に関する行政評価・監視（H28.12（予定）～）**

本行政評価・監視は、行政機関における行政文書の管理状況、独立行政法人・国立大学法人における法人文書の管理状況、国立公文書館等への移管の状況等を調査し、適切な公文書管理の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-③)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 大場 高志
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現が求められていることを踏まえ、地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。					政策評価実施予定時期	平成31年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>			
		基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しについて検討を開始。	27年度	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。	30年度	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。	我が国は人口減少局面に突入しており、地域社会の持続可能性についての危機意識が急速に高まっている現状を踏まえて、個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しの検討・実施が必要と考え、指標として設定。  【参考】 ・第31次地方制度調査会開催回数(平成27年度) ⇒総会:1回、専門小委員会:15回
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること	2 連携中枢都市圏の形成数<アウトプット指標>【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑫】【APのKPI】	4圏域(平成27年10月現在)	27年度	30圏域	32年	30圏域(平成32年度までの目標値)	人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏の形成が重要である。そのため、連携中枢都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。 基準及び目標は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ設定している。 【連携中枢都市圏の形成数について、APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】
地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと	3 地方公共団体における行政改革の取組状況<アウトプット指標>	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要情報を提供。	27年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要情報を提供。	30年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要情報を提供。	厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。 【参考(平成27年度実績)】 ・地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査(平成28年3月25日公表) ・公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査(平成28年3月25日公表)
民間委託等の業務改革に関する取組が進むこと	4 (1)窓口業務のアウトソーシング総合窓口の導入 (2)庶務業務の集約化<アウトプット指標>【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑪】【APのKPI】	(1)窓口業務のアウトソーシング 208市町村 総合窓口の導入 185市町村 (2)庶務業務の集約化 143市町村	26年度	(1)窓口業務のアウトソーシング 416市町村 総合窓口の導入 370市町村 (2)庶務業務の集約化 286市町村	32年度	(1)窓口業務のアウトソーシング 416市町村 総合窓口の導入 370市町村 (2)庶務業務の集約化 286市町村 (平成32年度までの目標値)	厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、各地方公共団体においても地域の実情に応じて民間委託等の業務改革が推進されるべきであり、窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を指標として設定。 基準年度及び目標年度は経済・財政再生アクション・プログラムのKPIに合わせている。 【参考(平成27年度実績)】 (1)窓口業務のアウトソーシング268市町村、総合窓口の導入187市町村 (2)庶務業務の集約化 163市町村 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	5	地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	27年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	30年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方分権の一層の進展による地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況等を踏まえると、地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。また地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会ですら十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。国としては、地方公共団体の定員管理や給与等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。目標(値)については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。
	⑥	給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	27年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	30年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	【参考(平成25～27年度実績)】 ○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在) 地方公共団体の総職員数 (平成27年度) 273万8,337人(対前年比▲5,317人) (平成26年度) 274万3,654人(対前年比▲8,830人) (平成25年度) 275万2,484人(対前年比▲1万6,429人) ○ラスパイレス指数の状況(各年度4月1日現在) 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数 (平成27年度) 99.0 (平成26年度) 98.9 (平成25年度) 106.9(参考値(注1) 98.8) ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例(各年度4月1日現在) ・給与の「わたり」(注2)の制度がある団体が減少 (平成27年度) 37団体(全団体の2.1%) (平成26年度) 51団体(全団体の2.9%) (平成25年度) 69団体(全団体の3.9%) ・自宅に係る住居手当のある団体が減少 (平成27年度) 296団体(全団体の16.6%) (平成26年度) 357団体(全団体の20.0%) (平成25年度) 454団体(全団体の25.4%) ○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。
	7	給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞	実施率99.7% (1,782/1,788団体) (平成27年4月30日現在)	27年度	実施率100%	30年度	実施率100%			○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。	
											(注1)「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 (注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。

8	<p>地方公共団体の人事制度改革の状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種会議の場を通じて、各地方公共団体に対し、任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>27年度</p> <p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種会議の場を通じて、各地方公共団体に対し任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>30年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種会議の場を通じて、各地方公共団体に対し任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種会議の場を通じて、各地方公共団体に対し任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種会議の場を通じて、各地方公共団体に対し任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体における行政ニーズが多様化・高度化する現状にあること踏まえ、各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。</p> <p>【参考】任期付採用の実施団体及び人数(各年度4月1日現在) (平成27年度実績) 503団体(11,097人) (平成26年度実績) 441団体( 9,665人) (平成25年度実績) 387団体( 8,059人)</p>
⑨	<p>地方公共団体の人事評価制度の活用状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>27年度</p> <p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>30年度</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>平成26年5月の地方公務員法改正により、新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行となったことを踏まえ、各地方公共団体において人事評価制度を任用・給与等に活用することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、公務効率及び住民サービスの向上に繋がることと期待されることから、指標として設定。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	98百万円 (71百万円)	94百万円 (71百万円)	106百万円	1～11	①地方分権の確立を目指した地方自治法の見直しについて取りまとめるための地方財政検討会議の開催等をする。②市町村振興、広域連携のあり方、一部事務組合・広域連合のあり方について調査・研究をする。③住民基本台帳制度等の円滑な運用のため、必要な助言や情報提供を行う。④地方行政の推進に必要な助言や情報提供等を行う。⑤地方公務員の人事管理、勤務条件、給与制度、定員管理及び人材育成確保については、調査、助言及び情報提供を行う。  【活動指標(アウトプット)】地方自治制度等に関する各種研究会 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方行政制度の整備に必要な経費を措置することにより、地方財政制度、広域連携のあり方等について調査・研究等を行い、それらの成果を活かすことで、より適切な地方行政制度を円滑に運営することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。	0004
(2)	地方分権の振興に要する経費(平成20年度)	211百万円 (211百万円)	246百万円 (246百万円)	71百万円	—	地方自治法施行60周年記念貨幣(以下「記念貨幣」という。)の図柄を考案した都道府県に対し、以下に規定する事業に要する経費の一部に対する交付金を、予算の範囲内で交付するもの。(1)記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業 (2)その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業  【成果指標(アウトカム)】 事業を完了した交付団体数:2団体(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 交付団体数:2団体(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 各都道府県による地方分権等の振興に資する事業等に対し交付金を交付することにより、地方公共団体の自主的かつ自立的な事業を支援する点で、地方分権型社会の確立に寄与する。	0005
(3)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)	2,726百万円 (2,645百万円)	2,246百万円 (2,230百万円)	998百万円	—	旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づく事業に対し、計画の期間中(概ね10年。ただし、東日本大震災による被害を受けた特定被災地方公共団体及び特定被災区域の団体は20年、それ以外の団体は15年とすることができる。)に、旧市町村の人口に応じ、旧市町村あたり6千万円～3億円を合算した額を補助。  【成果指標(アウトカム)】 補助対象事業の完了数 【活動指標(アウトプット)】 補助対象事業の計画数:47件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 市町村の合併円滑化に必要な経費を措置することにより、旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の一定の事業を補助することで、地方行政制度を円滑に運営することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。	0006
(4)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	15百万円 (12百万円)	13百万円 (7百万円)	12百万円	1	地方議会の一層の活性化に向け、都道府県・市町村の枠を超えて地方議会議員が一堂に会して、地方議会活性化のためのアイデアや先進的な取組事例に触れることにより、各議会が改めて自らの議会のあり方を模索することを促すこと等を目的として、地方議会活性化に関心のある地方議会議員、事務局職員等を対象にシンポジウムを開催する。  【成果指標(アウトカム)】 シンポジウムの参加者数:360人(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 シンポジウムの開催回数:1回(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方議会の果たすべき役割や今後のあり方等について意見交換を行うシンポジウムを開催することにより、地方議会の担い手である地方議会議員及び議会事務局職員が自らの議会の活性化方策を考える契機とすることで、地方分権型社会の確立に寄与する。	0007
(5)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)	—	2百万円 (2百万円)	2百万円	—	地方独立行政法人法制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果について地方公共団体への情報提供を行う。  【成果指標(アウトカム)】 法令や施策等への反映件数:3件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 研究会の開催回数:1回(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方独立行政法人制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果についての地方公共団体への情報提供を実施することにより、制度の方向性を検討することで、地方行政体制を整備することに寄与する。	0008



(6)	新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度)	129百万円 (109百万円)	199百万円 (162百万円)	128百万円	2	人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、「第30次地方制度調査会」(平成25年6月25日)、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年12月24日閣議決定)等において取組を進めることとされた「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進等を図ることを目的として、国の委託事業として調査を実施する。  【成果指標(アウトカム)】 調査の結果、新たな広域連携の先行的モデルとして確認がなされた案件数 【活動指標(アウトプット)】 事業実施箇所数:14件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進等を図ることで、地方分権型社会の確立に向けた地方自治制度の構築に寄与する。	0009	
(7)	業務改革モデルプロジェクトの実施に要する経費(平成28年度)	—	—	102百万円	4	地方自治体において①住民サービスに直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務に焦点を当て、民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながらICT化・オープン化・アウトソーシングなどの業務改革を一体的に行い、住民の利便性向上につながるような取組をモデル的に実施。モデル事業の実施を通じて改革の手法を確立し、その手法を横展開。  【成果指標(アウトカム)】 モデル事業数 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:6件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながら住民の利便性向上に繋がる業務改革にモデル的に取り組む自治体を支援することにより、汎用性のある改革モデルを構築し、その横展開を図ることで、窓口業務のアウトソーシングなど業務改革に関する取組が進むことに寄与する。	新28-0001	
(8)	地方自治法(昭和22年)	—	—	—	1~3	地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体に於ける民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。		
(9)	地方公務員法(昭和25年)	—	—	—	4~10	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する。		
(10)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	—	—	5.6	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。		
政策の予算額・執行額		3,179百万円 (3,046百万円)	2,798百万円 (2,719百万円)	1,218百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						まち・ひと・しごと創生基本方針2016	平成28年6月2日	Ⅲ. 各分野の政策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ①稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等 【対応方針】 ・平成32年度には連携中枢都市圏の形成数を30圏域とすることを目指す。 ・各圏域における取組を更深化させ、人口減少下においても一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済の維持・発展に取り組んでいくため、圏域の取組状況や課題について関係各府省庁と情報共有・意見交換を行って情報共有・意見交換を行うとともに、連携中枢都市圏構想の推進向け、更なる支援の充実を図る。 加えて、圏域全体に効果を発揮する事業について、関係各府省庁が連携して全国展開を図り、各圏域における取組のレベルアップ支援する。
						経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。
- ※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。
- ※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。  
政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APIに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策4:地域振興(地域力創造)				担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 松田 浩樹	
政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方圏において人口減少が急速に進む中、地域経済の好循環の拡大を図るため、「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して地域経済イノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となる地域活性化インフラプロジェクトを推進する。また、過疎地域を含む条件不利地域において集落単位の活性化を図るため、民間活力を導入しながら生活支援機能を確保する。						政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	27年度	28年度	27年度	28年度	
① 「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること	地域経済循環創造事業交付金の経済効果 <アウトカム指標>	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:3.6倍	24年度	平成24年度以上	28年度	24年度から27年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	24年度から28年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	地方圏において人口減少が急速に進む中、地域経済循環創造の取組が全国に広がることで、地域経済が活性化され、地域の元気が創造されと考えられることから、指標として設定。  ※投資効果は、交付金の交付決定額に対する初期投資額の割合を示したものの、「(補助額+融資額)/補助額」で算出。 ※地元雇用創出効果は、交付金の交付決定額に対する地元雇用人員費の割合を示したものの、「地元雇用人員費(融資期間分)/補助額」で算出。	
	2 分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン策定済団体数 <アウトプット指標>	14団体	26年度	34団体以上	28年度	29団体以上	34団体以上	地方圏において人口減少が急速に進む中、分散型エネルギーインフラなどの地域活性化インフラプロジェクトの実施により、民間活力の土台が創られ、地域の元気が創造されと考えられることから、指標として設定。	
3 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合 <アウトカム指標>		-0.62% (平成20~22年度の平均)	22年度	-0.62%以上	32年度	-0.62%以上	-0.62%以上	過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえて、過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されと考えられることから、指標として設定。目標年度は、過疎法の最終年度である平成32年度としている。	
	4 総人口に対する地方圏の人口割合 <アウトカム指標>	49%	22年度	平成22年度並み	27年度	平成22年度並み	平成28年10月に、平成27年国勢調査の結果が公表予定	地方圏において人口減少が急速に進む中、地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を支えることが、地域活性化に寄与と考えられることから、指標として設定(地方圏の人口割合は国勢調査によって判明するため、目標年度は平成27年度としている。)	
	5 定住自立圏の協定締結等圏域数 <アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑫】 【APのKPI】	89圏域	26年度	140圏域	32年度	140圏域 (平成32年度までの目標値)	108圏域	人口減少が急速に進む地方圏においては、複数の自治体で役割分担・連携を図ることにより、圏域全体の生活機能を確保する必要があることから、定住自立圏の形成が重要である。そのため、定住自立圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。目標年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ、平成32年としている。  【施策の達成状況を表すものとして、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】	

過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気づくること	6	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童割合 <アウトプット指標>	0.89% (平成24～26年度の平均)	26年度	0.89%以上	28年度	0.89%以上	0.89%以上	<p>地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れを促すため、都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。</p> <p>地域おこし協力隊について、平成26年6月に安倍総理から「平成28年までに」隊員数を3,000人にする」よう、総務大臣に指示があったところ。</p> <p>※子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例：小学校の児童を対象とした宿泊体験活動（農山漁村での自然体験、農林漁業体験等） ※地域おこし協力隊の活動例：地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施 ※集落支援員の活動例：集落への「目配り」として集落の巡回、集落点検（「人口・世帯数の動向」「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」などの項目について、市町村職員や住民と共に点検）を実施するとともに、集落の自主的活動への支援等を行う。</p>
	7	地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 <アウトプット指標>	2,369人	26年度	4,000人以上	28年度	4,000人以上	4,000人以上	<p>【参考】 (平成26年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 58,877人 (平成25年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 58,163人 地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 1,719人 (平成24年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 62,389人 地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 1,311人</p> <p>※平成27年3月末時点では地域おこし協力隊の任期終了者945名のうち、約6割(557人)が定住又は地域協力活動に従事している(平成27年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果)。</p>
	8	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 <アウトプット指標>	848件 (平成24～26年度の平均)	26年度	850件以上	28年度	848件以上	850件以上	<p>まち・ひと・しごと総合戦略においても中心市街地活性化が地方創生の一環として重要な施策に位置付けられ、中心市街地での周遊や新規出店を促す仕組みが重要であることを踏まえ、地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。</p>
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	9	JETプログラムの招致人数 <アウトプット指標>	JETプログラムの招致人数4,476人 (平成26年7月1日現在)	26年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	28年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	<p>外国語教育の推進及び外国人材の活用等の施策が推進されていることを踏まえて、JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。</p>
	10	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 <アウトプット指標>	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合82% (平成26年4月1日現在)	26年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合85%以上	28年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合85%以上	83% (平成27年4月1日現在)	<p>※JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団体が実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることで、地域の住民と様々な形で交流を深めている。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	113百万円	82百万円	89百万円	6~10	<p>有識者等外部の提言や地方公共団体の意見を取り入れつつ、地域力創造施策を進めるとともに、地域の先進的な取り組みを全国に紹介している。また、地域における外部人材の活用を支援するとともに、人材力活性化施策の推進、地域間の連携交流の推進、地域の国際交流・協力の推進、地域の多文化共生の推進などにより、今後の地域力創造の展開を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 全国地域づくり人材塾修了者数、JETプログラム招致人数 【活動指標(アウトプット)】 地域力創造に関する施策説明会等の開催回数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域振興に必要な経費を措置することにより、全国地域づくり人材塾の修了者が増加するなど、地域づくりに関する知識・経験を持った人が増加し、人材力の活性化や地域間の連携交流などが図られることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0010
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)	4,352百万円 (4,262百万円)	3,769百万円 (3,557百万円)	2,965百万円	1	<p>地域の資源と資金(地域金融機関の融資)を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その実施に要する経費を交付する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 地域経済循環創造事業交付金交付決定団体の投資効果:2.1倍(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 地域経済循環創造事業交付金の交付決定事業数:85件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「地域経済循環の創造」の推進に要する経費にて、地域経済循環創造事業交付金事業を実施し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げることにより、投資効果や地元雇用創出効果などの経済効果が創出され、地域経済の好循環拡大が図られることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0011
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)	2,280百万円 (2,268百万円)	725百万円 (705百万円)	732百万円	3	<p>過疎地域等自立活性化推進交付金(過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域集落再編整備事業、過疎地域遊休施設再編整備事業、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)、今後の過疎対策のあり方や過疎地域の自立活性化推進に関する調査事業 【成果指標(アウトカム)】 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合:-0.6%(平成32年度) 採択事業の成果目標の達成度:100%(平成32年度) 賃貸・分譲開始の1年後の入居率:80%(平成32年度) 施設利用開始後1年間の施設利用者数:3,000人/件(平成32年度) 小さな拠点の形成数につき、平成32年度末までに1,000箇所 【活動指標(アウトプット)】 過疎地域等自立活性化推進事業の交付件数:11件(平成28年度) 過疎地域集落再編整備事業の交付件数:7件(平成28年度) 過疎地域遊休施設再編整備事業の交付件数:6件(平成28年度) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の交付件数:36件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 過疎地域振興対策等に要する経費にて、過疎市町村による主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等を支援することにより、当該地域の実情に応じた過疎対策が図られ、過疎地域への転入者数の増加及び転出者数が抑制され、地域の元気をつくることに寄与する。</p>	0012
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度)	17百万円 (2百万円)	7百万円 (7百万円)	6百万円	5	<p>各定住自立圏の参考となる取組事例について調査・分析を行うとともに、シンポジウムや意見交換会の開催等によって地方公共団体等への情報提供を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 総人口に対する地方圏の人口割合:22年度並(49%)(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 定住自立圏の圏域数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 定住自立圏構想推進費を措置することにより、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、圏域全体に必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏での定住の受け皿を形成することを通じ、地方圏の人口の維持につなげ、地域の元気をつくることに寄与する。</p>	0013

<p>(5)</p>	<p>「分散型エネルギーインフラ」プロジェクトの推進に要する経費(平成25年度)</p>	<p>654百万円 (621百万円)</p>	<p>480百万円 (451百万円)</p>	<p>260百万円</p>	<p>2</p>	<p>分散型エネルギーインフラの事業化に向けて、地域内需要量調査や地域内可能供給能力調査などを 含む、自治体が核となった「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」の策定 支援等を行う。  【成果指標(アウトカム)】 分散型エネルギーインフラ整備団体数:100箇所(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 マスタープランの策定:13団体(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「分散型エネルギーインフラ」プロジェクトの推進に要する経費を措置し、マスタープランの策定を行うこ とで、地域におけるエネルギー関連企業の立ち上げ、自立的で持続可能な地域エネルギーシステム の構築につながり、地域の活性化に寄与する。</p>	<p>0014</p>
<p>(6)</p>	<p>都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)</p>	<p>60百万円 (48百万円)</p>	<p>30百万円 (22百万円)</p>	<p>30百万円</p>	<p>6</p>	<p>子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組む受入地域の活性化のため、外部人材等の多様な人材を 活用した取組について、地方公共団体から提案を受け、その中から他地域のモデルとなるような取組 を委託調査事業として採択し、先進事例を構築する等を行う。また、これらの先進事例を紹介する子ど も農山漁村交流プロジェクト推進セミナーを開催し、当プロジェクトの一層の推進を図る。  【成果指標(アウトカム)】 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数:57,000人(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした事例数:9事例(平成27年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費にて、モデル実証事業やセミナーを 実施することにより、先進事例を構築するとともに、当該先進事例を全国に展開することで、子ども農 山漁村交流プロジェクトの取組を推進し参加児童数の増加し、地域の元気をつくることに寄与する。</p>	<p>0015</p>
<p>(7)</p>	<p>暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に 要する経費(平成26年度)</p>	<p>18百万円 (18百万円)</p>	<p>11百万円 (10百万円)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>過疎地域等の専門家やコミュニティビジネスの専門家等からなる有識者研究会を設置し、地域運営組 織が抱えている資金確保の方法や人材育成の仕組み、多様な活動にふさわしい組織形態のあり方な どの課題について検証するとともに、地域運営組織の健全かつ持続的な活動を確保するための方策 について調査研究を行う。  【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数:10(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】調査研究の対象とした先進事例数:10(平成27年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費を措置することにより、地 域運営組織のあり方に関する調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果をいかした地域の 課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	<p>0016</p>
<p>(8)</p>	<p>機能連携広域経営推進調査事業に要する経費(平成26年度)</p>	<p>100百万円 (78百万円)</p>	<p>25百万円 (15百万円)</p>	<p>7百万円</p>	<p>—</p>	<p>市町村域を越えた圏域において、地元企業、大学、金融機関、NPOなど産学金官民等の幅広い関係 者が連携し、数値目標を設定した計画に基づき、産業振興や雇用確保に資する拠点等を構築すること により、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図る取組について支援する委託調査事業を 実施し、他の地域が取り組むに当たって参考となり得る先進的かつ汎用性のある事例を構築する。 【成果指標(アウトカム)】 委託調査事業として実施した取組を継続している圏域の割合:100%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 取組団体のフォローアップ及び調査(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 機能連携広域経営推進調査事業に要する経費を措置することで、連携事業の事例を構築し展開す ることにより、産学金官民等の連携に係る地方公共団体の取組を促進することにつながる。</p>	<p>0017</p>
<p>(9)</p>	<p>地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)</p>	<p>88百万円 (56百万円)</p>	<p>169百万円 (130百万円)</p>	<p>109百万円</p>	<p>—</p>	<p>地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を開設し、 移住希望者のニーズに応じて地方自治体に繋ぐこととしているほか、地方への移住・交流に関する都 市住民のニーズや意識、動向を把握する。また、地方への移住・交流のための全国フェアの開催等 により、移住・交流の機運を醸成する。  【成果指標(アウトカム)】 移住・交流に関するあつせん件数:11,000件(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 「移住・交流情報ガーデン」来場者数:16,700人(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方への移住・交流の推進に要する経費を措置することで、「移住・交流情報ガーデン」において移住 希望者のニーズに応じた地方への移住関連情報の提供・相談支援を実施することにより、地方への移 住・交流の機運を醸成することで、地方への人の流れの創出に寄与する。</p>	<p>0018</p>

(10)	地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)	90百万円 (90百万円)	85百万円 (81百万円)	128百万円	7	<p>地域おこし協力隊の拡充のため、全国サミットや制度説明会等を開催し広く制度の周知を行うとともに、隊員への研修の充実、地域との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業の実施等により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人材還流を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 地域協力活動に従事する隊員数:4,000人(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 モデル事業実証事業数:8事例(平成28年度)全国サミット参加者数:800人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域おこし協力隊の推進に要する経費にて、全国サミットや制度説明会等の開催、隊員への研修や地域との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業を実施することにより、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊員を4,000人を目的に拡充を図ることで、地方への人材還流の推進に寄与する。</p>	0019
(11)	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費(平成27年度)	—	19百万円 (15百万円)	14百万円	—	<p>過去の大規模な国際大会等の調査研究を通じて、開催都市における訪日外国人を含めた観戦者の受け入れ体制のあり方、大会がもたらす交流人口の増加や経済波及効果の効果的な引き出し方など、大会開催を契機とした有効な地域活性化手法のあり方について検証を行う。</p> <p>調査研究で得た知見は、大規模な国際大会の試合開催やキャンプ地受け入れを予定している関係自治体をはじめとする職員にむけて、スポーツ大会等の機会を生かして地域資源や特性を生かした創意工夫のある取組を行っていく上での指針となるような成果物(報告書)をとりまとめる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各開催都市に提示した事例数:20(平成31年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費を措置することにより、2019年に向けて大規模な国際大会を契機として地方自治体が地域活性化をしていく手法についての調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした取組が全国の関係自治体で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0020
(12)	条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業に要する経費(平成27年度)	—	10百万円 (7百万円)	9百万円	3	<p>ボランティアチェーン等の民間事業と地域住民が連携しながら住民の暮らしを支える必要最小限の日常生活機能を果たす「よろずや」づくりを行う手法や、それに対する行政の支援のあり方について検討を深めるとともに、「よろずや」で生まれた地域住民の集積を生かしてカフェ・レストランやサロンの運営等を通じた複合拠点化(各種サービス機能の集積)や地域活性化につなげるために必要な実践的方策を検討し、その際に生じる課題を分析するため、先進団体の取組を参考に調査・研究を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各地域に提示した先進事例集:30(平成32年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業に要する経費を措置することにより、中山間地で地域住民の生活機能を確保するための拠点づくりの調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした地域の課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0021
(13)	地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費(平成28年度)	—	—	16百万円	—	<p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2015改訂版)(平成27年12月24日閣議決定)において、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向け、地域運営組織を形成することが重要であるとの方針が示されたことを受け、地域運営組織に関する先進事例を体系的に整理・提供するとともに、外部人材の有効活用や組織・人材・拠点の一体的な取組等に向けた環境整備など、同組織の健全かつ持続的な運営を確保するための方策について調査研究を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数:25(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした先進事例数:10(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費を措置することにより、地域運営組織の健全かつ持続的な運営の調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした地域の課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	新28-0002

	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)	—	—	—	3	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。										
	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	—	—	—	7	中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に關し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。										
	政策の予算額・執行額	7,841百万円 (7,556百万円)	5,411百万円 (5,013百万円)	3,509百万円		政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)										
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政運営と改革の基本方針2016</td> <td>平成28年6月2日</td> <td>           第2章 成長と分配の好循環の実現            2. 成長戦略の加速等            (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援            ③ 地域の活性化            (地域の活性化)            経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済好循環の拡大を図るため、産学金官の連携により、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う企業の創出、分散型エネルギーシステムの構築等のエネルギーの地産地消、自治体インフラの民間開放等を進める。また、マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。            過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。            地域おこし協力隊の拡充により、都市部の若者等外部人材を積極的に活用し、その定住・定着を図る。            第3章 経済・財政一体改革の推進            5. 主要分野ごとの改革の取組            (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題            ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革            人口減少・少子高齢化の下、公共施設の集約化等、公営企業の運営、業務改革や民間委託など自治体が直面する課題については、自治体間で地域の実情に応じた広域化・共同化など連携した取組を促す。都道府県には各課題において積極的に事務の広域化・共同化を促す調整役としての役割が求められる。            連携中核都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。         </td> </tr> <tr> <td>「日本再興戦略」改訂2015</td> <td>平成27年6月30日</td> <td>           第二 3つのアクションプラン            一、日本産業再興プラン            6(2) (地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築)            本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。            6(3)⑦ (地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援)            地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要            二、戦略市場創造プラン            テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現            省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する地域分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進         </td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 (地域の活性化) 経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済好循環の拡大を図るため、産学金官の連携により、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う企業の創出、分散型エネルギーシステムの構築等のエネルギーの地産地消、自治体インフラの民間開放等を進める。また、マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。 地域おこし協力隊の拡充により、都市部の若者等外部人材を積極的に活用し、その定住・定着を図る。 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革 人口減少・少子高齢化の下、公共施設の集約化等、公営企業の運営、業務改革や民間委託など自治体が直面する課題については、自治体間で地域の実情に応じた広域化・共同化など連携した取組を促す。都道府県には各課題において積極的に事務の広域化・共同化を促す調整役としての役割が求められる。 連携中核都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。	「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 6(2) (地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築) 本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。 6(3)⑦ (地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要 二、戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する地域分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)														
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 (地域の活性化) 経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済好循環の拡大を図るため、産学金官の連携により、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う企業の創出、分散型エネルギーシステムの構築等のエネルギーの地産地消、自治体インフラの民間開放等を進める。また、マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。 地域おこし協力隊の拡充により、都市部の若者等外部人材を積極的に活用し、その定住・定着を図る。 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革 人口減少・少子高齢化の下、公共施設の集約化等、公営企業の運営、業務改革や民間委託など自治体が直面する課題については、自治体間で地域の実情に応じた広域化・共同化など連携した取組を促す。都道府県には各課題において積極的に事務の広域化・共同化を促す調整役としての役割が求められる。 連携中核都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。														
「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 6(2) (地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築) 本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。 6(3)⑦ (地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要 二、戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する地域分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進														



				ニッポン一億総活躍プラン	平成28年6月2日	5.「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向  (11)地方創生 地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。地域において育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産を活かしながら進めていくことが重要である。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」21及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」22に基づき、ローカルアベノミクスの推進、潜在的希望者の地方移住・定着の実現、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等を通じ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。
				まち・ひと・しごと創生基本方針2016	平成28年6月2日	Ⅲ 各分野の政策の推進  4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ① 稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等 <課題> ○ 定住自立圏 ・平成28年4月1日現在、108圏域において定住自立圏が形成されたところであるが、市町村における定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げていく必要がある。 <今後の方向性> ○ 定住自立圏 ・平成32年度には定住自立圏の形成数を140圏域とすることを旨とする。 ・各圏域における取組をさらに進化させるため、これまでの取組成果の再検証を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。 【対応の方針】 ◎ 定住自立圏の取組内容の深化 ・平成32年度には定住自立圏の形成数を140圏域とすることを旨とする。 ・各圏域の取組を更に深化させるため、これまでの取組成果の再検証を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。
				経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2省 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化  第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行政改革・分野横断的な課題

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑤)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化				担当部局 課室名	自治財政局財政課 他4課			作成責任者名	自治財政局財政課長 前田 一浩	
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。							分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方公共団体の安定的な財政運営に資するため、必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。							政策評価実施 予定時期	平成30年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>						
					27年度	28年度	29年度				
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	① 一般財源総額 一般財源比率 <アウトカム指標>	平成27年度一般財源総額(通常収支)61兆5,485億円(水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率(通常収支)66.9%	26年度	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 平成28年度一般財源総額(通常収支)61兆6,792億円(水準超経費除き60兆2,292億円) 平成28年度一般財源比率(通常収支)67.5%	—	—	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する必要があることから、指標として設定。【測定指標2の地方債依存度について、APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】  【参考(平成25年度実績)】 平成26年度一般財源総額(通常収支)60兆3,577億円(水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率(通常収支)65.7% 平成25年度一般財源総額(通常収支)59兆7,526億円(水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率(通常収支)65.4% 平成24年度一般財源総額(通常収支)59兆6,241億円(水準超経費除き58兆9,741億円) 平成24年度一般財源比率(通常収支)65.3%			
	2 地方債依存度 <アウトカム指標> 【AP改革項目関連: 地方行財政改革・分野横断的な取組①】 【APのKPI】	平成27年度地方債依存度(通常収支)11.1%	26年度	29年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 平成28年度地方債依存度(通常収支)10.3%	—	—	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。			
	3 借入金残高 <アウトカム指標>	平成27年度末見込み199兆円	26年度	29年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 平成28年度末見込み195.8兆円	—	—	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 平成26年度地方債依存度(通常収支)12.7% 平成25年度地方債依存度(通常収支)13.6% 平成24年度地方債依存度(通常収支)13.6%			
	4 地方財政対策の状況 <アウトカム指標>	平成27年度財源不足額(通常収支)7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行4兆5,249億円 ・財源対策債の増発7,800億円	26年度	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 平成28年度財源不足額(通常収支)5兆6,063億円を以下により補填 ・地方交付税の増額7,536億円 ・臨時財政対策債の発行3兆5,133億円 ・財源対策債の増発7,900億円	—	—	借入金残高 平成26年度末見込み 200兆円 平成25年度末見込み 201兆円 平成24年度末見込み 201兆円  平成26年度財源不足額(通常収支)10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行5兆5,952億円 ・財源対策債の増発7,800億円 平成25年度財源不足額(通常収支)13兆2,808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額6兆2,676億円 ・臨時財政対策債の発行6兆2,131億円 ・財源対策債の増発8,000億円 平成24年度財源不足額(通常収支)13兆6,846億円を以下により補填 ・地方交付税の増額6兆7,313億円 ・臨時財政対策債の発行6兆1,333億円 ・財源対策債の増発8,200億円			
	5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置の実施 <アウトカム指標>	震災復興特別交付税 平成27年度(当初)5,898億円	26年度	29年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。 震災復興特別交付税 平成28年度(当初)4,802億円	—	—	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。  ※臨時財政対策債: 地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債。 ※財源対策債: 地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に引き上げるために発行される地方債。  震災復興特別交付税 平成26年度(当初+補正)5,750億円 平成25年度(当初+補正)6,627億円 平成24年度(当初+補正)6,704億円			

<p>地方財政の健全化を推進すること</p>	<p>6</p>	<p>実質公債費比率等の状況 ＜アウトカム指標＞</p> <p>○平成25年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.5%、 市町村8.6% ・将来負担比率 都道府県200.7%、 市町村51.0%</p> <p>○平成25年度末における財政健全化団体等の数(平成25年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体 (18公営企業会計)</p> <p>○平成25年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体 (7公営企業会計)</p> <p>○平成25年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体 (5公営企業会計)</p>	<p>26年度</p> <p>実質公債費比率等を 基に各地方公共団体 における財政健全化 の取組を促進する。</p>	<p>29年度</p>	<p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p> <p>○平成26年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.1%、 市町村8.0% ・将来負担比率 都道府県187.0%、 市町村45.8%</p> <p>○平成26年度末における財政健全化団体等の数(平成26年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体 (18公営企業会計)</p> <p>○平成26年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体</p> <p>○平成26年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体 (5公営企業会計)</p>	<p>—</p>	<p>極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。</p> <p>【参考(平成25年度実績)】</p> <p>○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.7% 市町村 9.2% ・将来負担比率 都道府県 210.5% 市町村 60.0%</p> <p>○平成23年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.9% 市町村 9.9% ・将来負担比率 都道府県 217.5% 市町村 69.2%</p> <p>○平成22年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 10.5% ・将来負担比率 都道府県 220.8% 市町村 79.7%</p> <p>○平成24年度末における財政健全化団体等の数(平成24年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 19団体(20公営企業会計)</p> <p>○平成23年度末における財政健全化団体等の数(平成23年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 27団体(32公営企業会計)</p> <p>○平成22年度末における財政健全化団体等の数(平成22年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 6団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 32団体(38公営企業会計)</p> <p>○平成24年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 11団体(12公営企業会計)</p> <p>○平成23年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 4団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体(6公営企業会計)</p> <p>○平成22年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 7団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体(10公営企業会計)</p> <p>○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体(1公営企業会計)</p> <p>○平成23年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体(5公営企業会計)</p> <p>○平成22年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体(2公営企業会計)</p>
------------------------	----------	---	--	-------------	--	----------	---

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する指標 ※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号	
		26年度	27年度	28年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費 (昭和23年度)	56百万円 (49百万円)	49百万円 (34百万円)	50百万円	1~6	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の財政に関する制度の企画・立案のための調査等</li> <li>地方債に関する制度の企画及び立案、地方債の発行の同意等並びに地方債の適正かつ効果的な運用に関する地方公共団体等への情報提供等</li> <li>地方公共団体、地方公営企業の財政の健全化に向けた調査・分析</li> <li>地方公営企業制度に関する制度の企画・立案に係る検討会の開催</li> </ul>	0022	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	17,698,900百万円 (17,550,616百万円)	17,509,508百万円 (17,509,508百万円)	17,747,202百万円	1,4,5	<ul style="list-style-type: none"> <li>【成果指標(アウトカム)】</li> <li>・代替指標/(参考)一般財源総額</li> <li>・代替指標/(参考)一般財源比率</li> <li>・代替指標/(参考)地方債依存度</li> <li>【活動指標(アウトプット)】</li> <li>・地方財政計画の策定</li> <li>・地方交付税法等の一部を改正する法律案の成立</li> <li>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</li> <li>地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源の確保に寄与する。</li> </ul>	—	
(3)	地方交付税法 (昭和25年)	—	—	—	1~5	内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。		
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年)	—	—	—	6	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。		
政策の予算額・執行額		17,698,955百万円 (17,550,665百万円)	17,509,557百万円 (17,509,542百万円)	17,747,253百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
						平成28年度以降の復興・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築				担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室			作成責任者名	自治税務局企画課長 福岡 伸哉	
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。				担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室			分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。また、公共サービスの対価を広く公平に分ち合うという地方税の応益課税を強化する。				担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室			政策評価実施 予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係) 及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>						
				26年度	27年度	28年度					
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	①	国・地方間の税源配分比率 ＜アウトカム指標＞	国:地方 = 58.2:41.8 (平成24年度決算)	25年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 28年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	国:地方 = 59.6:40.4 (平成25年度決算)	国:地方 = 61.6:38.4 (平成26年度決算)	—	国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが望ましい。 地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方を見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。  【参考】 (平成23年度決算)国:地方 = 57.4:42.6 (平成22年度決算)国:地方 = 56.5:43.5	
	②	歳入総額に占める地方税の割合 ＜アウトカム指標＞	地方税の割合 34.5% (平成24年度決算)	25年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 28年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	地方税の割合 35.0% (平成25年度決算)	地方税の割合 36.0% (平成26年度決算)	—	地方団体が提供する行政サービスの財源はできるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいことから、地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。  【参考】 (平成23年度決算)34.1% (平成22年度決算)35.2%	
	③	地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 ＜アウトカム指標＞	最大値/最小値 2.5倍 (平成24年度決算)	25年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。 28年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。	最大値/最小値 2.6倍 (平成25年度決算)	最大値/最小値 2.6倍 (平成26年度決算)	—	地域間の財政力格差が拡大しないよう、税源の偏在性を小さくする必要があり。都道府県別人口一人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。  【参考】 (平成23年度決算)最大値/最小値 2.5倍 (平成22年度決算)最大値/最小値 2.6倍	
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	④	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 ＜アウトカム指標＞	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 9項目 (平成26年度税制改正による導入数 5項目)	25年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。 28年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 17項目 (平成27年度税制改正における導入数 8項目)	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 22項目 (平成28年度税制改正における導入数 5項目)	—	地方団体の自主性・自立性を一層高め、地域の実情に対応した政策を展開していくことが理想である。地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。「地域決定型地方税制特例措置」とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み)なお、平成26年度の実績値及び【参考】の平成25年度税制改正における導入数については、記載誤りのため訂正している。  【参考】 (平成25年度税制改正における導入数)2項目 (平成24年度税制改正における導入数)2項目	
	⑤	地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数 ＜アウトカム指標＞	54項目を見直し(うち5項目を廃止・縮減) (平成26年度税制改正)	25年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 28年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	66項目を見直し(うち14項目を廃止・縮減) (平成27年度税制改正)	65項目を見直し(うち26項目を廃止・縮減) (平成28年度税制改正)	—	税負担軽減措置等は、地方団体が提供する行政サービスの財源としての地方税を減収させる要因の一つであることから、適用僅少の特例等であるか、適宜その実態の透明化を図ることが望ましい。税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。  【参考】 (平成25年度税制改正)62項目を見直し(うち16項目を廃止・縮減) (平成24年度税制改正)46項目を見直し(うち15項目を廃止・縮減)

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号						
		26年度	27年度	28年度									
(1)	地方税制度の整備に必要な経費 (昭和25年度)	35百万円 (26百万円)	30百万円 (26百万円)	35百万円	1～5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制調査会で決定した税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成</li> <li>・毎年度の税制改正等に向けて、税制調査会における審議等への対応</li> <li>・地方税に関する調査、資料の作成</li> <li>・地方税負担軽減措置等の整理</li> <li>・地方法人課税及び自動車関係税制のあり方についての検討</li> <li>・消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方団体の役割拡大に向けた検討 等</li> </ul> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替指標/租税総額に占める地方税の割合</li> <li>・代替指標/(参考)都道府県別人口一人当たり地方税収額の最大値と最小値の比較</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法の一部を改正する法律案の成立:1件(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>税制改正大綱に基づき、地方税法改正案の作成等を実施することにより、財源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系が構築されることに加えて、住民自治の確立に向けた地方税制度の改革が推進されることとなるため、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税により安定的に賄うという分権型社会を担う地方税制度の実現に寄与する。</p>	0023						
(2)	ふるさと納税の手続簡素化及びPR (平成26年度)	1百万円 (1百万円)	239百万円 (135百万円)	—	—	<p>最重点課題となっている地方創生を推進するため、ふるさと納税を拡充(ふるさと納税枠の拡充等)する制度改正にあわせてPRを広く実施するとともに、手続簡素化のための取組を行い、ふるさと納税の一層の活用を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと納税者数:60万人(平成28年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターの配布部数</li> <li>・リーフレットの配布部数</li> <li>・ふるさと納税活用事例集</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ふるさと納税の手続簡素化及びPRを実施することは、ふるさと納税の活用がより一層促進されることで、各地で地方創生の実現に向けた取組を支援する動きが広がり、地方団体が自らの発想で特色を持った地域づくりを行うことに寄与する。</p>	0024						
(3)	地方税法 (昭和25年)	—	—	—	1～5	地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。							
政策の予算額・執行額		36百万円 (27百万円)	269百万円 (161百万円)	35百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度税制改正の大綱</td> <td>平成27年12月24日</td> <td>現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組みとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	平成28年度税制改正の大綱	平成27年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組みとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
平成28年度税制改正の大綱	平成27年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組みとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑦)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策7:選挙制度等の適切な運用				担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室		作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 高橋 秀禎
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。							分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	民主政治の健全な発達が期されている現状を踏まえ、民主政治の健全な発達に寄与するため、選挙制度、政治資金制度等を適切に運用する。							政策評価実施予定時期	平成30年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>				
			27年度	29年度	28年度	29年度			
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	① 有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討及び実施 <アウトプット指標>	学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」にて①在外選挙人名簿登録の利便性向上、②選挙人名簿の閲覧制度、③ICTを活用した将来の投票環境向上の可能性を柱に各方策の検討を実施	平成28年度に取りまとめ予定の研究最終報告等を踏まえて、実施可能なものから、制度改革を実施	29年度	平成27年度に取りまとめた研究会中間報告を踏まえて、実施可能なものから制度改革を実施するとともに、研究会の最終報告を取りまとめる	平成28年度に取りまとめ予定の研究最終報告等を踏まえて、実施可能なものから、制度改革を実施	投票率が低下傾向にある中、現在の地方公共団体におけるICT化の進展や関連制度・機器の整備状況等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、国政選挙・地方選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定。		
	2 選挙制度に関する調査研究 <アウトプット指標>	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	27年度	29年度	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度や適正な選挙手続へ関心の高まり等の事情を踏まえて、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査研究を指標として設定。	
公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること	3 常時啓発事業の実施等 <アウトプット指標>	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り実施。	27年度	29年度	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施。	29年度	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施。	いずれの選挙においても投票率が低下傾向にあり、特に若者の投票率が著しく低い中、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、選挙が公明かつ適正に行われるよう、新たに投票の権利を得る若者を含め、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、主権者教育の推進等も考慮し、常時啓発事業の実施等を指標として設定。  ※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。	

<p>公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること</p>	<p>4</p>	<p>制度の認知度 &lt;アウトカム指標&gt;</p>	<p>制度の認知度:約65%(第18回統一地方選意識調査報告書(平成28年2月現在)による)</p>	<p>27年度</p>	<p>制度の認知度:80%以上</p>	<p>29年度</p>	<p>制度の認知度:80%以上</p>	<p>国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を内容とする憲法改正国民投票法改正法が平成26年6月20日に公布・施行され、施行後4年以降は投票権年齢が18歳に引き下がることを踏まえ、制度内容を有権者、選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。</p>
<p>政治資金の透明性を確保すること</p>	<p>5</p>	<p>総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率) &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>政党本部:100% 政党支部:98.9% 政治資金団体:100% 【平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>29年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>政治資金の収支については、それぞれの政治団体の収支報告書の公開を通じて国民の監視の下に置かれており、その是非など収支報告書の内容に対する判断は、国民に委ねられているものであり、収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。</p>
			<p>国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率:95.1% 【平成24年分～平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>29年度</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成25年分～平成27年分収支報告】</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>
			<p>政治団体全体の過去3カ年平均の提出率:88.4% 【平成24年分～平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>29年度</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成25年分～平成27年分収支報告】</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>



達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費を除く。)	57百万円 (28百万円)	52百万円 (28百万円)	54百万円	1~2.5	在外選挙人名簿登録事務(市町村選挙管理委員会に委託)に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館及び市町村選挙管理委員会に対し送付する。国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、統計をまとめる。有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図るための具体的方策について検討するため、研究会を開催する。政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、それらを閲覧に供し、請求に応じ少額領収書等の写しの開示業務を行う。  【活動指標(アウトプット)】 ・在外選挙人名簿登録者数 ・代替指標/在外選挙人名簿登録者数<参考指標> 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 選挙制度等の整備に必要な経費を措置することにより、研究会等を開催し、必要技術的助言等を行うことで、都道府県又は市町村選挙管理委員会にて適切な選挙制度が行われ、公職選挙法に則った選挙制度が確立することに寄与する。	0025
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	42百万円 (38百万円)	521百万円 (444百万円)	134百万円	3.4	(1)高校生向け副教材の作成(2)選挙権年齢引下げの周知啓発(3)選挙啓発研修会開催(4)参加型学習教材作成  【成果指標(アウトカム)】 参加者数の前年度比増 ・代替指標/研修会(3種類)への参加者数:1188人(平成28年度) 参加者数の前年度比増 ・代替指標/啓発イベントへの参加者数:173人(平成28年度) 高校生向け副教材の作成 ・代替指標/副教材の作成部数:123万部(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 研修会(3種類)の1種類ごと開催数:16回 若者フォーラムの開催数:1回 高校生向け副教材の配布学校数:6,673校 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参加・実践等を通じた政治意識向上の事業を実施することにより、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることで、有権者の投票参加を促すとともに、公正かつ厳正な選挙執行の実現に寄与する。	0026
(3)	選挙人名簿システム改修費補助金(平成27年度)	—	1,589百万円 (1,171百万円)	—	1	公職選挙法等の改正(選挙権年齢の引下げ及び名簿登録制度の見直し)に伴う選挙人名簿登録対象者の変更に対応し、平成28年夏に予定されている参議院議員通常選挙までに改修を完了させるために、市区町村等が保有する選挙人名簿システム等の改修に要する経費に対して補助を行う。  【成果指標(アウトカム)】 改修の達成度:100%(平成27年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 選挙人名簿システム改修費補助金を措置することにより、選挙権年齢の引下げ及び名簿登録制度の見直しを踏まえたシステム改修が進み、市区町村等の選挙実施を円滑に行うことができることから、公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与する。	0027
(4)	中山間地等における投票機会確保のための普及実践事業(平成28年度)	—	—	14百万円	—	選挙人の投票機会の確保や利便性の向上を図るために、中山間地域等における投票所までの巡回バス等の運行や無料乗車券の発行、自動車等を期日前投票所として利用するなどの移動支援の取組、また、これらの取組と共通投票所の設置や期日前投票時間の弾力化等の投票環境向上のための取組を併せて行うなど、全国の選挙管理委員会が行った事例について調査研究を行い、導入経緯や手法、実施にあたっての課題等について、分析・整理し、報告書としてまとめる。  【成果指標(アウトカム)】 新たに投票環境整備の取組を行う団体数:260(平成31年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 中山間地等における投票機会確保のための普及実践事業を実施することで、中山間地域等での課題等を分析・整理し、それらを全国の選挙管理委員会の投票に活かすことで、同地域における投票を円滑に行うことができ、民主政治の健全な発達に寄与する。	新28-0003
(5)	参議院議員通常選挙に必要な経費(平成28年度)	—	—	53,462百万円	—	平成28年7月25日に任期満了を迎える参議院議員の通常選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに参議院議員通常選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付。  【成果指標(アウトカム)】 公正な国政選挙の確実な実施 ・代替指標/実施した選挙の数:2(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参議院議員通常選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法の趣旨に則った公明且つ適正な選挙執行がされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。	新28-0004

(6)	公職選挙法(昭和25年)	—	—	—	1~3	日本国憲法 の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する。		
(7)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—	—	—	4	日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行う。		
(8)	政治資金規正法(昭和23年)	—	—	—	5	議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の取支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与する。		
政策の予算額・執行額		63,125百万円 (56,412百万円)	2,162百万円 (1,643百万円)	53,680百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑧)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策8: 電子政府・電子自治体の推進					担当部局課室名	大臣官房(企画課個人番号企画室)、行政管理局(行政情報システム企画課)、自治行政局(住民制度課、地域政策課地域情報政策室)			作成責任者名	大臣官房企画課個人番号企画室長 下中 宏卓 行政管理局行政情報システム企画課長 澤田 稔一 自治行政局住民制度課長 篠原 俊博 自治行政局地域政策課地域情報政策室長 飯塚 秋成	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。									分野【政策体系上の位置付け】	電子政府・電子自治体	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	利用者本位の簡素で効率的な行政の実現が期待されていることを踏まえ、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図るため、ICTを活用した電子行政を推進する。									政策評価実施予定時期	平成31年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
							年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>					
							28年度	29年度	30年度			
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	1	国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング <アウトプット指標>	4位	26年度	平成28年度値以上	30年度	平成26年度値以上	/	平成28年度値以上	国民にとって利便性の高い電子政府施策を推進する必要性に迫られている現状を踏まえ、ICTの利活用の推進による各国における成熟度を測る国連の電子政府ランキングの指標のうち、市民と政府の双方向性の確保や手続のオンライン化等、中央政府における行政オンラインサービスの充実度を測るランキングを測定指標に設定。目標(値)としては、2年に一度実施される国際ランキングを目標指標として置くことにより、電子政府の取組の実施状況を包括的に捉え、平成28年度においては、平成26年度実施のランキングを上回ることを目指すとして設定。		
							—		—			
	2	電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数 <アウトプット指標>	392,457千件	27年度	522,360千件以上	30年度	431,703千件以上	474,873千件以上	522,360千件以上			
							—	—	—			
	③	情報システム統一研修(集合研修)の定員 <アウトプット指標>	920人	27年度	1,200人以上	30年度	1,000人以上	1,100人以上	1,200人以上			
							—	—	—			

	4	電子決裁に要する期間 ＜アウトプット指標＞	40.1 時間	26年度	32 時間以内	30年度	38 時間以内	35時間以内	32 時間以内	電子決裁率については、各府省において積極的に取り組んだ結果、27年度上半期の時点で政府全体で78.8%となり、また、ほとんどの府省においても60%を超えており、主要成果指標(KPI)の目標である60%を既に超えるなど着実に向上していることを踏まえ、電子決裁を定着させる次の取組として一部低調府省に対してはベストプラクティスを横展開するなど個別フォローを実施するほか、「国・地方IT化・BPR推進チーム 第一次報告書」(平成27年6月29日eガバメント関係会議ワーキンググループ)において、大臣等政務の決裁処理の電子化を進めるため、タブレット利用型アプリを開発することで事務処理の一貫した電子化を進めるなど業務の迅速化を図ることを目的に平成30年度までに電子決裁に要する期間を32時間以内まで短縮させることとされたため、これを指標として設定。 基準年度については、同報告書において、主要成果指標(KPI)として「電子決裁に要する期間の短縮(平成27年3月実績平均40.1時間→目標(平成30年度)32時間以内)」とされていることから、平成26年度に設定している。
	⑤	クラウド導入市区町村数 ＜アウトカム指標＞ 【AP改革項目関連:地方行政改革・分野横断的な取組⑤】 【APのKPI】	550団体	26年度	約1,000団体	29年度	約1,000団体		国・地方行政のIT化と業務改革を同時・一体的に推進することが必要となっている現状を踏まえるとともに、「世界最先端IT国家創造宣言」や、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」等に沿って、各地方公共団体が自治体クラウドの導入に主体的に取り組むことで、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上、災害に強い基盤構築(データのバックアップの確保、業務の継続性)等につながると考えられることから、自治体クラウドを中心としたクラウド導入市区町村数を指標として設定。 「クラウド導入市区町村数」の基準年度及び目標年度は経済・財政再生アクション・プログラムのKPIに合わせている。  【参考】 ・「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を地方公共団体へ通知、公表した(平成26年3月24日)。 ・平成27年4月1日時点のクラウド導入市区町村数 728団体【クラウド導入市区町村数について、APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】	
地方公共団体の情報化を推進し、 便利な行政サービスを提供するとともに、 効率的で災害に強い電子自治体を実現すること	6	地方行政統計等における基礎データベースの作成及びその活用 ＜アウトプット指標＞	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。	27年度	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。	30年度	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。	地方行政に関する基礎データベースを確保することが重要となっている現状を踏まえ、地方行政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種施策の立案等に資する統計データの作成等を行うことが、地方行政施策の安定的運用及び地方公共団体の情報化に寄与すると考えられることから、指標として設定。
	7	・災害時における情報通信メディアの活用 ・災害時に活用する情報通信メディアの降雨減衰等による年間の不稼働率 ＜アウトプット指標＞	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%	27年度	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下	30年度	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下	災害時の行政情報の伝達手段を確保することが重要となっている現状を踏まえ、全国の地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用し、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークを安定的に運用することが、防災及び地域社会における情報通信の高度化に寄与すると考えられることから、指標として設定。 不稼働率:0.2%は、技術的な基準や事業者からのヒアリング等に基づき算出したもの。

	8	電子行政サービスの改善 方策に関する調査研究及 び情報提供 ＜アウトプット指標＞	電子行政サービスの 在り方について 調査研究及び情報 提供を実施すること 等により、各地方 公共団体の主体的な 取組を支援し、電子 行政の推進を加速。	27年度	地方公共団体にお ける情報システム を活用した行政 サービスの改善方 策について調査研 究及び情報提供を 行い、各地方公 共団体が効率的な 行政運営、住民サ ービスの向上を行 うことを推進。	30年度	地方公共団体が効 率的な行政運営、 住民サービスの 向上を行うこと を推進。 —	地方公共団体が効 率的な行政運営、 住民サービスの 向上を行うこと を推進。 —	地方公共団体が効 率的な行政運営、 住民サービスの 向上を行うこと を推進。 —	国・地方行政のIT化と業務改革を同時・一体的に推進することが必要となっている現状を踏まえるとともに、地方公共団体が、自らの事務がどのように効率化され、住民満足度の向上につながるのかを認識した上で行政サービスを展開することで、行政事務の効率化、住民サービスの向上等につながると考えられることから、指標として設定。
番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	9	番号制度の基盤となる個人 番号付番等システムの構築 ＜アウトプット指標＞	番号制度の基盤と なる個人番号付番 等システムの構築 に関する設計・開 発等を開始	24年度	マイナンバーカード の有効性情報提供 等のためのシス テムの稼働	29年度	マイナンバーカード の有効性情報提供 等のためのシス テムの稼働 —	マイナンバーカード の有効性情報提供 等のためのシス テムの稼働 —	マイナンバー制度が開始されたことを踏まえて、今後、マイナンバーカード（通知カード含む。）を利用した本人確認、個人番号確認、行政サービスの機会が増えることとなる。そのため、通知カード及びマイナンバーカードが「運用中」（一時停止や任意の失効等の状態になっていない状況）であるかどうかの情報を共有化するとともに、マイナンバーカードのICチップ空き領域利用者（行政機関や民間事業者）の業務／事業サーバに、オンラインで、カードが「運用中」であるかどうかの情報を提供することが求められており、そのためのシステムを構築することから、指標として設定。	
	10	特定個人情報の情報連携 基盤となる情報提供ネット ワークシステムの稼働率 ＜アウトプット指標＞	計画停止や災害に よる停止を除く主 要な業務の稼働率 99.99%以上	28年度	計画停止や災害に よる停止を除く主 要な業務の稼働率 99.99%以上	30年度	99.99%以上 —	99.99%以上 —		99.99%以上 —

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)(※3)			関連する 指標(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	情報システム高度化等推進事業(平成16年度)	224百万円 (124百万円)	214百万円 (159百万円)	213百万円	—	<p>総務省におけるPMOとして、外部専門家(政府CIO補佐官及び総務省最高情報セキュリティアドバイザー)と共に主として以下の業務を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省内情報システムの設計・開発及び運用に係る担当部局に対する評価・助言、進捗管理の支援・助言</li> <li>・省内情報システムの整備等に係る予算要求や調達機能要件・経費等の妥当性評価</li> <li>・情報システム担当者に対する業務研修、省内職員を対象とした研修システムの活用による情報セキュリティ教育</li> <li>・省内電子政府関係施策及び情報セキュリティ対策施策の企画・立案の支援、情報セキュリティ監査 等</li> </ul> <p>※PMO(Program Management Office 府省全体管理組織)。CIO(Cief Information Officer 情報化統括責任者。総務省においては大臣官房長が担当。)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 情報セキュリティ研修(e-ラーニング)受講率 【活動指標(アウトプット)】 20名(政府CIO補佐官3名、最高情報セキュリティアドバイザー1名、PMO支援6名、情報セキュリティ対策支援10名)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 外部専門家からの支援及び研修等を実施することにより、職員が情報システムに関する業務を遂行する上で必要となる知識等の理解度を深め、総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進に寄与する。</p>	0028
(2)	総務省LAN整備・運用事業(平成12年度)	2,365百万円 (2,314百万円)	2,343百万円 (2,266百万円)	3,184百万円	—	<p>全国約80拠点の庁舎、約7,500名のユーザをネットワーク(回線)で接続し、電子メール、電子掲示板、ファイル共有、インターネット・政府共通ネットワーク接続の機能を提供する基盤として、総務省LANを統一的に整備・運用する。 また、各部局が利用する業務システムの基盤として必要となる機能を提供する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 運用等SLA※SLA(Service Level Agreement サービスの品質達成水準) 【活動指標(アウトプット)】 ユーザー数 約7,000人:7,000人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総務省LANの統一的な整備・運用等を行うことにより、電子行政を推進し行政運営の合理化や効率化に寄与する。</p>	0029
(3)	総務省共通基盤支援設備・運用等事業(平成14年度)	111百万円 (104百万円)	99百万円 (97百万円)	121百万円	—	<p>府省共通の情報システム(一元的な文書管理システム及び職員等利用者共通認証基盤(GIMA))及び省内の情報システム(総務省LAN等)を省内認証基盤等と連携させる等の機能を提供する、総務省共通基盤支援システムを整備・運用する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 SLA(Service Level Agreement サービスの品質達成水準) 【活動指標(アウトプット)】 ユーザー数:約7,500人:7,000人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 府省共通の情報システム(一元的な文書管理システム及び職員等利用者共通認証基盤(GIMA))及び省内の情報システム(総務省LAN等)を省内認証基盤等と連携させる等の機能を提供することにより、これらのシステムへの職員情報登録や利用認証に係る事務が効率化され、電子政府の推進に寄与する。</p>	0030
(4)	総務省ホームページ運営事業(平成12年度)	79百万円 (64百万円)	72百万円 (71百万円)	98百万円	—	<p>総務省ホームページのウェブ・サーバ等の構築・運用、ウェブコンテンツの制作及びアクセシビリティ確保等の管理運営を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ホームページへのアクセス数(ページビュー):130百万件(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 サーバ正常稼働時間:8,760時間(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総務省ホームページのウェブ・サーバ等の構築・運用、ウェブコンテンツの制作及びアクセシビリティ確保等の管理運営を行い、総務省が所管する行政情報の迅速な発信及び各種ご意見・ご提案の受付を実施することにより、国民の利便性の向上及び行政運営の透明性の向上等に寄与する。</p>	0031

<p>(5)</p>	<p>電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備)(平成15年度)</p>	<p>9,855百万円 (9,666百万円)</p>	<p>11,558百万円 (11,389百万円)</p>	<p>16,025百万円</p>	<p>—</p> <p>○政府全体で共用するシステム基盤の管理・運営次に掲げる事業を実施する。          ・政府認証基盤及び国家公務員ICカード身分証府省間データ交換サーバシステムの一元的な管理・運営。          ・政府共通プラットフォームの円滑な運用、対象システムに対する同プラットフォームへの移行支援の実施、拠点の分散化及び一元的なセキュリティ対策の実施。          ・政府共通ネットワークの円滑な運用。</p> <p>【活動指標(アウトカム)】          ・政府全体の効率的な行政運営やコスト削減、安全性・信頼性の向上          ・(代替指標)24時間365日※品質目標のとおり達成</p> <p>【活動指標(アウトプット)】          ・政府認証基盤(GPKI)の稼働率:100%(平成28年度)          ・国家公務員ICカード身分証府省間データ交換サーバのシステム稼働率:100%(平成28年度)          ・政府共通プラットフォームの稼働率:100%(平成28年度)          ・政府共通ネットワークの稼働率:100%(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】          行政機関等が共通に利用する情報システムの基盤であるクラウドやネットワーク、認証局等のサービスの提供体制を一元的に整備・運用することにより、各行政機関等における情報システムの整備が不要となり、また、所要の情報セキュリティを備えることができ、効率的な行政運営の確保に寄与する。</p>	<p>0032</p>
<p>(6)</p>	<p>総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営(平成15年度)</p>	<p>978百万円 (952百万円)</p>	<p>386百万円 (370百万円)</p>	<p>647百万円</p>	<p>1.4</p> <p>○政府全体で共用する行政情報システムの一元的な管理・運営          総務省が所管する府省共通情報システム(一元的な文書管理システム、政府情報システム管理データベース及び法令検索等システム)を一元的に管理・運営する。          更に、この取組を発展させ、政府全体としての情報システムを一層効率的なものとするため、政府共通プラットフォームへの移行やシステム構成の見直し、他システムとの統合、集約により、システムの運用・保守等に係る経費の削減を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】          電子決裁に要する期間:32時間以内(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】          ・一元的な文書管理システム 行政文書ファイル登録件数          ・法令検索等システム 検案件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】          行政機関等に共通する公文書管理や法制執務等の業務を支援する情報システムを一元的に整備・運用することにより、各行政機関等における情報システムの整備が不要となるほか、当該業務を適正で効率的に実施できることとなり、行政運営の合理化、効率化に寄与する。</p>	<p>0033</p>
<p>(7)</p>	<p>電子政府関連事業(ICT人材育成)(昭和35年度)</p>	<p>89百万円 (87百万円)</p>	<p>89百万円 (81百万円)</p>	<p>92百万円</p>	<p>3</p> <p>以下の分野において、集合研修及びeラーニングを実施している。          ①PMO構成員、PJMO構成員等橋渡し人材に対する研修          (注)PMO(program management office)は各府省のIT統括組織、PJMO(project management office)は各府省でITを担当している主な部局をいう。          ・重点分野別研修(調達・積算、プロジェクトマネジメント、情報セキュリティに関する研修)          ・情報技術分野(データベース、ネットワーク)に関する研修          ②情報リテラシー向上に関する研修等          ③府省共通システムの利用者等に対する研修          平成27年度は、集合研修10コース25回、eラーニング10コース40回実施(随時実施している③を除く。)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】          情報システム統一研修(集合研修)の定員:1,200人(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】          ①情報システム統一研修の集合研修コース開催数:25回(平成28年度)          ②情報システム統一研修のeラーニングコース開催数:40回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】          各府省職員に対する情報システムや情報セキュリティに関する研修を実施することにより、政府全体の情報リテラシーを向上させ、行政機関におけるICTの適切な利用や業務効率化への活用に寄与する。</p>	<p>0034</p>

<p>(8)</p>	<p>電子政府関連事業(国民利便性向上・行政透明化)(平成13年度)</p>	<p>968百万円 (935百万円)</p>	<p>576百万円 (570百万円)</p>	<p>991百万円</p>	<p>1.2</p>	<p>○電子政府の総合窓口(e-Gov)の管理・運営 電子政府の総合窓口(e-Gov)を通じて、各省庁に対する電子申請や意見提出を24時間365日受け付ける窓口サービスを提供しているほか、各府省の組織、業務、所管法令、パブリックコメント募集状況などの閲覧、そのほか各府省がインターネットを通じて発信している行政情報を総合的・一元的に提供する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 電子政府の総合窓口(e-Gov)への総アクセス件数(利用件数):522,360千件(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 APIに対応した一括申請用ソフトウェアを開発した企業:30社(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電子申請の受付、パブリックコメント、その他行政情報サービスをインターネットを通じ国民に総合的に提供することにより、行政運営の透明性の向上に寄与する。</p>	<p>0035</p>
<p>(9)</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費(平成15年度)</p>	<p>7百万円 (4百万円)</p>	<p>5百万円 (2百万円)</p>	<p>5百万円</p>	<p>—</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムに係る情報セキュリティ対策を維持・向上させるため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する地方公共団体等の職員に対するセキュリティ研修会等を全国各都道府県で開催し、制度改正及び最新のセキュリティ対策についての説明を行い、セキュリティ意識の向上を深める。また、住民基本台帳ネットワークシステムに係る課題、セキュリティ対策等について検討する会議を開催し、制度改正も視野に課題の抽出・検討を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 セキュリティ自己点検の自己点検結果の平均点(満点3) 【活動指標(アウトプット)】 住基ネット担当者説明会(都内)の開催、住基ネット担当者研修会(47都道府県)への参加</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費を措置することにより、地方公共団体等の職員のセキュリティ意識を高め、住民基本台帳ネットワークシステムの安定稼働により国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化に寄与する。</p>	<p>0036</p>
<p>(10)</p>	<p>地方行税政統計等・災害時における情報通信メディアの活用に関する経費(平成23年度)</p>	<p>78百万円 (77百万円)</p>	<p>110百万円 (108百万円)</p>	<p>75百万円</p>	<p>6.7</p>	<p>自治行政局及び自治税務局における地方行税政の施策に係る基礎データの集計・分析を行うシステムの借上げ及び地方自治統計調査のデータベース作成・管理、統計処理等を実施。また、通信衛星ネットワークについては、災害時における地方公共団体との情報伝達手段として、行政上必要な情報を迅速かつ適確に伝達するとともに、平時には国の施策や各種会議の放映等の映像情報の伝達を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・統計について:統計調査の実施 ・情報通信メディアについて:災害時における総務省と地方公共団体の情報通信手段の確保 【活動指標(アウトプット)】 ・地方行税政統計等:連続停止時間24時間以内 ・災害時における情報通信メディア:不稼働率0.2%以下/年</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方行税政に関する基礎データの収集・分析を行うことにより、総務省が行う地方行税政に係る施策(情報政策を含む。)の立案を助け、もって自治体による便利な行政サービスの提供や効率的な自治体運営の実現に寄与する。また、衛星通信ネットワークを利用することにより、災害時における国と地方公共団体の通信手段を確保するとともに、平時における国から地方公共団体への情報発信手段を多様化し、もって地方公共団体の耐災害性の向上や情報化の推進に寄与する。</p>	<p>0037</p>
<p>(11)</p>	<p>電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)</p>	<p>9百万円</p>	<p>9百万円</p>	<p>9百万円</p>	<p>—</p>	<p>(1)電子投票システムの信頼性の向上 民間検査機関を活用し、電子投票機の技術的条件への適合確認(負荷条件試験、プログラムチェック等)を行い、その結果を地方公共団体に情報提供することにより、安心して電子投票を導入できる環境を構築する。 (2)電子投票システム調査検討会の開催 電子投票導入事例の評価分析や技術的な課題の検討を行い、地方公共団体への情報提供を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・電子投票システムの信頼性の向上 ・代替指標/電子投票機を用いた選挙の実施件数 【活動指標(アウトプット)】 適合確認の実施件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電磁的記録式投票導入支援経費を措置することにより、システム上の様々な課題に対する取組を行い、電子投票システムの信頼性を向上させることで、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化に寄与する。</p>	<p>0038</p>



(12)	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等経費(平成16年度)	373百万円 (332百万円)	229百万円 (229百万円)	124百万円	—	政治団体の事務負担の軽減、総務省及び都道府県選挙管理委員会の業務の効率化を図るため、①情報システムの保守・運用経費の削減、②オンライン申請の利用拡大、③業務の効率化の3項目を基本理念とした、「政治資金・政党助成関係業務の業務・システムの最適化計画」(以下「最適化計画」という。)に基づき、「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」の構築・運用を行うもの。また、情報入手に係る国民の利便性向上を図るため、総務大臣届出分の政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書のインターネット公表を実施する。  【成果指標(アウトカム)】 届出告示件数(総務大臣届出分)、収支報告書要旨告示件数(総務大臣届出分)、会計帳簿・収支報告書作成ソフトDL件数、オンライン申請利用件数 【活動指標(アウトプット)】 各種届出及び収支報告書に係る業務システム新規登録件数(総務大臣届出分及び都道府県選挙届出分) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」の構築・運用を行うことにより、政治団体の事務負担の軽減、総務省及び都道府県選挙管理委員会の業務の効率化が図られることから、国民の利便性、行政運営の効率化の向上等に寄与する。	0039
(13)	地方財政決算情報管理システム等運営経費(平成13年度)	190百万円 (186百万円)	190百万円 (190百万円)	188百万円	—	地方公共団体を対象とする地方財政状況調査、公共施設状況調査及び地方公営企業を対象とする地方公営企業決算状況調査を電子化し、「地方財政の状況」(地方財政白書)、「地方公営企業決算の概況」(ほか各種統計資料の作成等、国・地方公共団体双方の業務の効率化を図るとともに、国民との情報の共有化を図る。  【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/地方財政状況調査等から作成した、地方財政決算情報に関する各種資料のエクセル形式でのHP公開項目数 【活動指標(アウトプット)】 (調査団体数: 11,790団体) ・地方財政状況調査等 3,128団体 (うち一部事務組合等1,340団体) ・地方公営企業決算状況調査 8,662事業 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方財政決算情報管理システム等を運営することで、地方財政に関する各種統計資料の作成、HP等における徹底した情報公開を実施することにより、地方公共団体の財政状況が「見える化」され、国民によるチェック及び国民自らによる財政分析が可能となることから、国民の利便性、行政運営の透明化の向上等に寄与する。	0040
(14)	自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年度)	34百万円 (27百万円)	41百万円 (38百万円)	67百万円	5	地方公共団体における自治体クラウドの取組の加速については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)等において言及されている。また、eガバメント関係会議の下に開催されている、政府CIOを主査とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」において、自治体クラウド導入の取組を加速することとされているところ。平成27年度は、前年度に開催した「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会の成果を踏まえ、自治体クラウド取組事例について自治体の担当者等の知見を取り入れつつ深掘り・分析、整理・類型化を実施し、その成果を取りまとめた上で、地方公共団体に対し情報提供等を実施。  【成果指標(アウトカム)】 クラウド導入市区町村数: 約1,000(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究報告書の作成・公表 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公共団体における自治体クラウドの取組を加速するための調査研究等を行い、その成果を取りまとめた上で地方公共団体に対し情報提供等を実施することにより、地方公共団体の情報化や業務の効率化に寄与する。	0041
(15)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号カードの普及・利活用に要する経費)(平成24年度)	101百万円 (57百万円)	45百万円 (45百万円)	16百万円	8	社会保障・税に関わる番号制度下において、個人番号カードの普及は番号制度の推進のために重要な役割を担うこととなる。これを推進するため、個人番号カードの普及拡大に資するための調査研究や周知・啓発活動を行う。  【成果指標(アウトカム)】 平成28年度末における個人番号カードの発行枚数: 3,000万枚(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 活動の対象となった市区町村数: 1,741(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカードの周知啓発等を行うことで、マイナンバーカードを基本インフラとして整備するための普及拡大につなげ、国民の利便性の向上、行政運営の効率化に寄与する。	0042

(16)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(携帯電話を利用した公的個人認証サービスに要する経費)(平成24年度)	55百万円 (54百万円)	48百万円 (56百万円)	80百万円	8	<p>マイナンバーカードに搭載される電子証明書の認証技術として携帯電話を用いた場合において、携帯電話をICカードリーダーライタの代替としてパソコンと接続して利用する方法やパソコンの代替として携帯電話から直接電子申請を利用する方式を実現するために必要なソフトウェア等の技術検証を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 公的個人認証サービスの電子証明書を携帯電話等で利用可能とする。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 全国自治体数(参考):1,788(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(携帯電話を利用した公的個人認証サービスに要する経費)(平成24年度)を措置することにより、携帯電話等における電子証明書の認証技術が検証でき、その結果、マイナンバーカードの利便性が増すことで、国民の利便性の向上、行政運営の効率化に寄与する。</p>	0043
(17)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会に要する経費)(平成24年度)	19百万円 (9百万円)	19百万円 (13百万円)	80百万円	8	<p>地方公共団体におけるマイナンバー制度の導入に向けた対応を推進するとともに、マイナンバー制度導入後のマイナンバーカード及び公的個人認証サービスの普及拡大に資するための方策の検討を行う</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 個人番号の導入により地方公共団体の窓口事務等を改善する。</p> <p>代替指標/平成28年度末における個人番号カードの発行枚数:3,000枚</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 活動の対象となった自治体数:1,788(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会に要する経費)により、マイナンバー制度の利活用方策の検討等を行い、国民の利便性の向上、行政運営の効率化に寄与する。</p>	0044
(18)	電子調達システムの維持運用(平成23年度)	652百万円 (602百万円)	611百万円 (526百万円)	646百万円	—	<p>政府調達(公共事業を除く)手続の電子化の推進・実現を図る一環として、役務、物品等の調達に係る国の内部手続きを原則電子化し、事業者が入札に参加しやすい環境を整備するとともに、事務処理の迅速化・合理化を図るため、電子調達システム(府省共通)のシステム開発を行う。具体的には、各府省個別に構築された電子入札システムの府省共通化を図るとともに、契約締結に係る事務手続きの電子化・効率化を図るものである。</p> <p>システムの維持運用に当たっては、政府調達(公共事業を除く。)手続の電子化の一環として、役務・物品等の調達に係る国の内部手続きを原則電子化し、事務処理の迅速化・合理化を図るため、平成21年8月に調達業務の業務・システム最適化計画」を策定。同最適化計画に基づき、平成26年3月から本番運用を開始した「電子調達システム」の維持運用を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・システム運用経費の削減(最適化実施前の運用経費(760百万円)に対する削減額(百万円)):▲30百万円(平成28年度) ・業務処理時間の削減(最適化実施前の業務処理時間(387千時間)を100とした削減割合(%)):55%(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・企業等の利便性の向上 電子調達システムで実施する入札件数 (出先機関を含めた全府省での利用率向上を推進しているため、件数の見込みは困難)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電子調達システムを利用することにより、国は入札から請求まで電子化され事務処理の迅速化・合理化が図られ、事業者は調達窓口への移動・郵送費や契約書等の書類の保管費などのコストが削減されることとなるとともに、入札の透明性が確保されるため、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等に寄与する。</p>	0045
(19)	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費(平成25年度)	4,755百万円 (4,707百万円)	48,164百万円 (47,209百万円)	15,128百万円	8	<p>マイナンバー制度の運用に必要となる、個人番号の生成等を行うための個人番号付番等システム等の構築、マイナンバーカードの発行及び情報提供ネットワークシステムの回線として用いられる総合行政ネットワークの改修等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 番号制度に係る付番等システム開発の進捗率(予算執行率):100%</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 平成28年度末におけるマイナンバーカードの発行枚数:3,000枚</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費を措置し、マイナンバー制度の運用に必要なシステム構築を行うことは、マイナンバー制度の導入による国民の利便性の向上、行政運営の効率化に寄与する。</p>	0046

(20)	番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度)	26,240百万円 (25,950百万円)	54,366百万円 (46,066百万円)	8,867百万円	9,10	<p>平成29年7月に本格稼働予定の情報提供ネットワークシステムの運用、当該システムの円滑かつ効率的・安定的な運用に向けた所要の検討、地方公共団体におけるマイナンバー制度に係る自治体中間サーバーの構築に関するソフトウェアに係る調査、設計・開発、及びマイナンバー制度の導入に係る地方公共団体の関係情報システムの整備に要する経費についての支援等を実施すること。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 情報連携が可能となった地方公共団体の数:1,788団体(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 地方公共団体向け社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付地方公共団体数:1,788団体(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の情報連携を行うことにより、各行政機関が書類の提出により行っていた事務について、書類提出の省略が可能になり、国民の利便性向上・行政の効率化に寄与する。</p>	0047
(21)	地方税務システムの社会保障・税に関わる番号制度との連携・活用のための検討に要する経費(平成23年度)	3百万円 (0百万円)	1百万円 (0百万円)	0百万円	—	<p>以下の項目について検討を行う。 (1)地方税分野における番号制度の導入に向けての制度的対応 (2)地方税分野における番号制度の活用について</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 代替指標/番号制度に対応したシステムが整備された自治体数:1,788団体(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 検討会の開催</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方税分野における番号制度の導入に向けての制度的対応及び番号制度の活用について検討することにより、地方団体が、社会保障・税番号制度に関わる税務システムに番号制度を円滑に導入することが可能となり、国民の給付と負担の公平性の確保及び国民の利便性の向上並びに行政運営の効率化を図ることに寄与する。</p>	0048
(22)	電子行政サービスの改善方法に関する調査研究(平成25年度)	8百万円 (6百万円)	10百万円 (7百万円)	12百万円	8	<p>地方公共団体においても、ICTを活用した住民サービスの提供を通じた住民満足度の向上や業務の効率化等が重要となる。電子自治体の取組みにおいて、地方公共団体が住民サービスの向上や業務効率化の推進等を図ることが可能となるよう、ICTを活用した新しいサービスの提供や業務遂行の方策、個人情報保護しつつパーソナルデータの利活用を効果的に行うための方策等について調査研究を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究により整理した、地方公共団体における課題の数等 【活動指標(アウトプット)】 調査研究報告書の作成、公表:12百万円(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 住民サービスの向上や業務効率化の推進等を図ることが可能となるよう、ICTを活用した新しいサービスの提供や業務遂行の方策、個人情報保護しつつパーソナルデータの利活用を効果的に行うための方策等について調査研究を実施し、その成果を地方公共団体に対し情報提供することにより、地方公共団体における情報化の推進や住民サービスの向上、業務の効率化に寄与する。</p>	0049
(23)	人事・給与関係業務情報システムの運用支援業務(平成25年度)	11百万円 (11百万円)	11百万円 (11百万円)	—	—	<p>人給システムは、人事、給与、共済、勤務時間管理等の各サブシステムに入力・格納された情報を連携することにより、給与支給等のための各種データを作り上げるものであるが、各サブシステムへのデータ投入量は膨大で、かつ、正確に入力等を行わなければ情報の連携ができず、適正な運用ができなくなることから、この適正な運用に必要な入力業務等の支援業務を外部委託等により実施し、人事・給与関係業務の効率化、合理化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・総務省職員の人事管理、給与計算を行うシステムを運用する事業であるため、定量的な成果目標は示せないが、正確な給与支給事務を行うこと ・(代替指標)システム稼働率 【活動指標(アウトプット)】 人給システムの使用対象職員は、人事、給与業務担当者約100名、毎月約6,000名の給与計算を実施</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 人給システムの運用支援を実施することにより、トラブルが発生した際にシステムに関する高度な知識を有する委託業者から早急に適切なサポートを受けることができ、短期間で正確な給与支給事務を行うことができることから、行政運営の合理化、効率化に寄与する。</p>	0050

<p>(24)</p>	<p>不在者投票の投票用紙等のオンライン請求(平成27年度)</p>	<p>0百万円 (—)</p>	<p>22百万円 (11百万円)</p>	<p>0百万円</p>	<p>—</p>	<p>ICTを活用した投票手続における利便性向上を図るために、不在者投票のうち投票用紙等の請求に請求者の出頭・対面を要しないもの(郵便等をもって請求できるもの)について、公的個人認証により本人確認を行うことを前提として、ポータルサイトを通じた投票用紙等のオンライン請求を可能とすることが有効であり、その実現に向けた調査・研究を行い、具体的なシステムの仕様等の作成等も行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ポータルサイトの要件定義の数 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の実施回数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の経費を措置することにより、これまで郵便等をもって請求していた投票用紙をオンラインで投票に向けた調査・研究を実施することができ、それら結果を具体化することで、不在者投票における国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化に寄与する。</p>	<p>0051</p>														
<p>(25)</p>	<p>自治体情報セキュリティ強化対策事業(平成27年度) (平成28年9月30日追記)</p>	<p>0百万円 (—)</p>	<p>25,499百万円 (61百万円)</p>	<p>0百万円</p>	<p>—</p>	<p>サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、多くの住民情報を扱う地方自治体の情報セキュリティ対策の抜本的強化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 平成29年7月に予定されている情報連携開始時点で、情報セキュリティ対策の抜本的強化を行っている地方公共団体数 【活動指標(アウトプット)】 地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金の交付地方公共団体数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 急速に複雑・巧妙化しているサイバー攻撃に対し、情報セキュリティ対策の強化を図る地方公共団体を支援することで、多くの住民情報を扱う地方公共団体のシステム等の情報セキュリティ対策を抜本的に強化し、もって安全で安心なICTを活用した電子行政を推進することに寄与する。</p>	<p>0052</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 695 1529 722">施政方針演説等の名称</th> <th data-bbox="1529 695 1630 722">年月日</th> <th data-bbox="1630 695 2179 722">関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 722 1529 850">東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部)</td> <td data-bbox="1529 722 1630 850">平成23年7月29日</td> <td data-bbox="1630 722 2179 850">5復興施策 (3)地域経済活動の再生 ⑨交通・物流、情報通信 (iii)次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 850 1529 1094">日本再生の基本戦略</td> <td data-bbox="1529 850 1630 1094">平成23年12月24日</td> <td data-bbox="1630 850 2179 1094">・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 ○情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1094 1529 1254">世界最先端IT国家創造宣言</td> <td data-bbox="1529 1094 1630 1254">平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)</td> <td data-bbox="1630 1094 2179 1254">Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化  3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1254 1529 1476">世界最先端IT国家創造宣言</td> <td data-bbox="1529 1254 1630 1476">平成25年6月14日(平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)</td> <td data-bbox="1630 1254 2179 1476">Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 4. IT を活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ②個人番号カードの普及・利活用の促進 (平成27年6月30日改定) (3)国・地方を通じた行政情報システムの改革  Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する</td> </tr> </tbody> </table>							施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部)	平成23年7月29日	5復興施策 (3)地域経済活動の再生 ⑨交通・物流、情報通信 (iii)次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。	日本再生の基本戦略	平成23年12月24日	・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 ○情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化  3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 4. IT を活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ②個人番号カードの普及・利活用の促進 (平成27年6月30日改定) (3)国・地方を通じた行政情報システムの改革  Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)																			
東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部)	平成23年7月29日	5復興施策 (3)地域経済活動の再生 ⑨交通・物流、情報通信 (iii)次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。																			
日本再生の基本戦略	平成23年12月24日	・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 ○情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。																			
世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化  3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革																			
世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 4. IT を活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ②個人番号カードの普及・利活用の促進 (平成27年6月30日改定) (3)国・地方を通じた行政情報システムの改革  Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する																			

政策の予算額・執行額	46,368百万円 (45,469百万円)	115,528百万円 (105,222百万円)	37,780百万円	政策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂 2015	平成27年6 月30日	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ ② マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化 (略) 総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視 を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシ ステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ② 個人番号カードの普及・利活用の促進 ③ 個人番号カードによる公的資格確認 iv) IT利活用の更なる促進 ④ 国・地方の行政のIT化と業務改革
					経済・財政再生アクシ ョン・プログラム	平成27年12 月24日	3. 主要分野毎の改革の取組 [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組 (4) IT化と業務改革、行政改革等
					世界最先端IT国家創 造宣言	平成25年6 月14日(平 成26年6月 24日改定) (平成27年6 月30日改 定)(平成28 年5月20日 改定)	II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT 利活用の更なる推進のための3 つの重点項目) [重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決 (1) ビッグデータを活用した社会保障制度の変革 (2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革 (3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組 ① 産業競争力の強化 ② 地方創生の実現 ③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上 ④ 安全で災害に強い社会の実現
					経済財政運営と改革 の基本方針2016	平成28年6 月2日	第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題 ⑤ IT化と業務改革、行政改革等 「国・地方IT化・BPR推進チーム報告書」84に基づく進捗状況の把握や 必要な措置を行い、国の業務改革・情報システム改革を引き続き推進す る。 コンビニ交付や子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革 の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向 け、関係府省庁が連携して検討を進める。 地方自治体のIT化・BPRの推進に向け、政府CIOによる支援や自治体 におけるCIOの役割を果たす人材確保など、変革意欲のある地方自治 体から支援する取組を更に進める。 クラウド化への取組状況について、団体数に加え導入対象業務数や範 囲を含め比較可能な形で明らかにする。また、自治体クラウドグルー プの取組事例について、経費の削減方策・効果、機器更新時など導入のタ イミング等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を 活用して取組を加速する。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APIに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-9)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策9:情報通信技術の研究開発・標準化の推進			担当部局課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 データ通信課 他2課室 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 野崎 雅稔
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	我が国が超高齢化社会を迎え、国際的な経済競争が厳しくなる中で、新たな価値創造を図り持続的に成長していくためには、経済社会活動全般の基盤及び国民生活の安全・安心を守る基盤であるとともに、今後とも重要な産業であるICT分野が力強く成長し、市場と雇用を創出していく必要がある。このような現状を踏まえ、情報通信技術(ICT)によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進する。					政策評価実施予定時期	平成31年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>			
				28年度	29年度	30年度	
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること(平成28年9月30日追記(注1))	①	94% (25年度～27年度の平均) (平成28年9月30日追記)	90%以上 (28年度～30年度の平均)	90%以上 (26年度～28年度の平均)	90%以上 (27年度～29年度の平均)	90%以上 (28年度～30年度の平均)	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標の達成に向け着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発課題の終了時における外部専門家による評価(研究開発期間終了年度の翌年度に実施)を指標として設定。基準値は平成25年度～平成27年度の実績値の平均値。  《各年度の測定指標の実績値》 平成25年度:93% 平成26年度:93% 平成27年度:96%(平成28年9月30日追記)  目標値の設定に当たっては、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイスループットな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、「科学技術イノベーション総合戦略」(平成27年6月19日閣議決定)において「新たな価値創造は多くの失敗の上に成り立つ」とあるように、一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて定めている。基準値や実績値についても同様。なお、研究開発の実施にあたっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。
	2	平成15年4月に外部専門家等による第1回情報通信技術の研究開発の評価に関する会合を開催し評価を実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要な情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標の達成に向け着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するため、国の研究開発評価に関する大綱的指針(内閣総理大臣決定)において研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価)を実施することが定められていることから指標として設定。  《参考:各年度の情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催数》 平成25年度:8回 平成26年度:6回 平成27年度:6回
	3	研究開発課題の適切かつ着実な実施 (参考:平成27年度における主な研究開発課題と件数は「巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発」、「グローバルコミュニケーション計画の推進-多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証-」等の154件)	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施

4	研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合) <アウトカム指標>	95% (25年度～27年度の平均)	27年度	90%以上 (28年度～30年度の平均)	30年度	90%以上 (26年度～28年度の平均)	90%以上 (27年度～29年度の平均)	90%以上 (28年度～30年度の平均)	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、研究開発成果の展開に向け着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、研究開発成果の普及状況を定量的に評価・把握するため、各年度の追跡評価課題における標準化、実用化又は特許取得の状況を指標として設定。基準値は平成25年度～27年度の実績値の平均値。</p> <p>《各年度の測定指標の実績値》 平成25年度:100% 平成26年度:86% 平成27年度:100%</p> <p>目標値の設定に当たっては、標準の獲得、研究開発成果の実用化および特許の取得等の成果を得るためには、研究開発終了後、相応の時間を要する場合が一般的であることを踏まえて定めている。基準値や実績値についても同様。なお、研究開発の実施にあたっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。</p> <p>※追跡評価:研究開発成果の展開状況等を評価 (研究開発終了後5年を目途に実施)</p>
⑤	標準化寄与提案件数 (平成28年9月30日追記(注2)) <アウトプット指標>	6件	27年度	6件以上	30年度	6件以上	6件以上	6件以上	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、戦略的な標準化活動の推進や、「グローバルスタンダード」の策定に貢献する必要がある。このような現状を踏まえ、情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案の検討における規格等の策定支援を行い、標準化提案に寄与した件数を指標として設定。</p> <p>《各年度の測定指標の実績値》 平成25年度:6件 平成26年度:6件 平成27年度:6件</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	準天頂衛星時刻管理系設備の運用に必要な経費 (平成24年度)	77百万円 (75百万円)	64百万円 (64百万円)	57百万円	—	<p>準天頂衛星初号機「みちびき」は、文部科学省が取りまとめとなり、総務省、経済産業省及び国土交通省が協力して平成15年度より研究開発を開始し、平成22年9月に打上げられ、実用化に向けた実証実験が行われている。「みちびき」とGPS衛星の測位信号の整合性を確保するため、平成23年度まで総務省が研究開発に取り組んだ「みちびき」に対して、標準時情報の提供、時刻系差分情報の提供及び時刻管理系設備の運用監視、保守等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・システム稼働時間:8,592時間(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・準天頂衛星初号機「みちびき」に対して、標準時情報の提供、時刻系差分情報の提供及び時刻管理系設備の運用監視、保守等を行う。(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 高度な衛星測位サービスの提供を可能とする準天頂衛星システムの時刻管理系設備の実証運用を実施することにより、実用化に向けた準天頂衛星システムの実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	0053
(2)	戦略的情報通信研究開発推進事業 (平成14年度)	2,051百万円 (1,923百万円)	1,956百万円 (1,791百万円)	1,542百万円	1.3	<p>ICT分野における競争的資金として、平成14年度からスタート、獨創性・新規性に富む情報通信技術(ICT)分野の研究開発課題を大学・国立研究開発法人・企業・地方公共団体の研究機関等から広く公募し、「国の研究評価に関する大綱的指針」に従い制定した「総務省情報通信研究評価実施指針」を踏まえて定めた評価基準に基づき外部有識者による2段階による厳正な評価を経て採択された研究開発課題に対して研究費(直接経費)と間接経費を配分。重点領域型研究開発、若手ICT研究者等育成型研究開発、地域ICT振興型研究開発、国際標準獲得型研究開発、及び独創的な人向け特別枠の各プログラムを実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・国際標準獲得型研究開発において、研究開発終了時まで国際標準を獲得した件数:9件(平成29年度) ・フェーズⅡ(本格研究)を終了した研究開発実施者数:今後5か年で50名(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・研究開発課題数:116件(平成28年度) ・論文数 ・特許出願数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 情報通信技術(ICT)分野において新規性に富む研究開発を支援することにより、未来社会における新たな価値創造、若手ICT研究者の育成、中小企業の斬新な技術の発掘、ICTの利活用による地域の活性化、国際標準獲得等に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0054
(3)	ネットワーク仮想化技術の研究開発 (平成24年度)	800百万円 (798百万円)	600百万円 (600百万円)	—	1.3.4	<p>スマートフォンやセンサーなどから集まる多種多量データ(ビッグデータ)の利活用が進展することにより、情報通信ネットワークに流れる通信量(トラフィック)が一層増大し、近い将来にネットワークのトラフィック制御能力が限界を迎える。そのため、ビッグデータの流通を支える情報通信ネットワークの実現に向け、柔軟なネットワーク設定・運用を可能とするネットワーク基盤技術に関する研究開発や国際標準化等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数:69件(平成27年度) ・外部発表数(論文掲載数+研究発表数):111件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:6件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 柔軟なネットワーク設定・運用を可能とするネットワーク基盤技術に関する研究開発や国際標準化等を実施することにより、ビッグデータの流通を支える情報通信ネットワークの実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0055



<p>(4)</p>	<p>情報通信分野の研究開発に関する調査研究 (平成4年度)</p>	<p>36百万円 (28百万円)</p>	<p>32百万円 (25百万円)</p>	<p>29百万円</p>	<p>2</p> <p>外部専門家及び産学官各界からの意見等を踏まえ、今後緊急かつ重点的に推進すべき新規研究テーマにおける課題の抽出及びその研究テーマの推進方策について調査・検討を行う。 また、法令等に基づく政策評価等を、外部専門家・外部有識者による研究開発評価により適切に実施する。 併せて、過年度終了研究開発に関する追跡調査の実施及び研究開発成果の公表・展開を図るための成果発表会を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・当該年度の研究開発課題に対する研究開発評価の実施率:100%(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催回数:4回(平成28年度) ・当該年度に事前評価、基本計画書の審査、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価を行っている研究開発課題の件数(のべ件数):45件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 外部専門家からの意見等を踏まえ、新規研究テーマにおける課題の抽出及びその研究テーマの推進方策について調査・検討を行うとともに、外部専門家による研究開発評価等を適切に実施することにより、適切なPDCAサイクルの下での研究開発施策の実施に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	<p>0056</p>
<p>(5)</p>	<p>情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進 (平成16年度)</p>	<p>161百万円 (146百万円)</p>	<p>141百万円 (126百万円)</p>	<p>137百万円</p>	<p>5</p> <p>我が国における標準化政策の在り方を検討する際の基礎資料として活用するとともに、具体的な標準化提案の検討を目的として、知的財産戦略本部や総務省情報通信審議会等において取り上げられた重点分野に関する国内外の標準化動向等に関する調査等を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・国際標準獲得件数:2件以上(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・標準化寄与提案件数:6件(平成28年度) ・調査研究の契約件数:12件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野について、関連する国際標準化機関における標準化動向や今後の検討見込み、関係各国の標準化活動状況、関連するICTの最新の開発動向等に関する調査を実施することにより、戦略的な国際標準化活動の推進に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの標準化の推進に寄与する。</p>	<p>0057</p>
<p>(6)</p>	<p>ICT環境の変化に対応した情報セキュリティ対応方策の推進事業 (平成23年度)</p>	<p>658百万円 (643百万円)</p>	<p>405百万円 (388百万円)</p>	<p>400百万円</p>	<p>1.3.4</p> <p>近年増加する、利用者のマルウェア感染による被害に対処するため、以下の施策を実施。 ①インターネット利用者に対して、マルウェアへの感染に対して注意喚起を行うとともに、マルウェアを配布するサイトの情報を蓄積し、当該サイトにアクセスしようとする利用者への注意喚起を行う実証実験 ②利用者の行動特性等の社会科学的アプローチにより攻撃を検知する技術及び攻撃による被害の拡大防止のためのネットワーク技術等の研究開発</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・マルウェア配布サイトにアクセスしようとした一般のインターネット利用者に対する注意喚起数(累計):20,000回(平成29年度) ・研究開発の特許出願数(累計):12件(平成27年度) ・研究開発の研究発表数(論文含む)(累計):19件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・新規に収集したマルウェア配布サイト数(URL数・累計):70,000件(平成27年度) ・研究開発の技術課題数:3件(平成27年度) ・研究開発の研究者数:28件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 増加するサイバー攻撃によるマルウェア感染に対し、一般のインターネット利用者に向けた注意喚起等の感染対策を行い、安全なインターネット利用環境の実現に寄与するとともに、サイバー攻撃を解析・検知する技術の研究開発を行うことにより、安全なインターネット利用環境の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	<p>0058</p>
<p>(7)</p>	<p>国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発 (平成23年度)</p>	<p>303百万円 (300百万円)</p>	<p>198百万円 (198百万円)</p>	<p>—</p>	<p>1.3.4</p> <p>DDoS攻撃等の大規模なサイバー攻撃からネットワーク環境を防護するため、国内外のインターネットサービスプロバイダ(ISP)事業者や大学等との連携により、DDoS攻撃やマルウェア等に関する情報を収集するセンサーを設置し、諸外国と連携してサイバー攻撃の予兆を検知する技術の研究開発を行う。また、予兆検知技術により得られたサイバー攻撃情報に基づき、リアルタイムでISP事業者等に対してアラート情報を提供するシステムを構築し、ISP事業者等がサイバー攻撃に速やかに対処できる体制を整備するための実証実験を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数(累計):5件(平成27年度) ・論文掲載数(累計):25件(平成27年度) ・研究発表数(累計):61件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 近年国内外で多発しているDDoS攻撃等の大規模なサイバー攻撃に対し、諸外国と連携しつつ、速やかに対処するための技術を確認し、サイバー攻撃の被害を軽減することにより、国民が安心・安全に利用できるネットワーク環境の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	<p>0059</p>

<p>(8)</p>	<p>ICTイノベーション創出チャレンジプログラム (平成26年度)</p>	<p>256万円 (150万円)</p>	<p>426万円 (349万円)</p>	<p>438万円</p>	<p>1.3</p>	<p>ICT分野における我が国発のイノベーションを創出するため、大学、ベンチャー企業等による技術成果の具現化を支援する常時応募可能な研究開発制度。 (補助率 民間団体等2/3、大学等の公益法人10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・新事業の創出を目指し、民間資金を呼び込むことができた又は見込みがあるプロジェクトの割合: 70%(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・支援課題件数: 8件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 情報通信分野における事業化育成支援と研究開発支援を一体的に推進し、我が国の技術力・アイデアを活かした事業化等への支援を促進することにより、我が国発のイノベーションの促進や、新たな事業やサービスの創出に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	<p>0060</p>
<p>(9)</p>	<p>G空間プラットフォーム構築事業(時々刻々と変化するリアルタイム情報を利活用するために必要な技術の研究開発) (平成26年度)</p>	<p>350百万円 (344百万円)</p>	<p>125百万円 (126百万円)</p>	<p>—</p>	<p>1.3.4</p>	<p>本研究開発では、大規模なG空間データを収集と同時にリアルタイム処理することを可能とする技術、蓄積された大規模なG空間データから観測データに合致するG空間データを高速に検索する技術、人などの移動体の分布を直接観測に依らずに複数種類のG空間データを組み合わせて推定する技術を開発する。また、これらの技術を統合した統合実証実験を実施して性能実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数: 3件(平成27年度) ・口頭発表数: 13件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数: 3件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 スマートフォンやカーナビなどの移動しながらG空間データを送信するセンサ等から逐次的に収集される大規模なG空間データのリアルタイム処理や蓄積を可能とする基盤技術等が確立することにより、例えば災害発生時において最新の状況把握に基づく迅速な救助隊員の運用や被害の推移の予測等、G空間情報利用の高精度化に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	<p>0061</p>
<p>(10)</p>	<p>海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発 (平成26年度)</p>	<p>100百万円 (99百万円)</p>	<p>81百万円 (80百万円)</p>	<p>81百万円</p>	<p>1.3.4</p>	<p>将来の国産資源として期待される海洋資源の調査を効率化するため、通信衛星を活用して洋上のブロードバンド環境(10Mbps級)を構築するための次世代通信衛星技術の研究開発を実施する。具体的には、海洋資源調査船に搭載し運用することが可能であり、海洋資源調査の高速化及び高効率化に必要な伝送速度10Mbps級を達成する船舶用衛星地球局を開発する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・研究開発成果の導入件数: 4件(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・論文掲載数: 2件(平成28年度) ・研究発表数: 2件(平成28年度) ・技術課題数: 3件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 通信衛星を活用した洋上のブロードバンド環境を構築するために次世代通信衛星技術として海洋資源調査船搭載用の船舶用衛星地球局を開発することにより、海洋資源調査の高速化及び高効率化に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	<p>0062</p>
<p>(11)</p>	<p>スマートインフラ維持管理に向けたICT基盤の確立 (平成26年度)</p>	<p>210百万円 (208百万円)</p>	<p>153百万円 (153百万円)</p>	<p>75百万円</p>	<p>1.3.4</p>	<p>ICTを活用した社会インフラの効果的・効率的な維持管理を可能とするため、センサーで計測したひずみ、振動等のデータを、高信頼かつ低消費電力で収集・伝送する通信技術等を確立し、実際の社会インフラにおいてフィールド実証等を行うことにより、その効果を検証する。また、研究開発成果の普及、我が国の社会インフラ維持管理分野における国際競争力の強化のため、フィールド実証等の成果を基に国際標準化を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・研究発表の件数: 18件(平成28年度) ・特許出願の件数: 10件(平成28年度) ・報道発表の件数: 2件(平成28年度) ・標準化提案の件数: 1件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数: 4件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 リチウム電池等の電源で5年以上の通信を可能とする低消費電力の無線通信技術等を活用することにより、社会インフラの効果的・効率的な維持管理を行うとともに、社会インフラの長寿命化に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	<p>0063</p>

<p>(12)</p>	<p>巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>600百万円 (600百万円)</p>	<p>539百万円</p>	<p>1.3.4</p>	<p>超高精細映像やビッグデータ等の流通によって急速に増大する通信トラフィックに対応するため、情報通信インフラである光ネットワークの更なる高速大容量化が必要となっている。しかし、既存の通信機器をそのまま適用して高速化した場合、伝送する情報量の増加に比例して通信機器の消費電力も大幅に増加することになり、光ネットワークの持続的な維持・発展が困難になる。そのため、光ネットワークの高速大容量化・低消費電力化を両立する革新的技術の確立を目指す。本研究開発では、現在普及しつつある毎秒100ギガビット級の伝送技術よりもさらに低消費電力化を実現しつつ10倍に高速大容量化する毎秒1テラビット級の光伝送技術等を確立する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続評価及び終了評価において、当初の見込みどおりかそれを上回った進捗及び成果があがった課題の割合:90%(平成29年度)</li> <li>・研究開発終了3年後(平成32年度)までに国際標準を獲得した件数:3件(平成32年度)</li> <li>・研究開発終了5年後(平成34年度)までに研究開発成果の製品化を行った件数:3件(平成34年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術課題数:6件(平成28年度)</li> <li>・特許出願数:8件(平成28年度)</li> <li>・標準化提案数:4件(平成28年度)</li> <li>・論文掲載数:3件(平成28年度)</li> <li>・研究発表数:4件(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>低消費電力化を実現しつつ高速大容量化した毎秒1テラビット級光伝送を実現する基礎技術を確立することにより、情報通信インフラである光ネットワークの更なる高速大容量・低消費電力化に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	<p>0064</p>
<p>(13)</p>	<p>グローバルコミュニケーション計画の推進-多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証- (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>1,383百万円 (1,362百万円)</p>	<p>1,260百万円</p>	<p>1.3.4</p>	<p>①多言語音声翻訳技術の研究開発 NICTが開発した多言語音声翻訳システムを実際の社会に普及させるために必要な技術として、雑音抑圧技術、位置情報を活用した翻訳精度向上技術、翻訳自動学習技術及び特殊文字認識技術の研究開発に取り組み、多種・多様な翻訳サービスを提供する企業等が共通して利用可能な多言語音声翻訳プラットフォームを構築する。</p> <p>②多言語音声翻訳の利活用に関する開発・実証 多言語音声翻訳技術について、国内複数箇所において実証実験を行い、子どもから高齢者も含め様々な人にとって十分に使いやすい多言語音声翻訳システムを実現する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続評価及び終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った進捗及び成果があがった課題の割合:90%(平成31年度)</li> <li>・本事業で確立する多言語音声翻訳プラットフォームを活用したサービス・システム導入機関数:100件(平成32年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術課題数:5件(平成28年度)</li> <li>・特許出願数:11件(平成28年度)</li> <li>・論文掲載数:4件(平成28年度)</li> <li>・研究発表数、報道発表数:18件(平成28年度)</li> <li>・社会実証参加事業者数:6者(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>多言語音声翻訳技術を高度化し、かつ翻訳サービスを提供する企業等が共通して利用可能な多言語音声翻訳プラットフォームを構築し、実社会に実装することにより、「言葉の壁」をなくし、自由でグローバルなコミュニケーションの実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	<p>0065</p>
<p>(14)</p>	<p>自律型モビリティシステム(自動走行技術、自動制御技術等)の開発・実証 (平成28年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>983百万円</p>	<p>1.3.4</p>	<p>自動走行技術の早期の社会実装、普及を実現し、観光、土木、福祉等の多様な分野へ展開するため、自動走行に必要な高度地図データベースの更新・配信のための通信技術の開発や、自動走行、自動制御技術や人工知能技術等を活用した安全・安心な自律型モビリティシステム(電気自動車、電動車いす等)の開発及び利活用実証を推進する。さらに、産学官の連携推進体制として様々な分野(特に、異分野・異業種)や中小企業等の参加を募り、「スマートIoT推進フォーラム」と連携し、研究開発と実証実験の一体的な推進及び早期のビジネス展開を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続評価及び終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った進捗及び成果があがった課題の割合:90%(平成31年度)</li> <li>・研究開発終了2年後(平成32年度)までに国際標準を獲得した件数:5件(平成32年度)</li> <li>・研究開発終了5年後(平成35年度)までに研究開発成果の実装を行った件数:3件(平成35年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <p>技術課題数、特許出願数、標準化提案数、論文掲載数、研究発表、報道発表数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>自動走行に必要な高度地図データベースの更新・配信のための通信技術の開発や、自動走行、自動制御技術や人工知能技術等を活用した安全・安心な自律型モビリティシステムの開発及び利活用実証を推進することにより、自動走行技術の早期の社会実装や普及の実現、観光、土木、福祉等の多様な分野への展開に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	<p>新28-0005</p>

<p>(15)</p>	<p>IoT共通基盤技術の確立・実証 (平成28年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>350百万円</p>	<p>1.3.4</p>	<p>多様なIoTサービスを創出するため、膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術、異なる無線規格のIoT機器や複数のサービスをまとめて効率的かつ安全に接続・収容する技術等の共通基盤技術の研究開発を実施する。併せて、多様なIoTサービス提供を目指すスマートシティ等の実現のため、産学官連携による推進体制の下、先進的な実証を実施し、欧米におけるスマートシティに係る実証プロジェクトと協調しつつ、国際標準化に向けた連携を強化する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・継続評価及び終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った進捗及び成果があがった課題の割合:90%(平成30年度) ・研究開発終了2年後(平成32年度)までに国際標準を獲得した件数:4件(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 技術課題数、研究発表の件数、特許出願の件数、報道発表の件数、標準化提案の件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術、異なる無線規格のIoT機器や複数のサービスをまとめて効率的かつ安全に接続・収容する技術等の共通基盤技術の研究開発を実施し、産学官連携による実証によって国際標準化を推進することにより、多様なIoTサービスの提供を目指したスマートシティ等の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	<p>新28-0006</p>
<p>(16)</p>	<p>次世代医療・介護・健康ICT基盤高度化事業(補助金) (平成28年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>300百万円</p>	<p>1.3.4</p>	<p>個人の医療・介護・健康情報を時系列的に管理できるPHR(Personal Health Record)機能の実現や医療・介護従事者の情報連携ネットワークの普及推進のための技術的課題の解決に向けて、個人の健康・医療・介護情報をポータルかつ効率的に管理できる情報連携技術(PHR機能)のモデル研究を実施(国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED))に対し必要経費を補助)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・改善した健康指標の数:3件(平成30年度) ・策定された医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムを活用したモデルの件数:4件(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実施したプロジェクトの件数:4件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 個人の健康・医療・介護情報をポータルかつ効率的に管理できる情報連携技術(PHR機能)のモデル研究を実施することにより、先進的な事例が全国各地域に普及展開することにつながり、国民一人ひとりが安全に自らの健康・医療・介護情報を管理し、老後まで安心して健康に暮らせる社会の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	<p>新28-0007</p>
<p>(17)</p>	<p>南極地域観測事業費(文部科学省からの移替え) (昭和31年度)</p>	<p>34百万円 (30百万円)</p>	<p>29百万円 (24百万円)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>南極地域観測統合推進本部(本部長:文部科学大臣)において策定された南極地域観測計画に基づき、地球温暖化など地球環境変動の解明に向け各分野における地球の諸現象に関する研究・観測を推進するため、南極地域において継続的に電離層観測を実施する。</p> <p>南極基地においては、国際基準に基づく、電離層電子密度プロファイル、電波伝搬特性の観測、長期間にわたる観測データの蓄積、宇宙環境変動を示すオーロラ、地磁気、電離圏擾乱等の情報のリアルタイムデータ収集を実施する。</p> <p>航海中の船上においては、ITU-Rの勧告に基づく、電波伝搬に影響する電離層の状態観測を行うことで、広い距離範囲にわたる電波伝搬の資料の収集を実施する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 極域の電離圏を長期間観測することで得られた観測データを基礎データとして提供することにより、太陽風による衛星被害の減少や高々度を飛行する飛行機の通信状況の悪化を回避するために必要不可欠な宇宙天気予報業務や、地球規模の物理現象をモデル化する研究開発に資することとなるため、安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	<p>文部科学省 0287</p>
<p>(18)</p>	<p>科学技術イノベーション創造推進費(自動走行システム分)(内閣府からの移替え) (平成26年度)</p>	<p>930百万円 (885百万円)</p>	<p>703百万円 (642百万円)</p>	<p>760百万円</p>	<p>—</p>	<p>・「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」については、総合科学技術・イノベーション会議が関係府省の取組を俯瞰して、我が国産業における有望な市場創造、日本経済再生につなげるために推進すべき課題・取組を特定し、必要な経費を総合科学技術・イノベーション会議が定める方針の下に重点配分されており、SIPにおける課題・取組のひとつとして、「自動走行システム」が選定されている。</p> <p>・実施にあたっては内閣府から総務省を含めた関係省庁に対して移替えられ、総務省から研究主体(企業、大学、研究開発法人等)に委託費等の形で交付されている。</p> <p>・道路上で様々な交通状況においても自動走行システムの高度な安全性を確保するため、近接する車両や歩行者等の間で互いに位置・速度情報等をやり取りする車車間・路車間・歩者間通信、また、天候等、周りの環境の影響を受けずに交差点やその周辺等の車両・歩行者の存在等を把握可能なインフラレーダー(路側設置型高分解能ミリ波レーダー)等を組み合わせることにより、一般道や自動車専用道での事故回避等を図る高度運転支援システムの開発及び当該開発に係る実証実験を実施する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公道での実証実験等を通じて、近接する車両や歩行者等の間で互いに位置・速度情報等をやり取りする車車間・路車間・歩者間通信、また、天候等、周りの環境の影響を受けずに交差点やその周辺等の車両・歩行者の存在等を把握可能なインフラレーダー(路側設置型高分解能ミリ波レーダー)等の技術を確立することにより、自動走行システムの実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	<p>内閣府 0032</p>

<p>(19)</p>	<p>科学技術イノベーション創造推進費(医療研究開発推進事業費補助金)(内閣府からの移替え) (平成28年度) (平成28年9月30日追記)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>320百万円</p>	<p>1.3.4</p>	<p>・個人の医療・介護・健康情報を時系列的に管理できるPHR(Personal Health Record)機能の実現や医療・介護従事者の情報連携ネットワークの普及推進のための技術的課題の解決に向けて、個人の健康・医療・介護情報をポータブルかつ効率的に管理できる情報連携技術(PHR機能)のモデル研究を実施        ・8K技術を活用した内視鏡(硬性鏡)手術システムによる医療の質・効率性や患者・国民の利便性の向上、産業競争力の強化に向けて、8K内視鏡システムの試作機を開発するとともに、収集された高精細映像データの診断等への利活用に向けた研究を実施。        (国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED))に対し必要経費を補助</p> <p>【成果指標(アウトカム)】        ・情報連携基盤により連携するPHRサービスの数:5件(平成30年度)        ・策定された医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムを活用したモデルの件数:2件(平成30年度)        ・開発された8K内視鏡による手術等における医療の質・効果を示す指標の改善:1件(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】        ・実施したプロジェクトの件数:3件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】        個人の健康・医療・介護情報をポータブルかつ効率的に管理できる情報連携技術(PHR機能)のモデル研究や、8K技術を活用した医療機器の開発及びその有用性の検証を実施することにより、先進的な事例及び医療機器が全国各地域に普及展開することにつながり、国民一人ひとりによる安全な自らの健康・医療・介護情報の管理や、より安全で効果的な手術により、老後まで安心して健康に暮らせる社会の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	<p>内閣府 0033</p>
<p>(20)</p>	<p>試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(所得税、法人税) (昭和42年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものである。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】        企業の法人税額負担を減少させ、我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより、技術研究組合の研究活動を促進することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	<p>—</p>
<p>(21)</p>	<p>技術研究組合の所得計算の特例(法人税) (昭和36年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>技術研究組合は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。当該措置は、技術研究組合が試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずること、研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより、技術研究組合の研究活動を促進することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】        試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するために、所得計算の特例を講ずることにより、研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより、共同研究及び研究開発投資の促進に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	<p>—</p>
<p>(22)</p>	<p>中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(法人住民税) (昭和60年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものであり、中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することで、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながるから、地方公共団体と国とが丸となって、取り組んでいるものである。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】        中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講ずることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出の促進に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	<p>—</p>

政策の予算額・執行額	7,038百万円 (6,712百万円)	6,111百万円 (5,842百万円)	6,003百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					(1) 科学技術イノベーション総合戦略2016	(1) 平成28年5月24日	(1) 第1章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組 第2章 経済・社会的課題への対応 第3章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築
					(2) 第5期科学技術基本計画	(2) 平成28年1月22日	(2) 第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組 第3章 経済・社会的課題への対応 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 第5章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築
					(3) 世界最先端IT国家創造宣言	(3) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定) (平成28年5月20日改定)	(3) II. 「国から地方へ、地方から国へ」
					(4) 日本再興戦略2016	(4) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	(4) 第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等
					(5) 知的財産推進計画2016	(5) 平成28年5月9日	(5) 第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

注1 事前分析表(平成28年6月30日公表)では、施策目標を「我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要な情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること」(測定指標1・2・3)及び「我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するため、研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」の策定に貢献すること」(測定指標4・5)の2つに分けていたが、平成28年度「総務省の政策評価に関する有識者会議」(第2回会合)(平成28年7月22日開催)において、有識者より、「施策目標毎に設定されている測定指標1・2・3と測定指標4・5が全く別の施策に見える。施策目標を基本目標と定める必要はなく、1つにした方がよいのではないか。」との意見があり、これにより施策目標を1つに修正した。

注2 事前分析表(平成28年6月30日公表)では、測定指標を「標準化提案の検討における規格等の策定支援件数」としていたが、平成28年度「総務省の政策評価に関する有識者会議」(第2回会合)(平成28年7月22日開催)において、有識者より、「次期以降の目標設定として、支援の件数ではなく、結果である標準化提案に寄与した件数を取り上げた方がよい。」との意見があり、これにより測定指標を変更することとした。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑩)

政策(※1)名	政策10:情報通信技術高度利活用の推進		担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振興課 他5課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 総合通信基盤局 消費者行政第一課	作成責任者名 今川 拓郎	情報流通行政局 情報流通振興課				
	政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的システムシステムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域に活用される万能ツールであるICTの高度利活用の推進が不可欠である。このような現状を踏まえ、全ての国民一人ひとりが「真の豊かさ」を実感できる世界最高水準の情報通信技術利活用社会の実現のため、これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。									
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績(値)(※2)				
						28年度	29年度	30年度		
ICTによる新たな産業・市場を創出すること	① 国内生産額に占めるICT産業の割合 ＜アウトカム指標＞	全産業中最大規模(平成27年版情報通信白書)	27年度	全産業中最大規模を維持	30年度	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	情報通信技術(ICT)は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものである。国内生産額に占めるICT産業の市場規模が大きいことは、ICTによる新たな産業・市場を創出されていることにつながることから、指標として設定。  【参考】 「ICTの経済分析に関する調査」 ・平成27年版 82.2兆円/942.3兆円 8.7% ・平成26年版 81.8兆円/924.0兆円 8.9% ・平成25年版 82.7兆円/918.6兆円 9.0%	
	2 IoT※サービスの普及・展開に向けた啓発事業の実施・活用モデルの確立 ＜アウトプット指標＞  ※IoT(モノのインターネット):既存の、そして進化しつつある相互運用可能な情報通信技術に基づき、(物理的及び仮想的な)モノを相互接続することによって、先進的なサービスを可能にする情報社会のための世界規模のインフラ 【引用元】ITU-T(国際電気通信連合電気通信標準化部門)勧告 Y.2060(平成24年6月)-IoTの外観】	情報通信審議会「IoT政策委員会」において、IoTサービスの重点領域を整理し、平成27年12月に中間答申として公表。	27年度	IoTサービスの普及に向けた啓発事業として公募型の実証事業を5件以上実施し、課題を抽出するとともに、複数の分野においてIoTサービスの利活用モデルを確立。	29年度	平成27年度の検討結果を踏まえ、IoTサービスの普及に向けた啓発事業として公募型の実証事業を5件以上実施し、課題を抽出。	平成28年度に抽出した課題を踏まえ、複数の分野においてIoTサービスの利活用モデルを確立。	—	—	IoTサービスの普及・展開に関しては、IoT/ビッグデータ/AI(人工知能)による急速なビジネス・社会変革が進みつつある中、世界の動きに遅れをとることのないよう、我が国としても、新たなビジネスモデル等への対応を進め、新産業・市場の創出を図っていく必要がある。 【参考】「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)「IoT・ビッグデータ・人工知能などがもたらす産業構造・就業構造の変革については、世界の動きに遅れをとることのないよう、まずは、産学官の幅広い関係者が連携を進めつつ、足下で既に動きつつある新たなビジネスモデル等への対応を進め、ITを活用した産業競争力の強化に取り組むとともに、人材育成やセキュリティ対策などの喫緊の課題に取り組む必要がある」  一方、制度面・社会面での多岐に渡る課題により、IoTサービスを利用したモデルケースの普及・展開が十分に進んでいない現状を踏まえ、IoTサービスの普及・展開に向けた啓発事業の実施・活用モデルの確立を指標として設定。
	3 4K・8K放送の実現(4K・8K放送の実現メディア数) ＜アウトカム指標＞	4K放送の実現メディア数 3※  ※124/128度CS、CATV、IPTV等  8K放送の実現メディア数 0	27年度	4K放送の実現メディア数 5  ※BS、110度CS、124/128度CS、CATV、IPTV等  8K放送の実現メディア数 1※  ※BS等	30年度	・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 5 ・8K放送の実現メディア数 1	—	—

4	放送コンテンツの海外展開の促進(放送コンテンツ関連海外市場売上高) ＜アウトカム指標＞	放送コンテンツ関連海外市場売上高(66.3億円)	22年度	放送コンテンツ関連海外市場売上高(198.9億円)	30年度	海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施。	海外の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。	放送コンテンツ関連海外市場売上高(198.9億円)	放送コンテンツの海外展開は、放送コンテンツを通じた日本の地域産品・サービスの輸出拡大や訪日外国人観光客の増加といった大きな波及効果が期待でき、国家戦略としての「クール・ジャパン戦略」等にも大きく貢献するものである。 日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在(2010年度)の約3倍に増加させる」とされていることから、測定指標として「放送コンテンツ関連海外市場売上高」を選定し、目標値を「2010年度の約3倍」に設定。  (これまでの実績) 平成22年度(基準年度) 66.3億円 平成23年度 71.6億円 平成24年度 87.0億円 平成25年度 105.7億円 平成26年度 143.6億円
5	国・地方公共団体・公益事業者等が保有するデータ活用を促進するためのモデル・ガイドラインの確立 ＜アウトカム指標＞	データの利用ルール及び技術的事項に関する検討や、オープンデータ化のメリットの可視化に取り組むことにより、情報流通連携基盤等を活用した技術仕様について、課題の整理等を実施。	27年度	情報流通連携基盤等を活用したオープンデータ・ビッグデータの利活用に係る技術仕様を2件以上確立し、当該技術仕様に沿ったデータ活用モデルを2件以上確立。	29年度	情報流通連携基盤等を活用したオープンデータ・ビッグデータの利活用に係る技術仕様を2件以上確立。	技術仕様に沿ったデータ活用モデルを2件以上確立。		国・地方公共団体・公益事業者等によるオープンデータと社会に存在する多種多量な情報であるビッグデータを組み合わせるデータ活用の促進は、創造的新事業・新サービスの創出に資するものとして期待されている。一方、データの公開については政府データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」の本格運用開始(平成26年10月)など、国・地方公共団体等における取組が活発になっているが、公開されたデータが十分に活用されていないことが課題となっているため、データ活用の促進に資する協調領域の整備を目的に、データ活用を促進するためのモデル・ガイドラインの策定を指標として設定するとともに、オープンデータ・ビッグデータの利活用に係る技術仕様の策定、モデルの確立を目標として設定した。
⑥	テレワークの普及啓発の実施 (1)テレワーク導入企業の割合(常用雇用者100人以上の企業) (2)全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合 ＜アウトカム指標＞	・255件のテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・専門家派遣の事例集を作成。 【27年度】 (1)11.5% 【24年末】 (2)4.5% 【25年度】 ※指標に該当するテレワーカー数の割合は、平成25年度より取得を開始。	24年度	(1)24年度比で3倍 (2)10%	32年度	・300以上の企業・団体にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。	・300以上の企業・団体にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。	・平成28年度から平成30年度の累積で1,000以上の企業・団体にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。	若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのICTサービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会の実現が求められている。この現状を踏まえて、「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)において、雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現への取組としてテレワークの普及・促進等が明記されている。同工程表において、2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上が目標に定められており、目標達成に向けて施策の進捗状況を計測するため、導入企業の割合及び雇用型在宅型テレワーカー数の割合を指標として設定。 テレワークの普及状態については、より良い推計手法がないか、政府全体でも検討しているところであるが、総務省においては具体的施策の実行状況の方がより適切に測ることができるため、年度毎の目標としてアドバイス等の実施数を設定。さらに、先進事例等を周知公表することにより、直接アドバイス等ができない企業・団体等に対しても、テレワークの普及を促進する。  【参考】 ・平成25年度 (1) 9.3% (2) 4.5% ・平成26年度 (1) 11.5% (2) 3.9% ・平成27年度 (1) 16.2%(平成28年9月30日追記) (2) 2.7%



7	自治体の業務システムにおける多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定 〈アウトプット指標〉	従来の自治体内に設置しているシステムとクラウド間や、クラウド間における自治体業務システムの情報連携に係る技術仕様策定の実証事業を実施。	27年度	住民サービスの向上に資する多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定。	30年度	自治体業務システムとパブリッククラウドとの連携方策の検討・実施。	基幹系データの安全・効果的な活用による住民サービス向上のための技術的課題の整理・実証の実施。	住民サービスの向上に資する多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定。	世界最先端IT国家創造宣言では、自治体の業務システムの運用コスト削減に繋がるクラウド化を推進することとしているが、大規模自治体のクラウド化が十分に進展していない状況に鑑み、国・地方・IT化BPR推進チーム第二次報告書において「大規模団体における段階的なクラウド化推進に向けた技術的課題の整理を踏まえ、住民サービスの向上に資する多様なクラウドの活用を検討する」ことが必要としている。政令指定都市等の大規模自治体は、業務ごとのシステム規模が大きいことなどから、全システムを一括してクラウド化することは困難である。このため、自治体の業務システムにおける多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術方策確立のための取組みを、国が自治体・民間事業者の協力を得て進めることが、世界最先端IT国家創造宣言工程表等において謳われている大規模自治体も含めた自治体のクラウド化推進に奇与し、自治体の情報システムの運用コストの削減や住民サービス向上に繋がることから、ICT利活用による社会課題の解決に資するため、指標として設定。 【参考】27年度の実績 「多様なクラウド環境下における情報連携推進事業」により、段階的クラウド化等に向けた技術的課題等の整理・解決に資する技術仕様等の検討に係る実証システムを構築し、技術検証を実施。
8	我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施 〈アウトプット指標〉	情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表（ICTの経済分析に関する調査等）。 （参考）平成27年度「ICTの経済分析に関する調査※」「ICTの進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究」 ※ICTの経済分析に関する調査：わが国のICTの進展状況を情報通信産業の発展、すなわち生産額、雇用の規模、生産性の変化から把握する一方、その原動力となる情報化投資や情報通信資本ストックを推計した調査。	27年度	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。	30年度	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表（ICTの経済分析に関する調査等）。	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。	市場実態の変化や国際競争力の動向を把握し、経済・社会の課題解決に果たすICTの役割を総合的に分析することは、情報通信政策の立案・遂行の基礎資料となる。また、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第14条（統計等の作成及び公表）において、政府が高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、公表しなければならないとされていることから、指標として設定。 【参考】調査分析の主な実績 ・平成26年度「ICTの経済分析に関する調査」「グローバルICT産業の構造変化及び将来展望等に関する調査研究」 ・平成25年度「ICTの経済分析に関する調査」「ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究」

ICT利活用により社会課題の解決を推進すること

9	<p>医療・介護・健康分野におけるICTを利活用したICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>・医療・介護情報や健康情報、生活情報等を総合的に連携させるプラットフォーム(デジタル基盤)のモデルを5件策定。          ・高品質で低廉な医療を実現するため、在宅医療・介護分野を含む医療機関等のクラウド等を活用した情報連携モデルを2件策定。          ・健康増進・予防に対するインセンティブの付与や効果的な保健事業の実施に向けた健診データ、レセプトデータ等のビッグデータ解析・連携モデルを2件策定。</p>	27年度	<p>8K技術を活用した遠隔医療のモデル及びモバイル端末等を活用した遠隔医療や医療・介護連携等のモデルを構築。</p>	29年度	<p>8K技術を活用した遠隔医療のモデルを構築。</p>	<p>モバイル端末等を活用した遠隔医療や医療・介護連携等のモデルを構築。</p>		<p>情報連携の迅速化・効率化や情報の蓄積・分析手法の高度化を通じて、医療の質の向上、医療費の適正化及び健康寿命の延伸等、超高齢社会における社会的課題の解決に資するものとして、ICT利活用が求められている。健康・医療戦略(平成26年7月22日閣議決定)においては、「世界最先端の医療の実現のための医療・介護・健康に関するデジタル化・ICT化」が柱の一つに位置付けられており、社会保障費の増大や生産年齢人口の減少等の社会的課題の解決に向けて新たに講ずべき具体的施策として、医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築・利活用の推進が掲げられていることを踏まえ、当該目標を指標として設定。</p>
10	<p>ICTを活用した街づくりの普及展開を実施          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開に向けて、「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を18地域で実施し、平成27年度の目標値としていたICT街づくりの普及展開を実施。</p>	27年度	<p>これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開を実施。</p>	29年度	<p>これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開を実施。</p>	<p>これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開を実施。</p>		<p>農業、医療、防災など各分野で地域が直面する課題の解決や地域活性化が求められている。こうした現状の課題を解決するに当たって、ICTは各分野で横断的に活用できる有効なツールであることから、これまでICT街づくり実証プロジェクトを実施し、成功モデルを構築してきたところ、「ICT街づくり推進会議」における検討や「経済財政運営と改革の基本方針」、「日本再興戦略」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえ、これら成果等の普及展開により、各地域が直面する課題解決等に貢献するため、「ICTを活用した街づくりの普及展開を実施」することを測定指標として設定。なお、普及展開に取り組む地方公共団体や民間事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費を補助する「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」の実施については、測定指標の達成手段であるため、年度毎の目標値として設定している。</p> <p>【参考】「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を実施した地域の件数          平成27年度：18地域</p>
11	<p>いつでも、どこでも、端末やOSを選ばず、多様なデジタル教材を低コストで利用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」の技術標準の確立及び普及活動の実施          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>実証実験を通じ、教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及びその普及等に向けた検討を実施。</p>	27年度	<p>平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」の策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等で公表。</p>	28年度	<p>平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」を策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等で公表。</p>			<p>いつでも、どこでも、端末やOSを選ばず、多様なデジタル教材を低コストで利用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」は、少子化や地域格差など、教育における課題解決に資するものである。一方、我が国においては教育クラウド・プラットフォームの技術標準が存在しておらず、「世界最先端IT国家創造宣言」も踏まえ、利用者の利便性向上等のために技術標準の策定を、3年事業の最終年度である平成28年度に確実に達成するよう目標を設定した。あわせて、全国の学校において、当該標準に準拠したクラウド・プラットフォームの導入が進むよう、ガイドブックを策定することも事業最終年度の目標として設定した。</p>

12	クラウドと地域民間人材を活用し、プログラミング教育実施モデルの確立 ＜アウトプット指標＞	プログラミング教育の現状と課題等に関し、プログラミング教育を行う民間事業者等に対する実施状況等のヒアリング等を実施。	27年度 クラウドと地域民間人材を活用した、プログラミング教育実施モデルのガイドラインを確立し、民間コンソーシアムを通じて普及活動を実施。	29年度	実証実験を通じ、クラウドと地域民間人材を活用した、プログラミング教育実施モデルの確立に向けた課題等の整理を実施。	クラウドと地域民間人材を活用した、プログラミング教育実施モデルのガイドラインを確立し、民間コンソーシアムを通じて普及活動を実施。	プログラミング教育は、論理的思考力や課題解決能力を高めるものであるとともに、あらゆるものがインターネットにつながるIoT時代の社会において、不可欠の知識・スキルとなっている。一方、指導者の不足や実施コスト等の問題から、我が国においてはまだまだ十分に普及していない状況にあることを踏まえ、クラウドや地域の民間人材を活用した効率的・効果的な実施モデルを構築することを指標として設定するとともに、2年事業の最終年度である平成29年度にガイドラインとして取りまとめ、公表すること等を目標として設定した。
13	(1)ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T※(電気通信標準化部門)の今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における勧告等 (2)ITU-Tの今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数及び勧告又は勧告見込件数(平成28年9月30日追記(注)) ＜アウトプット指標＞ ※基準(値)は25年度の件数、目標(値)は25年度～28年度の合計件数 ※ITU(国際電気通信連合)の部門の一つで、通信分野の標準策定を担当	(1)ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映。 (2)寄書累計7件※「勧告又は勧告見込件数」は、28年度目標より目標を設定。	25年度 (1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)寄書累計25件以上 勧告又は勧告見込計2件以上	28年度	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)寄書累計25件以上 勧告又は勧告見込計2件以上	—	地球的課題である地球温暖化問題への取組は我が国の喫緊の課題となっており、IT国家創造宣言工程表においても、IT活用による諸課題の解決に資する取組として、グリーンICTの推進が掲げられていることを踏まえ、国内におけるICT活用による環境負荷軽減に向けた先進的な取組事例等の成果から得られたベストプラクティスやICT活用による環境影響評価手法等について国際標準化を図ることで、ICT利活用による環境負荷軽減の取組を促進するとともに、本分野での国際競争力強化を図るため、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要があることから、ITUにおける勧告化に向けた標準化活動における我が国側からの寄書提案を指標として設定した。
14	障害者・高齢者向けのICTサービスの充実を図るための取組の実施 ＜アウトプット指標＞	(1)障害者差別解消法の施行、ウェブアクセシビリティの規格(JIS)の改正等を踏まえて、公的機関のウェブアクセシビリティ向上に向けた取組の手順等を示す「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びウェブアクセシビリティのチェックツール「miChecker」を改定。 (2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を実施する民間企業等に助成を実施。 (3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定、当ガイドラインに基づき作成した読み上げ対応電子書籍の検証・評価等を実施。	27年度 (1)公的機関のホームページ等に関し、ウェブアクセシビリティの規格(JIS)対応促進を実施。 (2)高齢者・障害者向けの通信・放送サービスの充実を図るため、高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を行う民間企業等に助成を実施。 (3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進や普及促進のための仕組み作り等の実施。	30年度	(1)公的機関向けウェブアクセシビリティ講習会を開催し、公的機関のウェブアクセシビリティの取組を促進。 (2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を実施する民間企業等に助成を実施。 (3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進やガイドラインに基づき作成した読み上げ対応電子書籍の規格標準化の推進や普及促進のための仕組み作り等の実施。	(1)公的機関のホームページの実態調査を行い、その結果の公表等を行うことで、公的機関のウェブアクセシビリティの取組を更に促進。 (2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を行う民間企業等に助成を実施(新規案件も採択)。 (3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進や普及促進のための仕組み作り等の実施。	ICTの進展は、日常生活を始めとする多くの場面において様々な恩恵をもたらしている一方、障害や年齢等により、その恩恵を十分に享受できていない者も多く存在している。このようなデジタル・ディバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる社会の実現が求められており、障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として情報アクセシビリティの向上が掲げられているところ。具体的には、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供の促進、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組の推進、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上への取組の促進等が明記され、高齢者や障害者に対するデジタル・ディバイドの解消に取り組み、情報アクセシビリティの向上に資する必要があることから、指標として設定した。  【参考指標・参考データ】 ＜(1)について、総務省「地方自治情報管理概要」による地方公共団体のJISへの準拠数＞ 平成25年度:846団体 平成26年度:948団体 平成27年度:1,055団体 ＜(2)について、各年度の助成件数＞ 平成24年度:12件 平成25年度:11件 平成26年度:11件 平成27年度:9件

15	<p>全省庁統一参加資格審査のためのシステム及び、電気通信行政情報システムの稼働率 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※稼働率＝(サービス提供時間-障害停止時間)／サービス提供時間</p>	<p>・全省庁統一参加資格審査のためのシステム 官側：100% 民側：99.78% ・電気通信行政情報システム 99.99%</p>	27年度	いずれも 99.5%以上	30年度	いずれも 99.5%以上	いずれも 99.5%以上	<p>政府調達(公共事業を除く。)手続の電子化に係る取組みの一環として、政府内における調達情報の一元提供や入札参加資格審査の統一を図り、入札参加企業の利便性の向上及び負担軽減並びに行政事務の効率化を達成するために、これらの提供を行うシステムを円滑かつ安定的に稼働させる必要があることから指標として設定。</p> <p>システムの運用上設定している目標稼働率99.5%を目標値として設定。</p>	
16	<p>対象の放送番組(※1)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送(※2)時間の割合 ＜アウトカム指標＞</p> <p>※1 7時から24時までの間に放送される番組のうち、 (1)字幕放送については、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組 (2)解説放送については、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組</p> <p>※2 視覚障害者が番組を理解できるように、画面の内容や場面の状況を説明する解説音声を追加するサービス</p>	<p>(1) 95.7% (2) 7.3%</p>	26年度	(1) 100% (2) 10%	29年度	(1) 96.9% (2) 8.3%	(1) 100% (2) 10%	<p>テレビジョン放送による情報を全ての視聴者が享有できることは重要であり、放送事業者による視聴覚障害者、高齢者等に配慮した字幕放送及び解説放送を普及するため、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」として字幕放送及び解説放送の普及目標(目標期間:平成20年度から平成29年度まで)を指標として設定(ただし、年度ごとの目標値は定めていないため、年度ごとの目標値欄には、NHK(総合)及び在京キー5局が定めている拡充計画の平均値を記載)。</p> <p>【参考】各年度の実績</p> <p>(1)字幕放送 平成26年度：95.7% 平成25年度：93.0% 平成24年度：91.0% 平成23年度：86.0% 平成22年度：82.2%</p> <p>(2)解説放送 平成26年度：7.3% 平成25年度：6.6% 平成24年度：5.7% 平成23年度：4.6% 平成22年度：2.8%</p>	
17	<p>高齢者世代のインターネット利用率 (1) 60代のインターネット利用率 (2) 70代のインターネット利用率 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>(1) 75.2% (2) 50.2% (平成26年通信利用動向調査)</p>	27年度	(1) 80%以上 (2) 55%以上 (※いずれも28年度～30年度の3か年平均)	30年度	—	—	(1) 80%以上 (2) 55%以上 (※いずれも28年度～30年度の3年平均)	<p>インターネットの利活用は、全てのICT利活用の土台であり、我が国の世代別インターネット利用率は13～59歳までの各階層で9割を超えている。一方で、60代以上が他の世代より低い現状を踏まえ、高齢者世代のインターネット利用率の向上は、ICT利活用のための環境整備の進展に寄与することから、指標として設定。</p> <p>【参考】通信利用動向調査 「年齢階層別インターネットの利用状況の推移(個人)」 平成25年末:(1)73.1% (2)48.9% 平成26年末:(1)75.2% (2)50.2%</p>

18	(1)電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析の実施 (2)電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの実施、及びその満足度 <アウトプット指標>	(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。(1回)	27年度  (1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。	30年度	(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。(1回)及び満足度の測定(5段階中平均4以上)。	(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。	(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。	電子署名については、ICT技術の高度化・進展に合わせて、新たな技術に基づく製品やサービスが登場するなど、年々、取り巻く市場・環境が変化している状況にあり、それに合わせて、国内外の市場、国外の制度及びその運用状況調査や、新たな製品・サービスの企業における導入事例を紹介することが、求められている。電子署名及び認証業務に関する法律第33条及び第34条に基づき、特定認証業務に関する認定の制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び最新の技術動向を含めた情報について普及啓発活動の適切な実施を指標として設定。(※認定制度について：特定認証業務のうち、主務省令で定める基準に適合する方法により行われているか、実地の調査を行い、認定するもの。)  (セミナー開催回数) 平成23年度：3回 平成24年度：3回 平成25年度：1回 平成26年度：1回 平成27年度：1回
19	我が国のサイバーセキュリティの強化のための取組を実施 <アウトプット指標>	官公庁や重要インフラ事業者等におけるサイバー攻撃への対応能力の向上を目的とした実践的なサイバー防御演習の実施。	27年度  我が国のサイバーセキュリティの強化に向けた実践的なサイバー防御演習の実施によるサイバー攻撃への対応能力の向上。	30年度	実践的なサイバー防御演習について、地方自治体等に対象を拡大し、演習参加者1500人を目標に全国で実施等。	引き続き、実践的なサイバー防御演習について、地方自治体等に対象を拡大し、全国で実施等。	我が国のサイバーセキュリティの強化に向けた実践的なサイバー防御演習の実施によるサイバー攻撃への対応能力の向上。	官公庁や重要インフラ事業者等を狙ったサイバー攻撃は、ますます巧妙化する傾向にあり、我が国におけるサイバーセキュリティの強化に向けた取組が求められている。実践的なサイバー防御演習の実施等、サイバーセキュリティ人材の育成によるサイバー攻撃への対応能力の向上は、サイバーセキュリティ戦略(平成27年9月閣議決定)にも掲げられており、我が国におけるサイバーセキュリティの強化に繋がるものであるとともに、ICT利活用のための環境の整備に資するものであることから、指標として設定。
20	スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みを確立 <アウトプット指標>	「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行い、ラボリ解析(※)の自動化・効率化や検証結果の表示等について検討を実施。  (※) 利用者情報の外部への送信の有無等を解析した後、アプリケーション提供者が公開しているプライバシーポリシーの記載内容との突合を行い整合性を検証。	27年度  個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。	28年度	個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。	—	—	利用者情報を狙う不正アプリが増加しているとともに、利用者情報の取扱いが適正でないアプリ等も存在することが指摘されている状況を踏まえ、利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会が公表した「スマートフォン プライバシー イニシアティブII」において、「実際に個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうか等を運用面・技術面から第三者が検証する仕組みが民間主導により整えられることが望ましい」と提言された。また、スマートフォンプライバシーの保護等に配慮したスマートフォンの安全・安心な利用環境を実現のため、スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みの構築が必要であるため指標として設定。

ICT利活用のための環境を整備すること	21	交通系ICカード、スマートフォン、デジタルサイネージ等と共通クラウド基盤を連携・活用し、個人の属性情報に応じた情報提供や各種サービス連携を実施 〈アウトプット指標〉	・デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証を行い、デジタルサイネージの相互運用性確保に向けた標準仕様の策定、公表を実施。 ・今後、デジタルサイネージにより想定されるサービスとして、交通系ICカード、スマートフォン等と共通クラウド基盤を活用した個人の属性に応じた情報提供等の実現に向けた検討を実施。	27年度	複数の地域において、平成30年度までに構築した共通クラウド基盤と連携・活用し、各種サービス連携を実施。	30年度	平成28年度夏以降、共通クラウドの構築、少なくとも3箇所以上の地域での実証実験を実施。	平成28年度の成果を踏まえ、共通クラウド基盤を活用した、ホテルとタクシーの連携による行き先案内など、複合的サービス提供等のサービス提供分野の拡大。	複数の地域において、平成30年度までに構築した共通クラウド基盤と連携・活用し、各種サービス連携を実施。	観光産業がGDP600兆円達成への成長戦略の柱と位置付けられる中、2020年の訪日外国人観光客数の目標を4000万人、訪日外国人旅行消費額の目標を8兆円とされたことも踏まえて、日本の優れたおもてなしを維持・向上させるためには、IoT等の技術を活用したサービス連携が不可欠である。また、「明日の日本を支える観光ビジョン -世界が訪れたい日本へ-」(平成28年3月30日)の日本を支える観光ビジョン構想会議において、「だれもが一人歩きできる観光の実現等に向け、「2020年までに「IoTおもてなしクラウド事業」において、交通系ICカードやスマートフォン等を活用し、外国人旅行者への言語等の個人の属性に応じた観光・交通情報、災害情報等の選択的配信について実証実験を経て、社会実装し、利便性のあるICT環境を構築する」としているため、2020年までに各地での各種サービス連携によるおもてなしの実現するため指標として設定。
	22	マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の官民における利活用推進のための取組の実施 〈アウトプット指標〉	・実証事業を通じて、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の先行導入事例の検討を行うとともに、当該事例の実現に向け、技術課題の検証及びルール化すべき項目等実現すべき課題の整理を実施。 ・「個人番号カード・公的個人認証サービス利活用推進の在り方に関する懇談会」において、実証実験を通じて課題検討を行い、先行導入の実現に向けた目標を設定。	27年度	「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」及びこれまでの技術面等からの検討結果を踏まえ、公的個人認証サービスを活用するにあたっての必要なルール整備等の環境整備及び公的個人認証サービスの利活用事例の普及促進を実施。	30年度	「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」における検討を踏まえ、公的個人認証サービスの利活用を促進するため、先行導入事例の実現に向け、主として制度面からの課題解決策の検討を実施。	「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」及び技術面からの検討結果を踏まえ、先行導入事例の実現に向け、主として制度面からの課題解決策の検討を実施。	「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」及びこれまでの技術面等からの検討結果を踏まえ、公的個人認証サービスを利活用するにあたっての必要なルール整備等の環境整備及び公的個人認証サービス利活用事例の普及促進を実施。	平成28年1月から民間事業者による活用が可能となった公的個人認証サービスは、オンライン上で提供されるサービスを安全・安心に利用できる環境の実現に資するものである。当サービスを活用した多様なサービス展開にあたっては、国民利用者に対して「使いやすさ、メリット」を示し、マイナンバーカードの普及促進を図っていくことが求められている。これは「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」でも指摘されているところ、国民のニーズに応えた活用事例を示し、ルール等の基盤を整備することがマイナンバーカードの普及促進に貢献し、ひいてはICT利活用のための環境を整備することに資するため、指標として設定。
	23	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 〈アウトプット指標〉	55%	27年度	100%	30年度	60%	80%	100%	ラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波(AM)送信所の防災対策の必要性が明らかになったことを踏まえ、「国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、親局の移転・FM補完局の整備等の取組を進めていくこととしている。 当該取組により、放送ネットワーク基盤の整備が促進され、災害放送としての利活用に資することとなるため、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定(平成30年度までに整備率100%という目標達成に向け、ラジオ放送事業者の整備計画等を踏まえ、各年度の目標を設定しているもの)。
										【参考値】 平成27年度 55% 平成26年度 45% 平成25年度 19%

24	地理空間情報や衛星測位を活用した防災システム等の普及啓発の実施 ＜アウトプット指標＞	地理空間情報や衛星測位を活用した防災システム等の構築に関する10の事業を採択し、全国10地域で実証を実施。 ・位置情報等の入力支援実証(5事業) ・メディアによる災害情報の視覚化等の実証(4事業) ・標準仕様策定に向けた実証(1事業) 実証し開発したシステム等は、自治体等で実用可能であることを確認。	27年度	G空間情報センターを介した防災システム(津波、土砂災害、地下街防災)等のショーケースの作成による普及啓発の実施。	29年度	G空間情報センターに接続するシステムの検証を実施。	G空間情報センターを介した防災システム(津波、土砂災害、地下街防災)等のショーケースの作成による普及啓発の実施。		東日本大震災の発生(平成23年3月11日)は、被害が甚大かつ被災地域が広範囲にわたるなど未曾有のものであったが、その被害からの復旧・復興において、地理空間情報及び衛星測位技術を活用して被災状況や被災者への支援情報の提供などの取組が大きく貢献したことを踏まえ、今後想定される南海トラフの巨大地震等の自然災害に備えるため、「地理空間情報活用推進基本計画(平成24年3月27日閣議決定)」において、地理空間情報を整備し、GISや衛星測位によってその活用を促進、高度化することにより、現在及び将来の国民が安全・安心で豊かな生活を営むことのできる経済社会を実現することが重要」とされ、地理空間情報等を活用した防災システム整備等の取組を推進することとしている。 当該取組により、全国の地方公共団体等が共通したシステムを活用できることとなり、災害により被災地となった地方公共団体の他、近隣の地方公共団体が被害からの復旧・復興に連携した活動に資することができるため、地方公共団体が発生が想定される自然災害(津波、土砂災害、地下街災害)の防災システムやショーケースの作成を指標として設定。  【参考】 平成26年度「G空間シティ構築事業」として防災システム等の構築に係る実証事業を全国10地域で実施。
㊦	Wi-Fi整備済みの地方公共団体の割合 ＜アウトカム指標＞	23%	26年度	80%以上	32年度	40%	50%	60%	訪日外国人におけるWi-Fi環境に対する要望は高い一方で、公共的な観光・防災拠点のWi-Fi環境の整備が遅れており、2020年に向けて東京周辺のみならず地方にも訪日外国人を呼び込むことが重要であることを踏まえ、全国の地方公共団体にも実態調査を行った結果、約80%の地方公共団体がWi-Fi環境の整備を予定等していることから、指標として設定。  【参考】Wi-Fi整備済みの地方公共団体の割合 平成27年度 32%
26	Lアラートを運用している都道府県の割合 ＜アウトカム指標＞	74% (35都道府県)	27年度	100% (47都道府県)	30年度	87% (41都道府県)	98% (46都道府県)	100% (47都道府県)	近年の災害においては、防災行政無線だけでは住民への情報伝達が不十分との指摘もなされており、災害情報伝達手段の多重化・多様化が必要とされている。中央防災会議が作成する防災基本計画においても「Lアラート」(災害情報共有システム)※を始めとした伝達手段の多重化・多様化を図ることとされており、地方公共団体等が発信する避難指示等の災害関連情報等を多様なメディアに一斉かつ迅速に配信する共通基盤である「Lアラート」の活用が有効であることから、指標として設定。 ※災害などの住民の安心・安全に関わる情報を迅速かつ正確に伝達する共通基盤。  【参考】 「Lアラートを運用している都道府県の割合」 ・平成25年度:28%(13府県) ・平成26年度:66%(31都道府県)

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	地域情報化の推進(本省) (平成20年度)	134百万円 (122百万円)	100百万円 (84百万円)	118百万円	1	<p>地域が抱える様々な課題をICTを活用して解決を図ろうとする地方公共団体等に対して、ICTの知見、ノウハウを有する専門家を派遣するとともに、ICT基盤の環境整備方策やICT利活用の推進方策等に関する調査研究・普及啓発等を実施すること等により、地域情報化を推進するための取組を総合的かつ一体的に実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・本施策を契機として自治体において取り組まれた地域情報化プロジェクト:1,000件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・ICTマネージャーの派遣実績:480件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ICTの専門人材の派遣と優良事例の発掘・紹介、横展開方策の検討を一体的に実施することにより、地方自治体等のICTを活用した地域課題解決の取組を効果的、効率的に推進することとなるため、社会課題の解決に寄与する。</p>	0066
(2)	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業 (平成13年度)	107百万円 (103百万円)	95百万円 (86百万円)	88百万円	1,14	<p>ICTの進展は、日常生活を始めとする多くの場面において、様々な恩恵をもたらしている一方、障害や年齢によるデジタル・デバイドのために、その恩恵を十分に享受できていない者も多く存在している。このようなデジタル・デバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現するため、以下の助成を実施。</p> <p>(1)身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構(平成27年3月までは「独立行政法人情報通信研究機構」。以下、「NICT」という。)が、通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な資金の2分の1を上限として助成を実施。</p> <p>(2)デジタル・デバイド解消に向けた技術等研究開発支援 高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT技術等の研究開発を行う者に対し、その経費の2分の1を上限として助成を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率:70%(平成31年度) ・「デジタル・デバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業終了後3年以上経過した案件の事業化率:25%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成事業者数:5件(平成28年度) ・「デジタル・デバイド解消に向けた技術等研究開発支援」の助成事業者数:5件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 障害者・高齢者を対象とする情報通信機器・役務の開発・提供を助成することにより、障害者・高齢者のICT利活用が促進され、デジタル・デバイド(情報格差)という社会課題の解決に寄与する。</p>	0067
(3)	字幕番組・解説番組等の制作促進 (平成9年度)	400百万円 (373百万円)	350百万円 (317百万円)	300百万円	1,16	<p>「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構が、字幕番組、解説番組、手話付き番組を制作する者等に対して、その制作費等の2分の1(在京キー5局の字幕番組は生放送番組に限る。)を上限として助成を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・在京キー5局における対象の放送番組に占める字幕放送時間の割合:100%(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・助成事業者数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 字幕番組、解説番組、手話付き番組を制作する者等に対する制作費等の助成により、字幕放送及び解説放送等の普及を促進することで、全ての視聴者がテレビジョン放送による情報を享有できるようになり、ICT利活用により社会課題の解決の推進に寄与する。</p>	0068



<p>(4)</p>	<p>全省庁の統一資格審査実施経費 (平成13年度)</p>	<p>141百万円 (137百万円)</p>	<p>306百万円 (264百万円)</p>	<p>167百万円</p>	<p>1.15</p> <p>本事業は、全省庁統一資格(物品・役務等)に係る(ア)競争契約参加者の資格に関する官報公示事務、(イ)資格審査システムによる審査等事務、(ウ)申請書写の受領、申請書データ変換・入力、資格決定通知出力・発送等に係る事務、(エ)申請者及び事務担当者からの問合せ対応業務等全省庁統一参加資格審査の実施に必要な業務を実施しているほか、調達情報の一元的提供、システムの運用監視業務等を実施している。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・全省庁統一参加資格審査の円滑な業務運営(システム稼働率):99.5%以上 【活動指標(アウトプット)】 ・企業等の利便性の向上(競争参加統一資格の登録数):6.5万件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 システムの運用監視を適切に実施することにより、全省庁に対し安定的な統一参加資格審査を可能とすることで、統一参加資格申請者の調達窓口への移動・郵送コスト削減や行政事務の効率化することとなるため、ICT利活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	<p>0069</p>
<p>(5)</p>	<p>電気通信行政情報システムの維持運用 (昭和49年度)</p>	<p>356百万円 (339百万円)</p>	<p>245百万円 (240百万円)</p>	<p>245百万円</p>	<p>1.15</p> <p>本システムは、電波法、電気通信事業法、放送法等に基づく無線従事者、電気通信資格者、高周波利用設備、電気通信番号、端末機器の技術基準適合、届出電気通信事業者、一般放送等に関する申請・届出受付、審査、決裁、原簿登録・変更及び許可状等発給の許認可業務等を支援するための情報システムであり、国民等への便利で安心な行政サービスの提供並びに本省及び総合通信局(11か所)における円滑かつ効率的な業務遂行を支えている。</p> <p>本事業では、本システムの安定的な維持・運用を図るため、必要な電子計算機を借用し、システムの運用・保守を行っている。</p> <p>なお、本事業については、平成18年度から平成20年度の3か年をかけて必要な見直しを行い、平成26年度においては、システム基盤を政府共通プラットフォームへ移行し、その最適化を実施するなど、安定的かつ効率的な観点でシステムの改善及び運用経費削減に取り組んでいる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・システムの安定稼働(システム稼働率):99.5%以上 ・平成18年度の執行額を100とした場合、執行額の指数を削減する:20.2 【活動指標(アウトプット)】 ・システムの維持のための点検等の回数:12回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信行政に関わる法令等に基づく許認可等の業務処理を行うための情報システムを安定運用することにより、総合通信局等における許認可事務等の円滑かつ効率的な業務遂行に資するとともに、国民等への便利で安心な行政サービスの提供が実現することとなるため、ICT利活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	<p>0070</p>
<p>(6)</p>	<p>情報通信政策のための総合的な調査研究 (昭和60年度)</p>	<p>128百万円 (120百万円)</p>	<p>98百万円 (82百万円)</p>	<p>96百万円</p>	<p>1.8</p> <p>(1)我が国の情報通信産業における財・サービスの市場実態の変化を把握するとともに、経済社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割等総合的な観点からの調査分析を実施することにより、適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資する。 (2)情報通信ネットワークの進展による我が国経済の変化を、国民経済の枠組の中で相対的、構造的に捉え、雇用の創出等に及ぼすインパクトを計量的に分析することとして、情報通信産業連関表を作成する。 (3)我が国の国際競争力の強化を図り、企業等の国際重視の志向の浸透を図ることを目的として、ICT国際競争力指標を策定する。 (4)我が国の国際競争力強化を図ること等を目的に、諸外国の情報通信政策担当者や企業トップ等が会する国際会議(世界ICTサミット)を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・審議会・研究会等における調査研究の成果物の活用事例数:30件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信政策のための総合的な調査研究の実施:1件(平成28年度) ・情報通信産業連関表の作成・公表:1件(平成28年度) ・ICT国際競争力指標の策定・公表:1件(平成28年度) ・国際会議の開催:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 市場実態の変化や国際競争力の動向を把握し、経済・社会の課題解決に果たすICTの役割を総合的に分析することにより得られる成果は、情報通信政策(ICT利活用の推進策等)の立案・遂行の基礎資料となるため、ICT利活用による社会課題の解決の推進に寄与する。</p>	<p>0071</p>

(7)	情報通信技術の利活用に関する調査研究 (平成16年度)	57百万円 (49百万円)	32百万円 (25百万円)	31百万円	1,14,18	<p>①ICT利活用のための情報セキュリティや新たなニーズその制度的・技術的課題に関する調査研究 ②利活用のための基盤に関する調査研究</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果物の活用事例数:5件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究数:3件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 情報アクセシビリティに配慮した電子書籍のガイドラインの策定・拡充や規格標準化等の推進を行うことにより、情報アクセシビリティに配慮された電子書籍の流通環境が改善され、高齢者や障害者に対するデジタル・ディバイドの解消につながるため、ICT利活用による社会課題の解決に寄与する。</p>	0072
(8)	地域ICT強靱化事業 (平成25年度)	2,006百万円 (1,720百万円)	124百万円 (124百万円)	—	1	<p>東日本大震災を始め、深刻な災害(地震、台風、豪雨、竜巻等)が頻発していることや、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されている事を踏まえ、公衆無線LANの整備や放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような情報通信環境を構築する。 (補助率:地方公共団体1/2、第三セクター等1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率:100%(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:3件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所の移転、FM補完局の整備や避難所等における公衆無線LANの整備等の際に係る費用の一部を支援することにより、ラジオの災害対策や耐災害性の高い公衆無線LANの整備を推進することは、放送ネットワーク基盤等の整備が促進され、災害時の情報入手や災害放送としての利活用に資することとなるため、ICT利活用のための環境の整備に寄与する。</p>	0073
(9)	地域情報化の推進(地方) (平成18年度)	46百万円 (36百万円)	37百万円 (32百万円)	42百万円	1	<p>地域が抱える様々な課題をICTを活用して解決を図ろうとする地方公共団体等に対して、ICTの知見、ノウハウを有する専門家を派遣するとともに、ICT基盤の環境整備方策やICT利活用の推進方策等に関する調査研究・普及啓発等を実施すること等により、地域情報化を推進するための取組を総合的かつ一体的に実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・本施策を契機として自治体において取り組まれた地域情報化プロジェクト:1,000件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・総合通信局等におけるセミナー開催数:100回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ICT利活用の推進に関する周知・啓発のセミナー・シンポジウムの開催や総合通信局等職員による地域のICT利活用の取組に対するきめ細かい支援を実施することにより、優良事例の発掘・紹介、普及展開を行い、優良事例の発掘・紹介、普及展開が行われることとなるため、ICT利活用による社会課題の解決に寄与する。</p>	0074

<p>(10)</p>	<p>先導的教育システム実証事業 (平成26年度)</p>	<p>550百万円 (535百万円)</p>	<p>450百万円 (444百万円)</p>	<p>299百万円</p>	<p>11</p>	<p>クラウドやHTML5等の最先端の情報通信技術を活用し、学校・家庭等をシームレスにつなぐとともに、いつでも、どこでも、端末やOSを選ばず多様な教材コンテンツを利用でき、かつ低コストで運用可能な教育ICTシステム(教育クラウド・プラットフォーム)の実証を行い、その成果を踏まえ、教育クラウド・プラットフォームの技術仕様を標準化及びオープンソース化するとともに、教育委員会等に向けたクラウド導入ガイドブックの策定、公表等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・事業成果である技術仕様に基づいたクラウド・プラットフォームの利用学校数:100校(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・教育クラウドプラットフォームの技術仕様:1件(平成28年度) ・クラウド導入ガイドブックの策定:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 いつでも、どこでも、端末やOSを選ばず、多様なデジタル教材を低コストで利用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」の技術標準の確立及び普及を図ることにより、地域による教育格差などが解消されることとなるため、ICT利活用による社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>0075</p>
<p>(11)</p>	<p>サイバー攻撃複合防御モデル・実践演習 (平成26年度)</p>	<p>450百万円 (449百万円)</p>	<p>400百万円 (399百万円)</p>	<p>717百万円</p>	<p>1,19</p>	<p>標的型攻撃等の巧妙化・複合化するサイバー攻撃に対する防御モデルの確立に向けた以下の実証を実施。</p> <p>①標的型攻撃の解析:組織のLAN環境を模擬した大規模実証環境を用いて標的型攻撃の解析を行うことで標的型攻撃の解析手法の確立を図る。 ②標的型攻撃の防御モデルの検討:標的型攻撃を検知し、対処するためのインシデントレスポンスについて検討し、攻撃による被害を防止する防御モデルの確立を図る。 ③実践的防御演習の実施:組織のLAN環境を模擬した大規模実証環境を用いて、官・公庁・大企業等のLAN管理者の参加による実践的なサイバー防御演習を実施し、標的型攻撃への対応能力の向上を図るとともに、必要なスキル項目の確立を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・演習により標的型攻撃への対応能力の向上が図られた組織数(累計):200組織(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・サイバー防御演習の開催回数:40回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 標的型攻撃の解析、防御モデルの確立をするとともに、国の行政機関や重要インフラ事業者、自治体等に実践的なサイバー防御演習を実施することで、安全・安心にICTを利活用する上で必須である組織のサイバーセキュリティが向上することから、ICT利活用のための環境を整備することに寄与する。</p>	<p>0076</p>
<p>(12)</p>	<p>G空間プラットフォーム構築事業(G空間プラットフォームの構築に係る実証) (平成26年度)</p>	<p>800百万円 (768百万円)</p>	<p>400百万円 (394百万円)</p>	<p>—</p>	<p>1,24</p>	<p>「G空間×ICT推進会議」報告書(平成25年6月)の提言等を踏まえ、関係府省及び官民による推進体制の下、民間企業等による実証実験等を実施し、官民が保有するG空間情報を自由に組み合わせ利用可能な「G空間プラットフォーム」に必要な機能の検証と基本機能の開発を平成26年度で行い、平成27年度は高度機能の追加を実施。「地理空間情報活用推進基本計画(平成24年3月27日閣議決定)」に位置付けられた「地理空間情報の共有・提供を行う情報センター」の整備や民間へのG空間情報の利活用の促進のため、構築されたシステムが誰でも使用できるようにシステム実装詳細仕様書や運営指針等を公開。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・G空間プラットフォームに掲載されるデータセット数:1,000データセット(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・システム実装詳細仕様書、運営指針などの作成数:2件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 G空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、開発を行い、更に機能の高度化等を実施することにより、G空間情報の利便性が高まり、G空間情報を用いた革新的な新産業・サービスの創出や防災対策の強化につながるため、ICT利活用のための環境を整備することに寄与する</p>	<p>0077</p>

<p>(13)</p>	<p>G空間プラットフォーム構築事業(官民連携型共通空間基盤データベースの開発・実証) (平成26年度)</p>	<p>250百万円 (235百万円)</p>	<p>100百万円 (83百万円)</p>	<p>—</p>	<p>1.24</p> <p>「G空間×ICT推進会議」報告書(平成25年6月)の提言等を踏まえ、関係府省及び官民による推進体制の下、民間企業等による実証実験等を実施し、官民連携による共用地図データを継続的・効率的に維持・管理するモデル(官民連携型共通空間基盤データベースの構築)を検証し新産業・新サービスが創出される社会の実現を目指す。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・自治体・公益事業者によるデータベースの利用団体数:15団体(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・データベースに係るシステム実装詳細仕様書を含む報告書作成:4件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 官民連携による共用地図データを継続的・効率的に維持・管理するモデル(官民連携型共通空間基盤データベースの構築)の開発、実証することにより、官民がそれぞれ保有する地理空間情報を組み合わせて、より鮮度・精度が高い地図情報を流通させるモデルが確立され、自治体や民間事業者における地理空間情報の活用が図られることとなるため、ICT利活用のための環境を整備することに寄与する。</p>	<p>0078</p>
<p>(14)</p>	<p>スマートフォン上のアプリケーションにおける利用者情報の取扱いに係る技術的検証等に係る実証実験(平成26年度事業名:パーソナルデータの適正な利活用を促進するための環境整備に係る実証実験) (平成26年度)</p>	<p>130百万円 (129百万円)</p>	<p>90百万円 (90百万円)</p>	<p>45百万円</p>	<p>1.20</p> <p>事業者において個人情報や利用者情報を始めとする各種情報の取得・共有・連携が適切に行われるための仕組み等の構築に向けた次の調査・実証を実施。 ①通信事業者において保有している契約者に関する情報を、複数の事業者間で適切に連携するための仕組み(トラストフレームワーク)の構築に向けた、ユースケースや技術的・制度的課題等に関する調査 ②平成26年度及び平成27年度に実施したプロトタイプシステムによるフィールド実証の結果を踏まえ、スマートフォン上の個々のアプリケーションについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備するための実証</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実証を踏まえて民間において実施されるアプリの第三者検証において、検証が実施されたアプリケーション数:1,000件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・調査等件数:2件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 スマートフォン上の個々のアプリケーションについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備することにより、スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の実現に資することとなるため、ICT利活用のための環境を整備することに寄与する。</p>	<p>0079</p>
<p>(15)</p>	<p>ふるさとテレワーク推進事業 (平成26年度)</p>	<p>—</p>	<p>1,000百万円 (886百万円)</p>	<p>721百万円</p>	<p>1.6</p> <p>地方に整備したサテライトオフィス/テレワークセンターを拠点に、都市部の企業が、人を派遣・移住させ、ふるさとテレワークの実施に必要なテレワーク環境、生活直結サービスやこれらの機能を搭載する共通基盤を構築してモデル実証をするともに、実証事業終了後にモデルの全国展開を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数:全労働者数の10%以上(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実施するプロジェクトの件数:18件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「ふるさとテレワーク」を導入する全国の自治体等に対する補助を実施することにより、地方創生や一億総活躍社会の実現の観点から、地方への人や仕事の流れの創出、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の実現、ワークライフバランスの向上、地域活性化等に貢献することとなるため、ICT利活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	<p>0080</p>

<p>(16)</p>	<p>G空間防災システムとLアラートの連携推進事業 (平成26年度)</p>	<p>—</p>	<p>400百万円 (387百万円)</p>	<p>—</p>	<p>1.24</p> <p>「G空間シティ」の効果的な成果展開に向けて、LアラートとG空間情報の連携推進や自治体の防災情報システムへの実装の促進等を図る。具体的には、Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・Lアラートの運用都道府県数: 47件(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実証プロジェクトの実施件数: 7件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施することにより、地方公共団体等におけるLアラート及びG空間防災システムの活用が進み、震災対応業務等の情報化が進むこととなるため、ICT利活用のための環境を整備することに寄与する。</p>	<p>0081</p>
<p>(17)</p>	<p>地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業 (平成26年度)</p>	<p>—</p>	<p>1,650百万円 (1,649百万円)</p>	<p>—</p>	<p>1.4</p> <p>関係省庁(総務省・経産省・外務省・観光庁)とも幅広く連携しながら、「訪日外国人観光客の増加」(いわゆる「ビジットジャパン」)や「日本の最先端の音楽・ファッション等の発信」(いわゆる「クールジャパン」)、「地域の活性化」、「日本食・食文化の魅力発信」等を目的とした放送コンテンツを制作し、海外に継続的に発信する事業を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・放送コンテンツ関連海外市場売上高: 平成22年度(2010年度)(66.3億円)の約3倍に増加(198.9億円)(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・発信された放送コンテンツの量(時間数): 416時間(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 関係省庁(総務省・経産省・外務省・観光庁)と幅広く連携しながら、海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを継続的に制作・発信することにより、日本ファンが増大し、「地域の活性化」や「訪日外国人観光客の増加」等を促進するとともに、日本のコンテンツへのニーズが高まり、放送コンテンツ関連海外市場売上高の増加に寄与する。</p>	<p>0082</p>
<p>(18)</p>	<p>ICTまち・ひと・しごと創生推進事業 (平成26年度)</p>	<p>2百万円 (1百万円)</p>	<p>498百万円 (369百万円)</p>	<p>250百万円</p>	<p>1.10</p> <p>成功モデルの横展開に取り組む自治体や事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費(機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用)の一部を補助。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・成功モデルの普及展開数: 100件(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の交付決定数: 10件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 これまで全国27箇所において実施してきたICTを活用した街づくりの成果等を活用し、これらの成果事例において構築したシステムの「横展開」や「自立的」「持続的」な推進体制の整備等に取り組む団体に対する補助を行うことにより、農業、医療、防災など各分野で地域が直面する課題の解決や、各地域の産業の生産性向上や行政の効率化を図られることとなるため、ICT利活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	<p>0083</p>

<p>(19)</p>	<p>放送・通信の連携による地域コンテンツ流通促進事業 (平成26年度)</p>	<p>—</p>	<p>150百万円 (149百万円)</p>	<p>—</p>	<p>1.4</p> <p>全国の各地域が保有しているコンテンツについて、その内外に向けて多様なメディアを通じた情報発信を可能とするため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題や運用上の課題を解決するための実証等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・技術的課題や運用上の課題の解決案の数:16個(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・ポータルサイトを通して、新たに地域外への発信が可能となった地域コンテンツの量(本数):500本(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 全国の各地域が保有しているコンテンツについて、インターネットを通じた地域内外の多様なデバイスの発信に関する実証等を通じて課題の解決案の検討を行うことにより、放送と通信の連携技術による新たな放送サービスの展開が促進されることから、ICTによる新たな産業・市場の創出に寄与する。</p>	<p>0084</p>
<p>(20)</p>	<p>観光・防災Wi-Fiステーション整備事業 (平成26年度)</p>	<p>0百万円 (0百万円)</p>	<p>892百万円 (652百万円)</p>	<p>420百万円</p>	<p>1.25</p> <p>民間による整備が見込まれない公共的な観光・防災拠点(※)において、地方公共団体・第三セクターがWi-Fi環境を整備する場合に、その事業費の一部(補助率:地方公共団体1/2、第三セクター1/3)を補助する。 ※観光拠点:観光案内所、文化財、自然公園・都市公園、博物館等 防災拠点:避難場所、避難所、官公署</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・Wi-Fi整備済みの地方公共団体の割合:80%(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:23団体(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 Wi-Fiの整備を行う地方公共団体等に対して補助を実施し、主要な観光・防災拠点においてWi-Fiの利用を可能とするとともに、このような先進的な事例が周辺の地方公共団体等に共有されること等により自主的なWi-Fi環境の整備が進むことにより、通信環境をもっていない訪日外国人や災害時における通信環境が確保されることとなるため、ICT利活用のための基盤を整備することに寄与する。</p>	<p>0085</p>
<p>(21)</p>	<p>放送ネットワーク整備支援事業 (平成26年度)</p>	<p>1百万円 (—)</p>	<p>415百万円 (381百万円)</p>	<p>442百万円</p>	<p>1.23</p> <p>放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、以下の費用の一部を補助 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用(地上基幹放送ネットワーク整備事業) ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業) (地方公共団体:補助率1/2 第3セクター、地上基幹放送事業者等:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率:100%(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:32件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者に対して、送信所の移転・FM補完局の整備等に係る費用の一部を支援することにより、ラジオの災害対策を推進することは、放送ネットワーク基盤の整備が促進され、災害放送としての利活用に資することとなるため、ICT利活用のための環境の整備に寄与する。</p>	<p>0086</p>

<p>(22)</p>	<p>ウェブアクセシビリティに関する調査研究 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>25百万円 (22百万円)</p>	<p>16百万円</p>	<p>1.14</p>	<p>ウェブアクセシビリティに関する国内規格(JIS X 8341-3)の改定等に合わせ、同規格が求める要件を満たすために実施すべき取組項目とその手順を示す「みんなの公共サイト運用モデル」及びアクセシビリティの検証・試験を行うためのチェックツールである「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker」を改定・公表するとともに、公的機関向けの講習会を開催するなど、改定・公表したツール等の普及を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・JIS X 8341-3のAAIに準拠しているページの割合:100%(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・改定版運用モデル一式及び改定版チェックツール一式:2式(平成27年度) ・公的機関向けウェブアクセシビリティ講習会の開催数:11回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「みんなの公共サイト運用モデル」及び「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker」を改訂し、講習会等を通じて広く普及することにより、誰もが公的機関の情報をウェブサイトから支障なく利用可能となり、デジタル・ディバイド(情報格差)という社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>0087</p>
<p>(23)</p>	<p>多様なクラウド環境下における情報連携基盤構築事業 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>30百万円 (27百万円)</p>	<p>101百万円</p>	<p>7</p>	<p>「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」の指針6において、「自治体は、自治体クラウド等新規システムを調達する際、地域情報プラットフォームに準拠したシステムを導入することで、将来にわたる競争性を確保すること」とされているが、自治体の業務システムのクラウド化に伴い、特定のベンダーのシステム以外との情報連携が困難となる「クラウドロック」現象の発生が指摘されている。本事業では、多様なクラウド環境下で情報連携に必要な連携方式の技術的検証等を行い、自治体が競争性を確保しつつ、多様なクラウド環境下においてもシームレスな情報連携を実現できるようなインターフェース仕様を確立することで、大規模自治体を含む自治体のクラウド化を加速化させ、より高付加価値な住民サービスの実現を目指すものである。また、当事業については、APPLICに推進体制をつくり、自治体、ベンダーと連携し推進していく。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・自治体における地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したクラウドシステムの導入数:300件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・ガイドの作成:3件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 多様なクラウド環境下で情報連携に必要な連携方式の技術的検証等を実施することにより、自治体が多様なクラウド環境下においてもシームレスな情報連携を実現できるようなインターフェース仕様を確立し、世界最先端IT国家創造宣言工程表等において謳われている大規模自治体も含めた自治体のクラウド化の取組を加速化させ、より高付加価値な住民サービスの実現に貢献することから、ICT利活用による社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>0088</p>
<p>(24)</p>	<p>次世代医療・介護・健康ICT基盤高度化事業 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>470百万円 (453百万円)</p>	<p>50百万円</p>	<p>1.8</p>	<p>健康・医療戦略(平成26年7月22日閣議決定)においては、医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築・利活用の推進が掲げられているところ。 一方、医療・介護・健康分野における各種データは所有者ごとにデータ形式等が区々であるため、データ連携が困難。そのため、データ連携による新たな医療・介護・健康サービスの創出には繋がっていない状況。 このような状況を踏まえ、以下の施策を通して、超高齢社会における課題の解決に貢献。 ① 医療・介護・健康分野における総合的データ連携の実現 医療・介護情報や健康情報、生活情報等を総合的に連携させるプラットフォーム(デジタル基盤)の構築に関する実証 ② 医療・介護情報連携基盤の全国展開 高品質で低廉な医療を実現するため、在宅医療・介護分野を含む医療機関等のクラウド等を活用した情報連携に関する実証 ③ ICT健康モデル(予防)の確立 健康増進・予防に対するインセンティブの付与や効果的な保健事業の実施に向けた健診データ、レセプトデータ等のビッグデータ解析・連携に関する実証</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・改善した健康指標の数:3件(平成29年度) ・策定されたモデルの件数:5件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実施したプロジェクトの件数:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 低廉かつセキュアな医療・介護情報連携ネットワークの実証を実施することにより、モバイル端末等を活用した遠隔医療等のICT利活用モデルの普及展開につながり、医療の質や効率の向上が図られることとなるため、ICT利活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	<p>0089</p>

<p>(25)</p>	<p>ICTを活用した新たなワークスタイルの実現 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>150百万円 (117百万円)</p>	<p>—</p>	<p>1.6</p> <p>事業者・利用者の意識改革を促し、テレワーク環境の裾野を拡大するため、以下の取組を進めることで、就業者におけるワークライフバランスの確立などを実現。 (1)企業等のテレワーク導入を促す人的サポート体制の拡充 (2)セミナー、シンポジウムの開催を通じた普及啓発活動 (3)ライフステージに応じた柔軟な働き方の確立に向けた実証</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数:全労働者数の10%以上(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実施するプロジェクトの件数:2件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 テレワークの導入支援やセミナー等のテレワークを普及促進を実施することにより、若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現することとなるため、ICT利活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	<p>0090</p>
<p>(26)</p>	<p>オープンデータ・ビッグデータ利活用推進事業 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>300百万円 (291百万円)</p>	<p>187百万円</p>	<p>1.5</p> <p>公共データの民間開放(オープンデータ)を推進し、社会や市場に存在する多種多量の情報(ビッグデータ)を相互に結び付け、活用することにより、企業活動、消費者行動や生活にイノベーションが創出される社会の実現に寄与する。具体的には、調査研究及び実証事業を通じ、オープンデータを効率的に利活用するための技術仕様や、農業分野等におけるデータ利活用の促進に資するガイドラインの策定等に取り組み、我が国におけるオープンデータ化及びその利活用並びにビッグデータ利活用の一層の促進を図ることで、データを活用した新事業・新サービスの創出に寄与する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・公共データに関する利活用モデルの件数:4件(平成29年度) ・経済波及効果(億円)／予算執行額(億円):B/Cを5倍(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・システム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数:2件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国・地方公共団体・公益事業者等によるオープンデータと社会に存在する多種多量な情報であるビッグデータを組み合わせるデータ利活用を促進することにより、国民、産業界にとって有益な情報の入手が容易になることで、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>	<p>0091</p>
<p>(27)</p>	<p>M2Mセキュリティ実証事業 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>150百万円 (118百万円)</p>	<p>—</p>	<p>19</p> <p>端末の処理能力やライフサイクル等のM2Mの特徴を踏まえ、省エネ・省リソースでセキュアなデータ通信を可能とし、かつM2Mシステムに必要な長期間のセキュリティ品質管理を可能とする通信プロトコル及び暗号通信技術等の情報セキュリティ技術の確立・標準化に向けた調査・実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・開発対象プロトコルが実装されたM2Mサービス数(累計):3件(平成29年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・M2Mシステムのセキュリティ技術に関する調査・実証の課題件数:4件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 機器の処理能力やライフサイクルなどのM2Mシステム特有の課題を機器を用いた実証により抽出し、M2Mシステムを構築する上で留意すべきセキュリティ対策について、「IoTセキュリティガイドライン」として示すことにより、IoTサービスの供給者などのセキュリティに関するリテラシーを向上につながることから、ICT利活用のための環境を整備することに寄与する。</p>	<p>0092</p>



(28)	公的個人認証サービス利活用推進事業 (平成27年度)	—	498百万円 (466百万円)	350百万円	22	<p>①スマートフォンへの公的個人認証サービスの利用者証明機能格納に向けた検討 ②電子私書箱を活用したワンストップサービスを実現する上で必要な属性認証の実現方法の検討 ③国の調達システムにおける資格審査業務の地方公共団体との共同利用方法の検討 ④地域のケーブルテレビ、地方公共団体、商店街等が連携して公的個人認証サービスを活用する際の認証基盤の検討 ⑤アクセス手段の多様化の検討(PINなしJPKI認証を行う際の資格確認端末の技術検証)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・公的個人認証サービスの民間の署名検証者の認定件数:5者(平成30年度) ・マイナンバーカードを活用したサービス数あるいは提供場所数:10件(平成30年度) ・マイナンバーカード対応STB出荷台数:15万台(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実証したユースケースの件数:5件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公的個人認証サービスの利活用事例の具体化や公的個人認証サービスを活用する際の技術面、制度面等の課題の検証、必要なルール整備等を行うことで、民間における利活用に向けた取組が促進され、結果として幅広い分野でのマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の利活用場面が拡大することになるため、ICT利活用のための環境を整備することに寄与する。</p>	0093
(29)	IoTおもてなしクラウド事業(平成27年度事業名:デジタルサイネージ相互運用性検証事業) (平成27年度)	—	40百万円 (38百万円)	646百万円	1.21	<p>IoT時代の技術進歩の成果を踏まえ、訪日外国人等のスムーズな移動、観光、買い物等の実現に向け、スマートフォン、交通系ICカードやデジタルサイネージ等と、共通クラウド基盤を活用した多様なサービス連携(個人の属性・言語等に応じた情報提供や支払手続の簡略化等)を可能とするため、複数地域で実証を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・標準仕様を採用したデジタルサイネージ設置者数:3件(平成30年度) ・共通クラウド基盤でのサービス連携事業者数:30件(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・システム実装詳細仕様書を含む報告書作成:1件(平成27年度) ・共通クラウド基盤の構築、機能検証を行うとともに、複数地域で各種サービス連携の地域実証事業を行う:3件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 スマートフォン、交通系ICカードやデジタルサイネージ等と、共通クラウド基盤を活用した多様なサービス連携を実現することにより、個人の属性に応じた情報提供等、誰もが最適な情報の享受や一人歩きをできる快適な環境を構築することができるため、ICT利活用のための環境を整備することに寄与する。</p>	0094
(30)	4K・8K等最先端技術を活用した放送・通信分野の事業支援 (平成27年度)	—	400百万円 (396百万円)	393百万円	1.3	<p>4K・8Kの着実な推進のため、国、放送事業者、受信機メーカー、通信事業者等の関係者が連携して、放送と通信の複数の伝送路で伝送した放送コンテンツの同期・合成技術など、4K・8Kサービスの実現に必要な技術の実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・衛星放送による4K・8K実用放送を行っている事業者の数:8者(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・本実証事業によって検証で確認された技術の件数:5件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 関係者と連携して4K・8Kサービスの実現に必要な技術の実証を実施することにより、各メディアで4K・8Kサービス実施を技術的に可能とし、各年度における目標(4K・8K放送の実現メディア数)の達成に寄与する。</p>	0095

<p>(31)</p>	<p>IoTテストベッドの整備、IoTサービスの創出支援 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>290百万円</p>	<p>1.2</p> <p>多種多様なモノをネットワークに接続させ、そこから得られる多種多量のデータを利活用することにより、地域経済・雇用の活性化、中小事業者の生産性向上や国内他地域・アジア諸国等へのIoTサービスの展開等の実現に寄与する。具体的には、調査研究及び実証事業を通じ、生活に身近なIoTサービスの普及に当たって克服すべき課題を特定するとともに、その課題の解決に向けた先行的な参照モデルを策定・検討する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・IoTサービスの普及に資する参照モデルの件数:5件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・異業種連携を行う実証事業への参加事業者数:30件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 IoTサービスの普及に向けた啓発事業としての実証事業を実施し、IoTサービスの利活用モデルを確立するとともに、このような先進的かつ参照可能な利活用モデルが多様な企業、周辺の地方公共団体等に共有されること等により、自主的なIoTサービスの創出、普及、展開が促進されることとなるため、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>	<p>0096</p>
<p>(32)</p>	<p>放送コンテンツの海外展開総合支援事業 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1,200百万円</p>	<p>1.4</p> <p>放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地場産業、他のコンテンツ等)、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「クールジャパン戦略」、「ビジットジャパン戦略」、「地方の創生」、「TPP協定の活用促進による新たな市場の開拓」等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、様々な運動プロジェクトを一体的に展開する取組を支援する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・放送コンテンツ関連海外市場売上高:平成22年度(2010年度)(66.3億円)の約3倍に増加(198.9億円)(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・発信された放送コンテンツの量(時間数):216時間(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地場産業、他のコンテンツ等)、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを継続的に制作・発信することにより、日本ファンが増大し、「地域の活性化」や、日本の放送コンテンツや日本産品等の海外展開を通じた国際競争力の強化等を促進するとともに、日本コンテンツへのニーズが高まり、放送コンテンツ関連海外市場売上高の増加に寄与する。</p>	<p>0097</p>
<p>(33)</p>	<p>若年層に対するプログラミング教育の普及推進 (平成28年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>103百万円</p>	<p>12</p> <p>クラウドや地域民間人材を活用した、教育課程外におけるプログラミング教育の実施モデルを実証し、ガイドラインとして策定の上、民間コンソーシアム等を通じて広く全国の学校に普及する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・民間プログラミング指導者(メンター)の育成数:1,000人(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証事業の実施ブロック数:11件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 クラウドや地域民間人材を活用したプログラミング教育の実施モデルを実証し、広く普及することにより、プログラミング教育を受ける機会が全国に拡大し、地域による教育格差などが解消されることとなるため、ICT利活用による社会的課題の解決に寄与する。</p>	<p>新28-0008</p>

<p>(34)</p>	<p>映像等近未来技術活用促進事業 (平成28年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>99百万円</p>	<p>1.9</p> <p>① 8K技術を活用した遠隔医療に必要な技術検証 衛星通信によるリアルタイム性(伝送遅延の有無等)の検証や遠隔医療(病理診断等)に必要な水準の映像再現性の検証等を通じた最適技術の確立 ② その他の分野における4K・8K技術等の活用に向けた調査研究 教育など他の分野における4K・8K技術等の活用可能性を調査</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・4K・8Kサービスの経済波及効果(億円)／予算執行額(億円): 予算執行額に対する比率B/C 6倍(平成30年度) ・4K・8K技術等を活用したICTシステムのモデルの件数: 1件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実施プロジェクトの件数: 1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 8K技術を活用した遠隔医療に必要な技術検証等を実施することにより、その成果を踏まえた8K技術を活用した遠隔医療等モデルの普及展開につながり、医療・教育資源の不足・偏在などが解消されることとなるため、ICT利活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	<p>新28-0009</p>
<p>(35)</p>	<p>次世代G空間社会の構築(G空間2.0) (平成28年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>237百万円</p>	<p>1.24</p> <p>・実証事業で開発した全国展開に資するシステムを検証し、その結果を基にG空間情報センターと接続して利用できる環境整備等を行い、地方公共団体等がG空間情報を利活用した防災・減災、行政事務等の効率化を推進。 ・平成30年の準天頂衛星4機体制による本格的な測位サービス展開を見据えた、海外におけるビジネスへの展開に向けたセミナーの実施等。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・G空間情報センターに接続可能な地方公共団体の防災情報システムの数: 5件(平成29年度) ・海外におけるQZSSを活用した精密農業の導入事例数: 5件(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・防災情報システム等のG空間情報センターとの接続可能性等の検証数: 9件(平成28年度) ・海外におけるQZSSを活用した精密農業の展開を行うためのデモンストレーション及びセミナーの数: 2件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 散在する地理空間情報を集約し提供するG空間情報センターと接続して、地方公共団体等における防災・減災対応や行政事務の効率化に資する防災情報システム等の導入を図ることにより、地方公共団体等におけるG空間防災システム等の活用が進み、震災対応業務等の情報化が進むこととなるため、ICT利活用のための環境を整備することに寄与する。</p>	<p>新28-0010</p>
<p>(36)</p>	<p>地域コンテンツの流通促進のためのポータルサイトに関する調査研究 (平成28年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>30百万円</p>	<p>1.4</p> <p>魅力ある地域コンテンツの流通活性化による全国各地域の経済活性化に寄与すべく、地域の魅力を全国各地に発信・展開するためのポータルサイトについて、当該配信基盤の活用による、事業者間での円滑かつ効率的な地域コンテンツの流通の在り方、及び連携方策について調査研究を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・技術的課題や運用上の課題の解決案の数: 8個(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究数: 4項目(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域の魅力を全国各地に発信・展開するためのポータルサイトについて、事業者間での円滑かつ効率的な地域コンテンツの流通の在り方、及び連携方策に関する課題抽出とその解決案の検討を行うことにより、魅力ある地域コンテンツの流通活性化による全国各地域の経済活性化が促進されることから、ICTIによる新たな産業・市場の創出に寄与する。</p>	<p>新28-0011</p>

<p>(37)</p>	<p>放送コンテンツ海外展開助成事業 (平成28年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>225百万円</p>	<p>1.4</p> <p>放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地場産業、他のコンテンツ等)、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「クールジャパン戦略」、「ビジットジャパン戦略」、「地方の創生」、「TPP協定の活用促進による新たな市場の開拓」等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、様々な運動プロジェクトを一体的に展開する取組を支援する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・放送コンテンツ関連海外市場売上高:平成22年度(2010年度)(66.3億円)の約3倍に増加(198.9億円)(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・発信された放送コンテンツの量(時間数):45時間(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地場産業、他のコンテンツ等)、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを継続的に制作・発信することにより、日本ファンが増大し、「地域の活性化」や、日本の放送コンテンツや日本産品等の海外展開を通じた国際競争力の強化等を促進するとともに、日本コンテンツへのニーズが高まり、放送コンテンツ関連海外市場売上高の増加に寄与する。</p>	<p>新28-0012</p>
<p>(38)</p>	<p>総合特区推進調整費(内閣府からの移替え) (平成26年度)</p>	<p>40百万円 (40百万円)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1.9</p> <p>地域医療情報連携基盤の早急な実現に向けて、異なる規格のデータソース間における連携について、複数のデータ連携技術の間でその実現性・効率性を比較検証し、効率的な医療等情報連携に向けた諸課題と対応方策を調査・検討する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域医療情報連携基盤の実現に向けた効率的な医療等情報連携に必要な調査・検討を実施することにより、その成果を踏まえた地域医療情報連携基盤の普及展開につながり、医療資源の不足などが解消されることとなるため、ICT活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	<p>内閣府 0030</p>
<p>(39)</p>	<p>沖縄振興推進調査費(内閣府からの移替え) (平成24年度)</p>	<p>—</p>	<p>10百万円 (8百万円)</p>	<p>—</p>	<p>1</p> <p>「沖縄におけるWi-Fi整備の在り方及び活用方策に関する調査」では、地理的な事情を抱える同県のWi-Fi整備の現状や課題を把握するとともに、今後の統一的な整備の在り方やWi-Fiが有効に活用されるための方策等について提示し、今後の実行性のある振興策の推進のための参考にする資料を得ることとしている。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・沖縄県内のWi-Fiの整備等の状況についてのアンケート数 【活動指標(アウトプット)】 ・調査に基づく報告書の作成:1件</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 沖縄におけるWi-Fi整備の現状や課題についての調査を実施することにより、沖縄県が平成28年度から平成30年度に取り組む「沖縄Free Wi-Fi統合環境整備事業」の基礎資料として活用され、調査結果に基づく方向性は同事業に連動されることとなるため、ICT活用のための環境を整備することに寄与する。</p>	<p>内閣府 0053</p>

(40)	被災地域情報化推進事業(復興庁からの移替え) (平成24年度)	4,266百万円 (2,573百万円)	2,867百万円 (2,215百万円)	—	1	東日本大震災で被災した地方自治体が、次の事業を実施する場合に、補助金を交付する(補助率1/3)・東北地域医療情報連携基盤構築事業(平成27年度まで)・ICT地域のきずな再生・強化事業(平成26年度まで)・被災地域ブロードバンド基盤整備事業(平成24年度まで)・災害に強い情報連携システム構築事業(平成24年度まで)・スマートグリッド通信インタフェース導入事業(平成26年度まで)・復興街づくりICT基盤整備事業(平成25年度から)・被災地域記録デジタル化推進事業(平成26年度まで)・被災地域テレワーク推進事業(平成27年度まで)  【成果指標(アウトカム)】 ・国庫補助申請が行われた事業に対する補助採択率:100%(平成27年度)  【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災で被災した地方自治体が抱える課題を解決するための事業に対して補助を実施し、復興に向けた新たな街づくりに合わせて、超高速ブロードバンド、放送の受信環境及び公共施設等向け通信基盤・システムの整備を推進することにより、被災地域におけるICTの活用促進、インターネットを活用した商取引の活性化や企業誘致等につながるため、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。	復興庁 0030
(41)	電子署名及び認証業務に関する法律 (平成12年)	—	—	—	18	電子署名に関し、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、当該法第4条に基づき、安全性等に関する一定の基準に適合した特定認証業務の認定を実施。	
(42)	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律 (平成5年)	—	—	—	14	社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資する。 当該法第4条に基づき、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供、又は開発を行う者に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて、その経費の2分の1を上限に助成を実施。	
(43)	特定通信・放送開発事業実施円滑化法 (平成2年)	—	—	—	1	社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資する。	
(44)	国立研究開発法人情報通信研究機構法 (平成28年改正)	—	—	—	19	国立研究開発法人情報通信研究機構法を改正し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の業務の範囲に、「サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練」を追加(平成28年4月20日成立、同5月31日施行予定)。 NICTが有するサイバーセキュリティに関する技術的知見及び演習基盤を活用して、国の行政機関や重要インフラ事業者等を対象として、効果的な演習を実施する。	
(45)	産業競争力強化法関連税制(法人税・登録免許税) (平成25年度)	—	—	—	1	・特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、特定会社の株式若しくは出資の価格の低落又は債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定株式等の取得価額の100分の70以下の金額を準備金として積み立てた場合、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入することが可能 ・事業再編計画、特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等について、登録免許税の軽減  【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本税制により、戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進し、国内の余剰供給・過当競争構造の解消を図ることによって、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。	

(46)	中小企業投資促進税制(所得税、法人税) (平成10年度)	—	—	—	1	<p>中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合には、基準取得価額の即時償却又は10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人7%)。</p> <p>※ただし、旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上しているものに限る(ソフトウェアを除く)。</p> <p>なお、上記設備に該当しない場合は、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については、個人又は資本金3,000万円以下の法人に限る。)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本税制により、中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活性化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図ることによって、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>
(47)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(所得税、法人税) (平成15年度)	—	—	—	1	<p>中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本税制により、中小企業の経営の安定を図る観点から、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることによって、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>
(48)	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(法人税) (平成10年度)	—	—	—	1	<p>情報通信産業振興地域として定められた地区において、工業用機械等の取得をして電気通信業等の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%(建物等については8%)の法人税額控除</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 当該事業により、沖縄県内の情報通信産業振興地域における投資拡大を促進し、ICTによる新たな産業・市場の創出に寄与する。</p>
(49)	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(法人税) (平成10年度)	—	—	—	1	<p>情報通信産業特別地区として定められた地区において新設された法人のうち認定を受けた法人について、設立後10年間、40%の所得控除</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 当該事業により、沖縄県内の情報通信産業振興地域における投資拡大を促進し、ICTによる新たな産業・市場の創出に寄与する。</p>
(50)	エンジェル税制(所得税) (平成9年度)	—	—	—	1	<p>特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本税制により、創業間もない企業に対するリスクマネーの供給不足を解消し、新規事業の育成・発展を促進することによって、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>
(51)	産業競争力強化法関連税制(法人事業税) (平成26年度)	—	—	—	1	<p>特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、特定会社の株式若しくは出資の価格の低落又は債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定株式等の取得価額の100分の70以下の金額を準備金として積み立てた場合、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入することが可能</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本税制により、戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進し、国内の余剰供給・過当競争構造の解消を図ることによって、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>

(52)	中小企業投資促進税制(法人住民税、事業税) (平成10年度)	—	—	—	1	<p>中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合には、基準取得価額の即時償却又は10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人7%)。</p> <p>※ただし、旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上しているものに限る(ソフトウェアを除く)。</p> <p>なお、上記設備に該当しない場合は、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については、個人又は資本金3,000万円以下の法人に限る。)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本税制により、中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活性化・加速化を支援することにより、生産性の向上を進め、中小企業の経済活動の活性化を図ることによって、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>	
(53)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(個人住民税、法人住民税、事業税) (平成15年度)	—	—	—	1	<p>中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本税制により、中小企業の経営の安定を図る観点から、償却資産の管理や納税に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることによって、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>	
(54)	沖縄情報通信産業振興税制(事業所税、減収補填措置) (平成10年度)	—	—	—	1	<p>(1) 1千万円以上の機械等及び1億円以上の建物等に係る情報通信産業等の事業の用に供する施設を新増築した場合に事業所税(資産割)課税標準を2分の1とする。</p> <p>(2) 事業の用に供する設備・不動産を新増設した者について、地方公共団体が事業税等を課さなかった場合又は不均一課税をした場合、地方交付税による減収補填。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 当該事業により、沖縄県内の情報通信産業振興地域における投資拡大を促進し、ICTによる新たな産業・市場の創出に寄与する。</p>	
(55)	エンジェル税制(個人住民税) (平成9年度)	—	—	—	1	<p>特定中小企業が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本税制により、創業間もない企業に対するリスクマネーの供給不足を解消し、新規事業の育成・発展を促進することによって、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>	
(56)	コンテンツ海外展開等促進基金 (平成24年度)	—	—	—	4	<p>①ローカライズ支援 経済産業省と総務省で共同で、公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施する。 対象者:民間企業</p> <p>②プロモーション支援 経済産業省が、公募により選定する法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つプロモーションにつき、その活動費の一部を補助する。 対象者:民間企業</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・本施策のローカライズ支援を受けたコンテンツの量(時間)/本施策の支援を受けたプロモーション件数</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業者への交付決定額</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施することにより、日本の放送コンテンツの海外への販売を促進し、新たな市場を開拓するとともに、放送コンテンツ関連海外市場売上高の増加に寄与する。</p>	基金シート番号3

政策の予算額・執行額	20,620百万円 (17,393百万円)	12,493百万円 (11,296百万円)	6,208百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	第一 総論 第二 具体的施策
世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定) (平成28年5月20日改定)	Ⅱ.「国から地方へ、地方から全国へ」(IT利活用の更なる推進のための3つ重点項目)等					

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

注 事前分析表(平成28年6月30日公表)では、測定指標を「ITU-Tの今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数」としていたが、平成28年度「総務省の政策評価に関する有識者会議」(第2回会合)(平成28年7月22日開催)において、有識者より、「標準化活動はどれだけ我が国の意見が勧告案に反映したかが重要であり寄書提案件数でない評価が望ましい。」との意見があり、これにより測定指標及び目標(値)を変更した。



# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-①)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策11:放送分野における利用環境の整備		担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室			作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 齋藤 晴加	
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	放送分野は技術革新やそれに伴う環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化している現状にあることを踏まえ、国民生活の利便性等の向上を図るため、放送制度の必要な見直しを検討・実施する。また、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させることが重要となっている。このような現状を踏まえ、これらに対応するため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請し、我が国の対外情報発信力を強化する。						政策評価実施予定時期	平成30年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>				
					27年度	28年度	29年度		
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討の実施 ＜アウトプット指標＞	・経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社の認定要件の緩和及び、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務に係る規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正。  ・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。	26年度	29年度	社会経済状況等の変化等に対応するために、有料放送サービスの受信者保護等に関し、必要な制度整備を実施。  ・2018年に衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送(BS等4K・8K放送)を実施するために必要な関係省令等の整備案の意見公募等を実施。  ・有料放送サービスの受信者保護の拡充を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の平成28年5月の施行に向けた必要な関係省令等の意見公募等を実施。  ・VHF帯STL/TTLの周波数の活用を図るためのステレオ放送の番組中継回線及びFMラジオ放送の放送区域に発生する極小規模な難聴地域を解消するためのラジオのギャップフィルターの導入のために必要な制度整備を実施(平成27年11月)。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適時適切に対応していくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定。

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること</p>	2	<p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施回数 〈アウトプット指標〉</p>	<p>大規模災害の発生時において自治体が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施回数について検討。</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	26年度	<p>機器配備の総合通信局(4局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査、運用訓練等の実施。</p>	29年度	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各自治体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する自治体もあったところ。そうした現状にあることを踏まえ、各自治体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、調査及び訓練等の実施回数について指標として設定。</p> <p>【参考】臨時災害放送局の円滑な開設に向けた自治体(※)における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等)</p> <p>平成27年度:9.5%(九州を除く3総合通信局) 平成26年度:6.1%(4総合通信局)</p> <p>(※)機器を配備した北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局管内の自治体。</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	3	<p>テレビ国際放送の受信環境整備状況 〈アウトプット指標〉</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。</p>	26年度	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	29年度	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>NHKが平成21年2月から新たな外国人向けテレビ国際放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところであるが、海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、その受信環境整備(現地の衛星放送やケーブルテレビにおけるチャンネルの確保等)を推進することが重要であることから、指標として設定。</p> <p>【参考】各年度の受信可能世帯数 平成27年度:約2.1億世帯 平成26年度:約2億世帯 平成25年度:約1.9億世帯 平成24年度:約1.6億世帯</p> <p>【参考】各年度のNHKの国際放送実施経費 平成28年度:約302.2億円(予算額) 平成27年度:約278.1億円(決算額) 平成26年度:約217.2億円(決算額) 平成25年度:約205.0億円(決算額)</p>
<p>被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること</p>	4	<p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 〈アウトプット指標〉</p>	19%	25年度	100%	30年度	30%	60%	80%	<p>ラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波(AM)送信所の防災対策の必要性が明らかになったことを踏まえ、「国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、親局の移転・FM補完局の整備等の取組を進めていくこととしている。</p> <p>当該取組により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保することが可能となることから、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。</p> <p>(参考値) 平成27年度 55% 平成26年度 45% 平成25年度 19%</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	放送政策に関する調査研究 (平成19年度)	55百万円 (48百万円)	45百万円 (39百万円)	45百万円	1	<p>放送は、不特定多数の者に対し、同時に、安価に情報提供を行うことが可能であり、災害情報や民主主義の基盤に関する情報など、国民生活のうえで重要な社会的役割を果たしている。一方で、放送分野は、技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、社会ニーズも多様化する中、従来からの社会的役割を果たすためには、国民のニーズを適切に把握しつつ、新サービスの可能性や新技術の課題などを踏まえ、柔軟かつ迅速に放送政策の立案を行う必要がある。このため、放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するため、所要の調査・分析等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:5件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・放送政策に関する調査・分析等の実施:5項目(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するための所要の調査・分析等を行うことにより、この成果を活用して、国民視聴者の多様なニーズや、放送が基幹メディアとして果たすべき公共的な役割について検討した上で、必要な制度整備・運用等を行うことができることとなるため、国民生活の利便性の向上等に寄与する。</p>	0098
(2)	国際放送の実施 (昭和26年度)	3,956百万円 (3,956百万円)	3,934百万円 (3,934百万円)	3,644百万円	3	<p>放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、国際放送の実施を要請する。実施に要する費用については、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。 ・(代替指標)テレビ国際放送の受信可能世帯数(対前年度):2.1億世帯 【活動指標(アウトプット)】 ・(ラジオ国際放送)3言語(日本語、中国語、朝鮮語)の1日当たりの放送時間:25.7放送時間(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送法第65条第1項の規定に基づき、海外における受信環境の整備等を指定して、テレビ国際放送の実施を要請し、この要請に応じてNHKがテレビ国際放送を実施することにより、テレビ国際放送の受信環境整備等が一層推進されることとなり、テレビ国際放送の充実に寄与する。</p>	0099
(3)	地域ICT強靱化事業(地方) (平成26年度)	13百万円 (12百万円)	3百万円 (2百万円)	3百万円	2	<p>地方総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出す。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・臨時災害放送局の円滑な開設に向けた自治体における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等):10%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・送信点調査、運用訓練等(説明会等含む)の実施:34回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合通信局に配備した臨時災害放送局用の機器を用いて、送信点調査、運用訓練及び説明会等を実施することにより、地方公共団体における臨時災害放送局に係る運用のノウハウの蓄積がなされるため、災害時における臨時災害放送局の迅速な開設に寄与する。</p>	0100

(4)	放送法 (昭和25年)	—	—	—	1	次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る。 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。  当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施。		
(5)	放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置 (固定資産税) (平成26年)	—	—	—	4	ラジオ放送事業者が災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)(償却資産に限る。)について、取得後3年度分、課税標準を3/4とする。※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。  【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者に対して、送信所の移転・FM補完局の整備等の際に取得した設備に係る固定資産税の特例措置を適用することにより、ラジオの災害対策を推進することは、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段の確保に寄与する。		
政策の予算額・執行額		4,024百万円 (4,017百万円)	4,082百万円 (3,974百万円)	3,592百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑫)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策12:情報通信技術利用環境の整備		担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他3課 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 竹村 晃一 電波部電波政策課長 田原 康生	
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。 これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	モバイル通信や光ファイバ等においてブロードバンド環境が整備されている現状を踏まえて、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展のため、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上、ブロードバンド基盤の整備促進により誰もがICTの恩恵を享受できる環境、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現する。				政策評価実施予定時期	平成30年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>			
		基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	
①	OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキング <アウトカム指標>	1位(2012年9月時点。2013年7月公表)(OECD通信白書の発行が隔年のため、最新のデータを記載。)	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	低廉かつ高速のブロードバンド環境の実現については、国際的な視点からその状況を確認することが重要であることを踏まえて、ランキング上位であればあるほど、公正な競争条件の確保等の競争政策の推進により、低廉かつ高速のブロードバンド環境が一層進展していると考えられることから、指標として設定。  (参考) OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり):1位(2012年9月時点。OECD通信白書2013)
2	MVNO(Mobile Virtual Network Operator:仮想移動体通信事業者)の契約数	895万契約(平成26年末)	1,500万契約(平成28年中)	—	1,500万契約(平成28年中)	—	MVNOの普及促進を図り、モバイル市場における競争環境を整備することが重要であることを踏まえて、日本再興戦略2016(閣議決定)において、「MVNO(Mobile Virtual Network Operator/Mobile Virtual Network Operator:仮想移動体通信事業者)の契約数について、今年中に1,500万契約を目指す。」とされていることから、指標として設定。
				1,155万契約(平成27年末)	—	—	

電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現すること

3	公正な競争促進に向けた取組 <アウトプット指標>	<p>・平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。</p> <p>・平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」情報通信審議会答申。</p> <p>・光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新性の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p>	26年度	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の施行に向け、電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備を行う。</p>	29年度	<p>・平成27年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」を公表。</p> <p>・調査研究の成果を基に、平成28年度接続料の算定方法について検討を行い、情報通信行政・郵政審議会の答申(平成27年12月)を踏まえ、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の改正等の制度整備を実施(平成28年1月13日公布)。</p> <p>・電気通信事業の公正な競争の促進のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成28年政令第40号)」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第30号)」等を平成28年3月29日に公布。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえて、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、競争環境の変化に応じて制度改正を行う等の公正な競争促進に向けた取組により、利用者の利便性向上の実現等が期待されることから、指標として設定。</p>
---	-----------------------------	---	------	---	------	---	---	---	---

	<p>④ 訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・平成26年6月に「SAQ2 JAPAN Project」※を公表。 ※2020年東京オリンピック・パラリンピック以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「速くて」「使いやすい」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境を実現するためのアクションプラン。 ・無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立。 ・本協議会の場において、無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有及び訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討を実施し、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組んだ。</p>	26年度	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	29年度	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p> <p>・無料公衆無線LAN整備促進協議会幹事会を平成28年1月12日に開催し、整備の方向性を明らかにするとともに各PTIにおける進捗状況や実証実験の進め方について関係者間で共有。 ・上記を踏まえ平成28年2月19日に、今後の取組の方向性について「利用しやすく安全な公衆無線LAN環境の実現に向けて～訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針～」を発表し、2月22日より全国15ヶ所で実証実験を実施。</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	<p>低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現することは世界最高水準のICTインフラを実現することであり、訪日外国人からの無料公衆無線LANサービスに対するニーズが非常に高いことを踏まえて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人旅行者にとっても使いやすい通信環境を整備することは低廉かつ高速な世界最高水準のインフラの実現につながることから、指標として設定。</p>
5	<p>情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 ＜アウトプット指標＞</p>	年7箇所	26年度	前年と同規模(年7箇所)	29年度	<p>前年と同規模(年7箇所)  年8箇所</p>	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所)	<p>電気通信サービスの健全な発展の観点に加え、IPv6対応が加速している国際動向への対応及び多種多様なデバイス等が接続されるIoT社会の構築に向け、IPv6対応の重要性が高まっており、情報通信システムのIPv6対応に係る普及啓発活動が必要となっていることを踏まえて、同活動の実施回数を測定指標として設定。</p>
地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	<p>⑥ 固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数 ＜アウトカム指標＞ (平成28年12月5日追記(注))</p>	56 (平成27年3月末時点)	26年度	対前年度減	29年度	<p>対前年度減  42</p>	対前年度減	対前年度減	<p>社会的課題の解決や地方創生に資するICTの利活用の基盤となる超高速ブロードバンドの整備推進により、ICTの恩恵を迅速・公平・十分に実感・享受できる環境を確保することが重要であるため、情報通信審議会答申(平成26年12月)においては、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備を推進するとされていることを踏まえて、固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数の対前年度増減は、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定できるため、指標として設定。</p> <p>(参考) ・69団体(平成25年度値) ・119団体(平成24年度値) ※平成23年度値については、推計方法が異なるため、未記載。</p>

	<p>7</p> <p>特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>26年度</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>29年度</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>我が国の電気通信事業者が受信した電子メールのうち、迷惑メールの占める割合は6割前後で推移している現状を踏まえて、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成27年度値) 行政指導(警告メール) 約3,300通 報告徴収 約20件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成26年度値) 行政指導(警告メール) 約3,600通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成25年度値) 行政指導(警告メール) 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成24年度値) 行政指導(警告メール) 約5,500通 報告徴収 約50件 行政処分(措置命令) 8件</p>
<p>電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること</p>	<p>電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、IC Tの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の施行に向け、電気通信サービスの利用者保護のための制度整備を行う。 ・スマートフォン等の利用に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・スマートフォン等の利用に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定。</p> <p>【参考(各年度の相談件数)】 平成27年度: 10,125件(平成28年9月30日追記) 平成26年度: 6,952件 平成25年度: 7,012件 平成24年度: 6,811件 平成23年度: 7,873件</p>



⑧		<p>・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不实告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p> <p>・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	26年度		<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応し、相談内容等から抽出・分析した課題等を踏まえ、総務省の研究会において、期間拘束・自動更新付契約の在り方について検討を行い、「方向性」を公表(2015年7月)。</p> <p>・電気通信サービスの利用者保護のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成28年政令第40号)」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第30号)」等を平成28年3月29日に公布した。</p> <p>・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。また、「スマートフォンプライバシーガイド」の改訂を行う等の普及啓発に関する取組みを実施。</p>	29年度	-	-
---	--	--	------	--	---	------	---	---

9	大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数 ＜アウトプット指標＞	大規模な異常トラフィックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みの確立に向けた検討を実施。	26年度	実証の結果を活用する延べ事業者数 10者	29年度	大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証を実施。  トラフィック制御に用いる要素技術を組み合わせさせたユースケース検証等の実施により、当該技術の異常トラフィック自動遮断に対する有効性を確認。	実証の結果を活用する延べ事業者数 8者	実証の結果を活用する延べ事業者数 10者	昨今、広範囲で回線が輻輳するような異常トラフィックの発生が顕著になっているところ、大規模な異常トラフィックが発生した際には、当該トラフィックが遮断されるまで長時間を要し、対処されるまでの間、利用者が安定的にネットワークを利用することが困難になっている現状にあることを踏まえて、大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証を実施し、自動遮断を行うための基準を策定するもの。 本基準を活用する事業者が増加することは、大規模な異常トラフィックの発生によるネットワークへの支障を最小限に抑え、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現に資するため、指標として設定。
⑩	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の検討の実施 ＜アウトプット指標＞	・電気通信事故対策について、事故防止に係る措置の内容の充実(管理規程の実効性確保等)や、対象の見直し(通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者)を内容とする電気通信事業法を改正(平成26年6月公布)。 ・上記改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、新たに対象となる事業者への対策の追加など、全面的な見直しを実施し、公表(平成27年4月)。	26年度	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	29年度	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。  平成27年4月に「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、有料・一定規模以上の回線非設置事業者に対する項目追加等の改正を実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進んでいる現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定。

通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること

11	市場調査を行う端末機器の台数 <アウトプット指標>	44台	26年度	30台	29年度	30台	30台	30台	<p>市場に流通する通信機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による混信被害、機能要件を満たさないことによる利用者への不測の被害が危惧されている現状を踏まえて、市場調査を行う端末機器の台数及びMRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数は、電気通信機器の技術基準への適合性を確保することに資するため、指標として設定。</p> <p>なお、「市場調査を行う特定無線設備等の台数」の平成27年度以降の目標値は、平成26年度実績値を元に技術基準の適合性を効率的に調査する方法（対象設備、測定項目）を再考し、設定。</p> <p>測定指標11は、「市場調査を行う特定無線設備等の台数」としていたが、これは特定無線設備及び端末機器の台数の合計であり、基準値は特定無線設備39台、端末機器44台、目標値は各年度、特定無線設備30台、端末機器30台をそれぞれ合計して設定していたところ（基準値は83台、目標値は各年度60台。）。</p> <p>しかし、特定無線設備については電波の質に係る調査を別に行うこととし、政策13「電波利用料財源による電波監視等の実施」に整理することとしたため、「市場調査を行う端末機器の台数」に変更することとした。</p> <p>したがって、端末機器としての目標値（30台）に変更はない。</p> <p>なお、政策13「電波利用料財源による電波監視等の実施」においては、電波法に定める電波利用料財源の用途に沿って測定指標を設定しており、電波の質に係る調査を含む電波監視業務は、測定指標1「重要無線通信妨害への措置率」で測定されるため、測定指標の修正は行わないこととする。</p>
						42台	—	—	
12	MRA国際研修会の参加者数 <アウトプット指標> ※MRA (Mutual Recognition Agreement) : 相手国向けの機器の認証（機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認）を自国で実施することを可能とする二国間の協定	208人	26年度	145人	29年度	145人	145人	145人	<p>【参考】 (平成25年度値) ・市場調査機器台数: 45台 ・MRA国際研修会参加者数: 159人</p> <p>(平成24年度値) ・市場調査機器台数: 45台 ・MRA国際研修会参加者数: 121人</p> <p>(平成23年度値) 市場調査機器台数: 17台 ・MRA国際研修会参加者数: 93人</p>
						240人	—	—	

13	ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組 <アウトプット指標>	・従来、電気通信事業法の適用除外とされていたため、ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業については、制度上、信頼性等の確保のための規律が存在していなかった。  ・ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。	26年度	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	29年度	・電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。  ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年5月公布）の施行に向け、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保のための制度整備を行う。	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	インターネットが民間主導で発展してきた経緯やインターネットが国境を越えたグローバルなものであり、その利用が国民生活や日本経済において重要になっていることを踏まえ、インターネットを利用する上での基盤であるドメイン名の名前解決サービスについて、必要最小限の規律を課すことは、電気通信事業分野の安全・信頼性等の向上に資するため、指標として設定。
					29年度	・改正電気通信事業法の施行（平成28年5月21日）後速やかに事業開始の届出等を受理することができるよう、新たに同法の規律の対象となる事業者へ制度の周知を行い、ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図った。  ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）」の施行に伴い、電気通信事業法の規律の対象となる「ドメイン名電気通信役務」の定義等について必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第30号）」を平成28年3月29日に公布した。	—	—	
14	データセンターの地域分散化・活性化について事業者への周知・啓発活動の年間実施回数 <アウトプット指標>	年2件	26年度	年2件	29年度	前年と同規模（年2件）	前年と同規模（年2件）	前年と同規模（年2件）	データセンターの地域分散化・活性化の実現のためには、データセンターを運営・管理する事業者やデータセンター利用企業等に周知・啓発を行うことが必要であるという現状を踏まえて、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上に向け、指標として設定。なお、周知・啓発活動10件（H26～30年度の5カ年計）で150者以上に周知・啓発する予定。
					29年度	年6件	—	—	

<p>安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること</p>	<p>⑮</p> <p>安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。 (なお、平成25年までの状況を踏まえ、平成26年度より関連事業を実施)</p>	<p>25年度</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。</p>	<p>27年度</p>	<p>通信セキュリティの高度化機能の検討</p> <p>・車車間通信等による安全運転支援システムにおける情報セキュリティ要件等の検討を踏まえ、「700MHz帯安全運転支援システム構築のためのセキュリティガイドライン」(平成27年7月9日)を公表。 ・セキュリティ情報が漏洩した場合においても迅速に対応可能な通信プロトコルを策定。 ・700MHz帯車車間通信等の普及が進んだ場合の相互接続性を担保するため、相互接続試験手順書を策定。</p>	<p>交通事故の減少のため、ITSを利用した安全確保が喫緊の課題となっているところ、安全運転支援のための車車間通信等の無線通信のセキュリティ等については未検証であり、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することは、安全な道路交通社会の実現には不可欠なため、指標として設定。 なお、当初想定した成果が27年度までに得られたため、目標年度を平成27年度までに変更した。</p> <p>【参考】 平成26年度は、通信セキュリティの基本機能の検証を実施。</p>	
<p>無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応し、情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること</p>	<p>16</p> <p>移動通信システム用の周波数帯域幅の確保 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>約500MHz幅(携帯電話等) 約350MHz幅(無線LAN)</p>	<p>22年度</p>	<p>約2700MHz幅(全体)</p>	<p>32年度</p>	<p>国際電気通信連合の2015年世界無線通信会議(WRC-15)における国際周波数調整等を実施し、今後の我が国の新たな移動通信システム用周波数の確保方針を検討する。</p> <p>WRC-15において、移動通信システム用の新たな周波数の特定について議論を実施。同会議の結果、携帯電話用周波数について1.5GHz帯を全世界共通で利用可能な周波数帯として特定。 また、5GHz帯無線LANの周波数拡大(屋外利用)のための検討を開始。</p>	<p>WRC-15の結果等を踏まえ、新たな移動通信システム用の周波数確保に向けた無線設備の技術的条件の具体的検討を実施。</p> <p>・新たな移動通信システム用周波数の確保を開始。 ・対平成26年度増。</p>	<p>スマートフォン等の普及により、移動通信トラフィックは年々増加しており、移動通信用周波数は逼迫した状況にあるため、携帯電話、BWAや無線LAN等、移動通信システム用の周波数帯域幅の増加を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、周波数確保に向けた取組を指標として設定。</p> <p>【参考】 携帯電話用約740MHz幅(平成26年度値) 無線LAN用約350MHz幅(平成26年度値)</p>

⑰	<p>新たな電波利用システムの実用化 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	26年度	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	29年度	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p> <p>ワイヤレス電力伝送システム(※)など4件</p> <p>※今後一層の普及が見込まれるモバイル機器や電気自動車等に対し、より迅速かつ容易な給電を可能とするため、無線技術を活用して非接触で電力伝送を行うシステム。</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p> <p>—</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p> <p>—</p>	<p>ICT技術の進展等に伴う通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実用化を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、実用化に必要な制度整備の実施を指標として設定。</p> <p>【参考】 12件(平成26年度値)</p>
18	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度を整備するため「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p>	26年度	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備</p>	27年度	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」(平成27年5月公布)の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電波法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第105号)」等を平成27年12月22日に公布。</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするための必要な制度整備を実施</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするための必要な制度整備を実施</p>	<p>増加する訪日観光客等により、海外から持ち込まれる端末も増加しており、これらについて、我が国の技術基準に相当する基準に適合すること等の規律の下で円滑に利用することを可能とすることは、情報通信基盤の利用環境を維持・改善に寄与することから、指標として設定。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究 (昭和62年度)	145百万円 (130百万円)	110百万円 (103百万円)	108百万円	1.2,3,4	<p>電気通信事業分野における事業環境の整備に資するため、以下の調査を行う。</p> <p>(1) 電気通信事業における競争政策に関する調査研究 (2) 電気通信事業における料金算定等に関する調査研究 (3) 電気通信事業における電気通信番号政策に関する調査研究 (4) インターネット資源の効率的な利用に関する調査研究 (5) 情報通信基盤整備・確保の在り方に関する調査研究</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数: 4件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本調査研究による成果物を資料として活用した研究会、審議会、報告書等の件数: 22件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信分野における競争政策及び料金算定並びに情報通信基盤整備・確保の在り方等に関する調査研究を実施することにより、ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化を捉え、市場の変化等に対応した新たな規制の在り方について検討を行い、電気通信サービスの健全な発達の促進等、事業環境を整備することができることとなるため、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	0101
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費 (平成6年度)	421百万円 (366百万円)	321百万円 (302百万円)	324百万円	7,8	<p>電気通信分野における急速な技術革新に伴い電気通信サービスは一層高度化・多様化しているが、一方で依然増加傾向にある迷惑メール送信、サービス利用に伴うトラブルの多様化・複雑化等が課題となっている。こうした状況に的確に対応するため、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図り、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応及び利用者保護に係る問題の抽出・分析、迷惑メール対策の実施、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進等、消費者等への電気通信サービスに関する情報提供、法令等の周知を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数: 3件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・電気通信消費者相談センター等の苦情・相談件数: 10,125件(平成28年9月30日追記) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の相談受付件数: 4,278件(平成27年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の情報受付件数: 18,042,374件(平成27年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託のモニター受信機受信件数: 460,610件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 迷惑メール対策、電気通信サービス利用者からの苦情・相談への対応、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る相談、電気通信事業分野の消費者利益確保に向けた調査等を実施することにより、利用者保護に係る問題の抽出・分析を行い、的確且つタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図ることができることとなることから、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0102
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費 (平成12年度)	53百万円 (46百万円)	37百万円 (35百万円)	33百万円	10,11,12	<p>電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策や電気通信事業分野における情報セキュリティ確保のための方策等の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、ガイドライン等の見直しの件数: 1件(平成29年度) ・市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数に対する対応を実施した台数の比率: 100%(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・市場調査を行う端末機器の台数: 30台(平成28年度) ・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数: 145人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策や電気通信事業分野における情報セキュリティ確保のための方策等の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認することにより、大規模化・長時間化・多様化が進化する電気通信事故に対する事業者の取組を適切に確保する制度的枠組みの整備や電気通信機器の技術基準への適合性の確保を図ることができることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現に寄与する。</p>	0103

<p>(4)</p>	<p>情報通信利用環境整備推進事業 (平成23年度)</p>	<p>749百万円 (642百万円)</p>	<p>548百万円 (457百万円)</p>	<p>342百万円</p>	<p>6</p> <p>超高速ブロードバンド未整備地域のうち、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域(※)において、市町村等が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その事業費の一部(1/3。離島については2/3)を補助。これにより、住民の高速インターネットサービスの利用が可能となるほか、医療・福祉・教育等の分野における利活用が可能となるもの。 ※過疎、辺地、離島、半島、振興山村、特定農山村、豪雪地帯。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・条件不利地域における固定系超高速ブロードバンド未整備地域の減少世帯数(累計):7万世帯(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業実施件数:5件(平成28年度) ・補助事業による整備世帯数:2,957件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 高速ブロードバンド未整備地域のうち、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域において、市町村等が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その事業費の一部を補助することにより、条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の増加に寄与する。</p>	<p>0104</p>
<p>(5)</p>	<p>電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成22年度)</p>	<p>8百万円 (7百万円)</p>	<p>9百万円 (7百万円)</p>	<p>9百万円</p>	<p>7.8</p> <p>電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応するとともに、電気通信事業者等の自主的な取組の促進策等の検討材料とする。また、青少年等のリテラシー向上を図るため、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動(e-ネットキャラバン等)を展開していく。これらの取組を通じ、地域における電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・e-ネットキャラバン参加者数:40万人(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・e-ネットキャラバンの講座開催数:2,114回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用について、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、また青少年等のリテラシーについて、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動を展開していくことにより、消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応し、行政としての対策や電気通信事業者等の自主的な取組促進策等の検討材料とするともに、青少年等のリテラシー向上が期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0105</p>
<p>(6)</p>	<p>次世代ITSの確立に向けた通信技術の実証 (平成26年度)</p>	<p>210百万円 (201百万円)</p>	<p>100百万円 (99百万円)</p>	<p>—</p>	<p>15</p> <p>本事業では、実用環境を想定したテストコース等での総合検証を通じて、車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの早期実用化に必要な検討課題の抽出・検証を行い、実用サービスが十分機能できるよう通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・策定した通信プロトコル数:1規格(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:2件(平成27年度) ・報告書、ガイドライン等:1件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの早期実用化に必要な検討課題の抽出・検証を行い、実用サービスが十分機能できるよう通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することにより、ドライバーの安全運転を支援する通信を活用した安全運転支援システムの実用化・普及を促すこととなるため、安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術の実現に寄与する。</p>	<p>0106</p>



<p>(7)</p>	<p>無料公衆無線LANの利用開始手続き等の簡素化・一元化に係る実証実験 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>30百万円 (28百万円)</p>	<p>—</p>	<p>4</p> <p>一回の利用登録手続きでサービス提供者の垣根を越えて外国人旅行者による無料公衆無線LANの利用が可能となるような環境を実現するための実証実験等を行う。具体的には、認証基盤の異なる複数のサービスについて、認証システム間の高度な連携が求められており、その実現に向け複数のシステムにおけるセキュアな連携手法に関する実証実験を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・無線LANの数(箇所数):200,000個(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・利用手続き等の簡素化・一元化の実証を行ったシステム数:3個(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 一回の利用登録手続きでサービス提供者の垣根を越えて外国人旅行者による無料公衆無線LANの利用が可能となるような環境を実現するための実証実験等を行うことにより、訪日外国人向けの無料公衆無線LAN利用開始手続きの簡素化・一元化を促進し外国人旅行者の負担を軽減することができ、訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境が実現することから、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	<p>0107</p>
<p>(8)</p>	<p>パーソナルデータ利活用のための安全確保技術の実証 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>50百万円 (49百万円)</p>	<p>25百万円</p>	<p>8</p> <p>電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについては、通信の秘密に該当する場合はあるなど、高い機微性を有する一方で、防災・減災、街づくり、観光地・商店街の活性化、利用者に向けた有用なサービスの展開等様々な社会的効果が期待されている。このようなパーソナルデータについて、適切な保護を行いつつ利活用を進める上では、事業者による適切な管理運用体制の構築が必要とされている。適切な管理運用体制の構築に当たっては、安全確保のための高度なデータ保存・処理技術を活用することが有用であると考えられるところ、これらの安全確保技術を実証し、その成果をガイドライン等において示すことで、事業者における適切な管理運用体制の構築を支援する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・主要携帯電話事業者において、匿名化等の加工を施した上で移動体端末の位置情報を活用しているサービスの数:10件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証報告書、ガイドライン等:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについて、通信の秘密、個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、その利活用を推進するため、データ処理・加工・保存における安全確保技術を実証することにより、その成果をガイドライン等において示すことで、事業者において適切な管理運用体制が構築されることが期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0108</p>
<p>(9)</p>	<p>異常トラフィックの自動遮断実現のための検証 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>30百万円 (27百万円)</p>	<p>15百万円</p>	<p>9</p> <p>運用管理主体の異なる複数のネットワーク間で、共有された異常トラフィックの情報を元に通信機器を自動制御することで、大規模な異常トラフィックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みを確立するための実証実験を実施する。国民の安心・安全なICT利用環境の確保に資するため、以下の実証を行う。</p> <p>(1)自動遮断技術の実証 (2)異常トラフィック情報の登録権限を持つ関係者の認証に係る実証</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実証の結果を活用する事業者数:10者(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・異常トラフィックの情報を解析し、自動遮断を行うための基準を策定:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 大規模な異常トラフィックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みを確立するための実証実験を実施することにより、自動遮断を行うための基準を策定することで、大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数が増加することとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0109</p>

(10)	離島向け海底光ファイバ整備 (平成27年度)	—	17百万円 (—)	803百万円	6	<p>地方公共団体(都道府県)が離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の1/3を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される広域イーサネットサービスの利用事業者数:3利用者(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・離島向け海底光ファイバ整備完了団体:1団体(平成28年度) ・海底光ファイバ等の中継回線整備離島数:2島(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公共団体が離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の一部を補助することにより、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の増加に寄与する。</p>	0110
(11)	情報通信基盤整備推進事業 (平成28年度)	—	—	400百万円	6	<p>地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部(1/3。財政力指数が0.3未満の市町村は1/2、離島市町村は2/3)を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・条件不利地域における固定系超高速ブロードバンド未整備地域の減少世帯数(累計):7万世帯(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信基盤整備推進事業による整備世帯数:1,326世帯(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助することにより、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の増加に寄与する。</p>	新28-0013
(12)	沖縄北部連携促進特別振興事業費(内閣府からの移替え) (平成24年度)	—	—	—	6	<p>北部地域の自立的発展を図り、産業振興、定住条件の整備や地域住民の生活利便性向上等に資する振興事業を北部地域の連携を促進しつつ実施する。 事業主体は北部12市町村等で、補助率は8/10。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 沖縄北部地域の情報通信ネットワークの整備を支援することにより、各市町村内のブロードバンド整備や行政サービス等に利用されるとともに、企業集積地の情報通信基盤として活用されることから、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることに寄与する。</p>	内閣府0074
(13)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金(復興庁からの移替え) (平成24年度)	205百万円 (84百万円)	205百万円 (103百万円)	—	6	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤(FTH等のブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等)の復旧事業を支援することを目的として、特定被災地方公共団体又はその運携主体に対して、その復旧事業費の3分の1又は3分の2を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・復旧事業が完了した件数:7件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・復旧事業の補助金交付決定件数:9件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業を支援することにより、被災地域の情報通信基盤の復旧を図ることとなるため、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることに寄与する。</p>	復興庁0030

(14)	電気通信事業法 (昭和59年)	—	—	—	1,2,3,4,8, 10,12	電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(15)	有線電気通信法 (昭和28年)	—	—	—	10	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与する。	
(16)	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年)	—	—	—	3	1 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。	
(17)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成14年)	—	—	—	7	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。	
(18)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 (平成17年)	—	—	—	8	携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図る。	
(19)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 (平成13年)	—	—	—	11,12	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)及び電気用品安全法(昭和三十六年法律第百三十四号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	
(20)	電波法 (昭和25年)	—	—	—	16	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施。	
(21)	データセンター地域分散化促進税制(法人税) (平成25年度)	—	—	—	14	電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、無停電電源装置(UPS)及び非常用発電機)を取得した場合における取得価額の10%の特別償却。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 首都圏のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対し、法人税の特別償却を適用することにより、データセンターの地域分散化が促進されることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現することに寄与する。	

(22)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税) (平成22年度)	—	—	—	3	<p>固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税にすることにより、当該事業の提供のための施設整備が促進されることから、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>		
政策の予算額・執行額		2,592百万円 (2,210百万円)	2,686百万円 (1,193百万円)	1,105百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [1]「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造(対日直接投資)(観光)(IT・ロボットによる産業構造の改革)
						経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (2)新たな有望成長市場の創出・拡大 ⑤ 観光の基幹産業化
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 1. 第4次産業革命の実現 ii) 第4次産業革命を支える環境整備 4. 観光立国の実現 iii) すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年5月20日改訂)	II. 「国から地方へ、地方から全国へ」 2. [重点項目2]安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備 (1)利用者志向のデータ流通基盤の構築 (2)データ流通の円滑化と利活用の促進 3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決 (3)IT活用による諸課題の解決に資する取組
						科学技術イノベーション総合戦略	平成27年6月19日改定	第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組 IV. 我が国の強みを活かしIoT、ビッグデータ等を駆使した新産業の育成 i) 高度道路交通システム
						観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015	平成27年6月5日	4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 (7) 無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善 6. 「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速 (3) オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備
						観光ビジョン実現プログラム2016	平成28年5月13日	視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ・通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

注 事前分析表(平成28年6月30日公表)では、測定指標6は、「固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率<アウトカム指標>」としていたところであるが、世帯カバー率が推計99%を超え、100%に近づいている中、施策目標の達成状況をより正確に測るため、現在、指標を見直しているところであり、平成27年度の実績が存在しない。施策目標「地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること」の達成には、未整備地域のうち固定系超高速ブロードバンドを市町村単位で一切利用できない地域を把握し、地域を特定してその特性(離島など)を踏まえた整備を図っていくことも重要であることや、世界最先端IT国家創造宣言工程表(平成28年5月20日改定 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)においてもKPIとして設定されていることから、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率に代わり、「固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数」を測定指標として設定する。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-13)

政策(※1)名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施						担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他6課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 田沼 知行	
	政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することに資するため、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。						政策評価実施予定時期	平成29年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度					
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	① 重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%		
	② 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトプット指標>	99%	25年度	無線局数の増加に影響されことなく99%以上確保	28年度	無線局数の増加に影響されことなく99%以上確保			無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) 平成24年度実績 99%以上 平成23年度実績 99%以上		
	3 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 <アウトプット指標>	70%	25年度	73%以上 (26年度～28年度の平均)	28年度	73%以上(3カ年平均)			無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%		
	4 電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	8.0 (最大10.0)	25年度	7.5以上 (最大10.0)	28年度	7.5以上	7.5以上	7.5以上	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 7.7 平成23年度実績 7.9		
	5 標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) <アウトプット指標>	$1.0 \times 10^{-13}$ (10兆分の1)以内	25年度	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	28年度	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 10兆分の1以内 平成23年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。		

6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 ＜アウトプット指標＞	各地方局で1回以上かつ全国で15回開催	25年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1回以上かつ全国で21回 平成23年度実績 1回以上かつ全国で22回	
	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 ＜アウトプット指標＞	3,312件	25年度	3,000件以上	28年度	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図るため、周知啓発活動の実施件数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 3,137件 平成23年度実績 2,810件
							3,852件	3,993件	—	
8	安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数 ＜アウトプット指標＞	5回 500名	25年度	5回以上 500名以上	28年度	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数を指標として設定。	
						6回 547名	5回 426名	—		
⑨	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型: 4.1(最大5.0) 課題提案型: -(最大30.0)	25年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 18.0以上 (最大30.0)	28年度	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発等を行うと共に、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 なお、集計ミスがあったため、基準(値)の課題設定型及び26年度実績(値)の課題提案型の数値を訂正している。 【参考】 課題設定型 平成24年度実績 4.1 平成23年度実績 4.2 課題提案型については、平成26年度以降に評価実施	
						課題設定型: 3.9 課題提案型: 20.9	課題設定型:4.1 課題提案型:20.5 (平成28年9月30日追記)	—		
10	パーソナル無線の廃止局数 (特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計) ＜アウトプット指標＞	1,363局	25年度	パーソナル無線の廃止	27年度	1,600局	1,600局	電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、パーソナル無線の割当期限を平成27年11月30日と設定した。特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進し、当該帯域を周波数が逼迫している他の無線システムへ速やかに移行するため、廃止局数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1,211局 平成23年度実績 918局		
						905局	937局			
11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合 ＜アウトプット指標＞	72.6%	25年度	100%	28年度	—	—	100%	拡大する電波利用に迅速・適切に対応するため、アナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を促進し、周波数の一層の有効利用を図る必要がある。このような現状を踏まえ、消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。	
						97.6%	100%	—		
12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合 ＜アウトプット指標＞	43.7%	25年度	50%以上	28年度	—	—	50%以上	【参考】 平成24年度実績 消防・救急無線:40.6% 市町村防災行政無線:37.6% 平成23年度実績 消防・救急無線:11.6% 市町村防災行政無線:30.3%	
						48.9%	53.7%	—		

電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること

13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。) ＜アウトカム指標＞	3.4万人	25年度	1.7万人	28年度	—	—	1.7万人	携帯電話が国民に広く普及している中、いまだに携帯電話を利用できない地域が山間部等を中心に残っており、電波から享受できる便益に格差が存在している状況を踏まえ、平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を指標として設定(平成26年度から平成28年度までの間に半減し、1.7万人まで解消する。)。なお、26年度実績(値)に「携帯電話サービスエリア外の人口減少数」を記載していたため訂正している。
						2.6万人	1.6万人 (平成28年9月30日追記)	—	【参考】平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、それまでの測定指標である「携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口」を「同人口から整備要望がない地域の人口を除く人口」に変更したため、過去の実績と比較することができない。 平成24年度実績 6.0万人(エリア化を希望しない居住人口を含む。) 平成23年度実績 8.1万人(エリア化を希望しない居住人口を含む。) ※平成25年度から「エリア化を希望する居住人口」を指標に設定。
14	地上デジタル放送の難視対策世帯数 ＜アウトカム指標＞	1.3万世帯	25年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	26年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	/	/	電波の有効利用を促進するため、地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送の終了)を実現するための必要な施策を実施する必要がある。このような現状を踏まえ、地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があったため、難視対策世帯数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 8.0万世帯 平成23年度実績 16.1万世帯
						0世帯 (ただし7世帯については、4月中に工事完了。)			
15	AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局整備率 ＜アウトカム指標＞	0%	25年度	100%	30年度	5%以上	30%以上	60%以上	国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する必要がある。このような現状を踏まえ、平成26年度から5年程度を目標として、AM放送等において生じている難聴(都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴)を解消するためのFM中継局の整備を進めていくこととしており、AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局の整備率を指標として設定。 【参考】 平成26年度開始事業
						9%	40%	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	電波の監視等に必要経費 (平成5年度)	6,520百万円 (5,965百万円)	6,248百万円 (5,662百万円)	6,351百万円	1	<p>航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを行う。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率:100%</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・遠隔方位測定設備の稼働時間:106万時間(平成27年度) ・無線通信の混信・妨害申告件数(重要無線通信妨害申告を含む。)と不法無線局への措置件数:4,883件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設の整備、不法無線局の取締り等を行うことは、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる重要無線通信への妨害を防止することになり、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0111
(2)	総合無線局監理システムの構築と運用 (平成5年度)	8,942百万円 (8,756百万円)	7,349百万円 (7,202百万円)	7,576百万円	2.3	<p>平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監理システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30~60万件)を迅速かつ効率的に実施。 また、無線局免許人に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・年間のシステム稼働率:99%以上 ・無線局の免許/再免許等の電子申請率:73%(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・総合無線局監理システムによる無線局免許申請等処理件数(年間):55万件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合無線局監理システムの活用により、年々増加する無線局の免許申請等(年間約30~60万件)の無線局の許認可に係る業務を迅速かつ効率的に実施するとともに、電波利用料徴収に係る業務、無線局検査に係る業務、周波数管理に係る業務、伝搬障害防止区域指定、技術計算、無線局統計等の一連の処理とあわせて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を総務省電波利用ホームページを介して提供することにより、国民(電波の利用者)の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上、電波のさらなる有効利用を実現することができるため、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0112
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)	771百万円 (624百万円)	612百万円 (548百万円)	681百万円	4	<p>世界保健機関(WHO)は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的な研究プロジェクトを1996年(平成8年)に発足させ、リスク評価の公表に向けた検討が進められている。</p> <p>本施策は、電波防護指針の妥当性の検証及び電波の医療機器への影響を防止するための指針の策定など、これまで多方面に渡って寄与しているが、今後はこのような国際的な状況も踏まえ、安心・安全な電波利用環境を確保するため、(1) 生物学的影響に関する研究(生体電磁環境研究)の実施、(2) 人体を模擬した解析モデルや電波ばく露量の測定システムの開発等の実施、(3) 無線機器によるペースメーカー等への影響を防止するための調査を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、ガイドライン等の見直しや妥当性の確認等の件数及び有益と思われる情報の公開数:3件(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・電波が人体等に与える影響についての学会や国際機関等における論文掲載数及び発表数:80件(平成28年度) ・外部専門家による評価において、当初の見込みよりそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合:80%(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波による人体への影響等に関する調査研究を実施し、その調査結果を踏まえて人体防護に関する指針(電波防護指針)等の見直しや妥当性確認等を行うことにより、指針等を妥当なものとし、同指針を守ることを通じて安全・安心に電波を利用することができるようになるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0113



<p>(4)</p>	<p>電波再配分対策 (平成23年度)</p>	<p>15百万円 (5百万円)</p>	<p>23百万円 (7百万円)</p>	<p>—</p>	<p>10</p> <p>パーソナル無線の制度廃止を含むワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた迅速な周波数再編を行うに当たり、当該無線の割当期限を超えた免許の有効期限到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することとなる。このため特定周波数終了対策業務により、「① これらの利用者に対して給付金を支給する業務、② ①の業務についての照会及び相談に応ずる業務、③ ①の業務についての啓発活動を行う業務、④ ①の業務を実施する上で必要な業務(一般管理運営業務を含む。)」を行うことにより、円滑な周波数再編を確保する。なお、本事業は、特定周波数終了対策業務を行う機関(登録周波数終了対策機関)として総務大臣の登録を受け、本事業を行う機関として総務大臣の指定を受けた株式会社協和エグシオが平成23年度(平成24年2月24日)から実施しているもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・パーソナル無線の廃止局数:1,600件(平成27年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・給付金支給局数:1,200局(平成27年度) ・給付金制度啓発局数:1,200局(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 パーソナル無線の制度を廃止し、当該無線の割当期限後も無線局免許を有する利用者に対して給付金を支給する等の事業を実施することにより、新たなワイヤレスブロードバンド環境を実現させるために必要な周波数を確保するための周波数移行・再編が促進されることから、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0114</p>
<p>(5)</p>	<p>無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)</p>	<p>5,298百万円 (4,438百万円)</p>	<p>2,355百万円 (1,847百万円)</p>	<p>2,081百万円</p>	<p>11,12</p> <p>150MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急デジタル無線への置き換え並びに150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災行政無線(移動系)への置き換えを、市町村(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)が行う場合、国がその費用の一部を補助するもの。(補助率1/2)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・消防・救急無線のデジタル化を(補助事業又はそれ以外の事業で)実施した消防本部数:750本部(平成28年度) ・市町村防災行政無線のデジタル化を(補助事業又はそれ以外の事業で)実施した市町村数:870市町村(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(消防・救急無線のデジタル化):13件(平成27年度) ・補助事業が完了した件数(市町村防災行政無線のデジタル化):11件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 アナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を推進することにより、拡大する電波利用に迅速・適切に対応することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0115</p>
<p>(6)</p>	<p>無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)</p>	<p>1,156百万円 (924百万円)</p>	<p>1,594百万円 (1,314百万円)</p>	<p>2,027百万円</p>	<p>13</p> <p>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合等に、当該基地局施設や伝送路の整備費用等に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。 (補助率:エリア化世帯数が100世帯以上 1/2、エリア化世帯数が100世帯未満 2/3 等)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・居住地域のうち携帯電話サービスエリア外の人口解消数(要望なしのエリア外人口を除く。):1.7万人(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(基地局):73件(平成28年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路):9件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 携帯電話等エリア整備事業により条件不利地域において携帯電話等を利用可能とすることは、電波の利用に関する不均衡を緩和することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0116</p>

<p>(7)</p>	<p>無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) (平成20年度)</p>	<p>29,489百万円 (29,325百万円)</p>	<p>30,104百万円 (29,758百万円)</p>	<p>28,426百万円</p>	<p>14</p> <p>地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、平成27年度以降も必要な環境整備・支援策を実施。具体的には ①新たな難視聴対策等の相談など、引き続き、デジタル化に関する問合せに対応する地デジコールセンター体制の整備 ②デジタル難視聴世帯に対する対策の実施等、地デジ受信のための支援策の継続実施 ③低所得世帯へのチューナー等支援等を実施した。 (補助率:①10/10、②1/2、2/3、10/10、③10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル混信による要難視聴解消世帯数:0世帯(平成30年度) ・福島原発避難指示区域の要受信対策世帯数:0世帯(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル中継局整備の支援局数:13箇所(平成27年度) ・デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)の設置数:8箇所(平成26年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備するための支援等を実施することにより、国民にとって災害情報を含め生活等に必要な情報を入手する手段である地上テレビ放送を視聴するための手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0117</p>
<p>(8)</p>	<p>電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)</p>	<p>2,346百万円 (1,858百万円)</p>	<p>2,110百万円 (1,798百万円)</p>	<p>5,284百万円</p>	<p>13</p> <p>高速道路トンネルや鉄道トンネル等の閉塞地域において、移動通信用中継施設等(無線設備、光ケーブル等)の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助するもの。(補助率:道路トンネル1/2、鉄道トンネル1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・道路トンネル:500m以上の高速道路等トンネルにおける整備数(累積):1,388箇所(平成28年度) ・鉄道トンネル:新幹線路線(平成27年以降に開業した路線を除く。)の対策区間長(累積):881km(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数:43件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 高速道路トンネルや鉄道トンネル等の電波が遮へいされる地域において携帯電話等を利用可能とすることは、トンネル等においても非常時等における通信手段が確保されることとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0118</p>

<p>(9)</p>	<p>周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)</p>	<p>205百万円 (177百万円)</p>	<p>158百万円 (145百万円)</p>	<p>123百万円</p>	<p>6.7.8</p> <p>(1)電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を、説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 (2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に、地域社会に密着した立場を生かした電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。 (3)スマートフォンの急速な普及等により利用が拡大している無線LANの情報セキュリティを確保するため、無線LANの利用者及び無線LANサービスの提供者に対し、無線LANを利用・提供する上での情報セキュリティ対策についてセミナー等により普及啓発することで、無線LANの利用に関するリテラシーを向上させ、安全・安心な無線LAN利用環境を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省の相談窓口への相談件数:807件(平成28年度)</li> <li>・電波の安全性に関する説明会参加者アンケートにおいて、電波の安全性への不安が減少した又は不安ではないと回答した割合:90%(平成28年度)</li> <li>・電波の安全性に関する電話調査結果において、電波を不安に感じないという回答の割合:75%(平成28年度)</li> <li>・電波の適正利用について理解したという回答の割合:60%(平成28年度)</li> <li>・総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数:20,000件(平成28年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電波の安全性に関する説明会の開催回数:15回(平成28年度)</li> <li>・電波の安全性に関する説明会の参加人数:1,260人(平成28年度)</li> <li>・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数:3,000件(平成28年度)</li> <li>・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の実施回数:5回(平成28年度)</li> <li>・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の参加人数:1,000人(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>(1)電波の安全性に関する説明会の開催、説明資料等の作成や国民からの問合せに対応するための相談窓口設置等、電波の安全性に関する周知・啓発活動を実施することにより、電波の人体等への影響に関する国民の理解が高まり、安全・安心な電波利用環境の確保に資するため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。 (2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会に密着した立場を生かした活動等が可能となることで、より効率的・効果的に電波の適正利用に関する国民の理解が高まり、電波の公平かつ能率的な利用が確保されるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。 (3)無線LAN設置者及び利用者に対し、無線LANの安全な設置・利用に関する周知啓発を行うことで、安全な無線LAN利用環境の整備が進み、利用者の無線LANの利用が促進されることで、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	<p>0119</p>
<p>(10)</p>	<p>電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)</p>	<p>10,680百万円 (10,309百万円)</p>	<p>10,395百万円 (10,085百万円)</p>	<p>11,923百万円</p>	<p>9</p> <p>(1)研究開発:周波数のひっ迫状況を緩和するため、民間の研究機関等に対して、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術の研究開発を委託する。 (2)技術試験事務、国際標準化連絡調整事務、既存無線局との周波数共用を加速するための技術検討、周波数の国際協調利用促進事業: 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、国際機関等と調整、試験やその結果の分析等を請負わせる。また、国際機関での事務手続等に必要分担当、拠出金等を負担する。さらには国際的な普及を促進するため、国内外における技術動向等の調査、海外における実証実験等を請負わせる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(課題設定型の研究開発等)外部専門家による終了評価の平均点:5点満点中3.5点以上</li> <li>・(課題提案型の研究開発)外部専門家による終了評価の平均点:30点満点中18点以上</li> <li>・(国際機関への貢献)ITUにおける邦人職員数:4名以上</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発等の実施件数(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術、高い周波数への移行を促進する技術について、研究開発、技術試験事務及び国際標準化連絡調整事務を実施することにより、周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応することができることとなるため、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0120</p>

<p>(11)</p>	<p>標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成11年度)</p>	<p>510百万円 (476百万円)</p>	<p>430百万円 (426百万円)</p>	<p>430百万円</p>	<p>5</p> <p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供を行う。 具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構において周波数標準を設定し、「おたかどや山標準電波送信所(福島県)」及び「はがね山標準電波(佐賀県/福岡県)」から高精度な周波数を長波帯の標準電波として発射する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・おたかどや山送信所周波数安定度: <math>1.0 \times 10^{-12}</math> ・はがね山送信所周波数安定度: <math>1.0 \times 10^{-12}</math> ※周波数安定度とは、国立研究開発法人情報通信研究機構の維持する原子周波数標準器により定められる周波数標準値に対する偏差である。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(おたかどや山送信所)発射時間率: 2局体制による標準電波送信所施設の安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波の発射によって高精度な周波数等を提供する。 ・(はがね山送信所)発射時間率: 2局体制による標準電波送信所施設の安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波の発射によって高精度な周波数等を提供する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 標準電波を発射し、高精度周波数の提供を行うことにより、無線局の安定的な運用を可能とすることで、良好な電波利用環境の整備・維持に寄与する。</p>	<p>0121</p>
<p>(12)</p>	<p>無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)</p>	<p>3百万円 (—)</p>	<p>1,709百万円 (1,551百万円)</p>	<p>2,065百万円</p>	<p>15</p> <p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。 補助対象: 難聴対策としてのラジオ中継局整備 事業主体: 民間ラジオ放送事業者、地方自治体等 補助率: ①地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3、②都市型難聴 1/2</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・新たにFM補完放送の聴取が可能となった世帯数: 41百万世帯(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数(補助事業が完了した件数): 21件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ラジオ放送の難聴について、これを解消するための中継局整備を行う放送事業者等に対して、その整備費用の一部を支援することにより、ラジオの難聴解消を推進することは、災害時における情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が推進されることとなるため、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0122</p>
<p>(13)</p>	<p>電波法 (昭和25年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1~15</p> <p>電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を推進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。</p>	

政策の予算額・執行額	69,839百万円 (66,444百万円)	66,916百万円 (63,916百万円)	65,865百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改定) (平成27年6月 30日改定) (平成28年5月 20日改定)	希望する全ての国民がITを活用できる環境を確保するため、地域のIT基盤(超高速ブロードバンド、モバイル)の整備・確保を図る取組(新幹線トンネルなどの電波が届かない区間の解消を含む。)を推進。(P16)
					日本再興戦略	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改訂) (平成27年6月 30日改訂) (平成28年6月 2日改訂)	IoTが生み出す新たなニーズや東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に対応するため、複数の無線システムによる周波数帯の共用促進、周波数をより高度かつ効率的に利用する技術の研究開発・技術試験を推進。(P66)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-14)

政策(※1)名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進		担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課 他5課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 山崎 良志			
	政策の概要	基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】				分野【政策体系上の位置付け】	政策評価実施予定時期		
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。					情報通信 (ICT政策)	平成30年8月		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国際協調と国際展開は、ICT分野における我が国の国際競争力強化を図る上で重要である。我が国の経済成長の促進と国際社会への貢献に資するため、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTによる各国の課題解決を図る。					政策評価実施予定時期	平成30年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)			年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)				
					27年度	28年度	29年度		
二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること	① 二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	38回 (22年度～26年度の平均)	26年度	38回程度	29年度	38回程度	38回程度	38回程度	円滑な情報流通等のための国際的な政策協調や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備を図ることは、我が国のICT分野における国際競争力強化やプレゼンス向上を図る上で重要である。 二国間の協議や国際機関等の会議への参画・意見交換を実施することにより、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介や諸外国と政策的協調を図ることが可能となり、その結果、円滑な情報流通や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:45回 平成25年度:42回 平成24年度:43回 平成23年度:35回 平成22年度:26回
	② ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数 <アウトプット指標>	27件 (政務レベル13件) (22年度～26年度の平均)	26年度	27件程度 (政務レベル13件程度)	29年度	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	我が国ICTシステムに係るノウハウや知見の諸外国への移転は、我が国のICT分野における国際競争力強化やICT企業の海外展開を推進する上で重要である。 ICT分野における協力強化等を目的とした、途上国との二国間協定や覚書の締結等により、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法を紹介し、先方に導入を促すことは、ICT分野における諸外国、とりわけインフラ需要の増加が続く途上国との協力関係を構築・強化し、我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:22件(政務レベル11件) 平成25年度:29件(政務レベル20件) 平成24年度:21件(政務レベル12件) 平成23年度:38件(政務レベル11件) 平成22年度:27件(政務レベル13件)
③ 国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施回数 <アウトプット指標>	11回 (セミナー等) 5回 (ミッション団)  (22年度～26年度の平均)	26年度	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	29年度	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後も更なる市場の拡大が見込まれている。このため、我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、世界のインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくことが喫緊の課題となっている。こうした現状を踏まえ、国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施により、その実施国に対して官民一体となって我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:セミナー19回、ミッション団5回 平成25年度:セミナー18回、ミッション団4回 平成24年度:セミナー5回、ミッション団3回 平成23年度:セミナー9回、ミッション団6回 平成22年度:セミナー7回、ミッション団5回	

諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること

4	ICT海外展開の推進の実施回数(モデルシステム(地デジ、ICT防災システム等)の構築・運営等) <アウトプット指標>	8回程度 (22年度～26年度の平均)	26年度	8回程度	32年度	8回程度  15回	8回程度  —	8回程度  —	<p>インフラシステムの海外展開・案件受注のためには、相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや技術の優位性・信頼性について理解を深めることが重要となる。このため、案件の構想段階から参画するための実証事業やモデルシステムの構築・運営等の充実・強化が課題となっている。こうした状況を踏まえて、モデルシステムの構築・運営により、各国の政府・事業者等に対して我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。</p> <p>過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。</p> <p>【参考】 平成26年度: 9回 平成25年度: 8回 平成24年度: 6回 平成23年度: 7回 平成22年度: 12回</p>
5	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みの整備 <アウトプット指標>	<p>・我が国のICT国際競争力の強化及び国際展開に関する方策等を検討し、ICTによる経済成長と国際社会への貢献を実現するため、平成25年12月より、「ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会」を開催。</p> <p>・上記懇談会における議論を踏まえ、同懇談会の提言として、国際展開に資する資金供給等の仕組みの整備を含む「ICT国際競争力強化・国際展開イニシアティブ」がとりまとめられ、平成26年6月に公表。</p> <p>・上記提言を受け、海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対して資金供給等の支援を行うことを目的とする機構の設立、業務の範囲等について定める「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案」を国会へ提出(平成27年3月3日)。</p>	26年度	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。	27年度	<p>「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」(平成27年6月公布)施行のための政省令制定等を行うとともに、平成27年秋頃を目的に、ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。</p> <p>「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」施行のための政省令を平成27年8月に公布。また、機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準(「支援基準」)を同年11月に告示。 平成27年11月25日に「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。</p>	/	/	<p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、これまで日本企業が行ってきた製品やインフラの売り切りでは価格競争で中国・韓国の企業に対抗できない現状を踏まえて、相手国内のインフラ整備のみならず、併せてその運営及び維持管理、ICTサービスや放送コンテンツの提供等をパッケージで展開することを促進する観点からICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして設立するものであり、同機構による出資や事業参画・運営支援等の支援は、我が国ICT企業の国際展開や各国の課題解決への貢献に資するため、同機構の設立を指標として設定。</p>

	6	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業) ＜アウトカム指標＞	平均2社/件以上	28年度	平均2社/件以上	29年度		平均2社/件以上	平均2社/件以上	これまで日本企業が行ってきた製品やインフラの売り切りでは価格競争で中国・韓国の企業に対抗できない現状を踏まえて、相手国内のインフラ整備のみならず、併せてその運営及び維持管理、ICTサービスや放送コンテンツの提供等をパッケージで展開することを促進する観点から、平成27年11月25日に、海外で電気通信事業、放送事業又は郵便事業等を行う者に対して、リスクマネーの供給や専門家派遣等の支援を行う官民ファンド「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)」を設立。JICTの業務が開始され、具体的な目標設定が可能となったため、新たに測定指標を設定。JICTの支援は、JICTが供給するリスクマネーを「呼び水」として民間資金を誘発(プロジェクトへの参加を促進)することを狙いとするものであることから、その政策効果を測定する指標として、「JICTの支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業)」を設定。
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号			
		26年度	27年度	28年度						
(1)	国際会議への対応 (平成17年度)	182百万円 (177百万円)	167百万円 (141百万円)	184百万円	1.2	<p>情報通信分野における各種国際会議への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際経済紛争の未然防止と政策面での連携強化を図るための2国間協議</li> <li>・情報通信分野の国際連携強化のための多国間会議等</li> <li>・国際機関が開催する情報通信分野のための国際会議</li> </ul> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策協議等を通じて実現した相手国との協力覚書等の締結等の件数:6件(平成28年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況:38回(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>高級実務者レベルによる二国間会合の開催や各種国際会議等への出席を通じて、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>	0123			
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金 (昭和24年度)	614百万円 (614百万円)	694百万円 (694百万円)	787百万円	1	<p>国際電気通信連合(ITU)は、電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分配、電気通信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。分担金は、国際電気通信連合憲章第二十八条に基づく構成国の義務として、連合の経費を負担するもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITUにおける邦人職員数:4名(平成28年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITUが開催する国際会議等の数(参考値):237回(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ITU構成国の義務として分担金を負担し、また、拠出金によりITUの活動を支援することにより、ITUに対する直接的な影響力の確保、我が国の政策の反映など、ITUにおける我が国のプレゼンスを向上させることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>	0124			



<p>(3)</p>	<p>経済協力開発機構 (OECD) への拠出 (平成13年度)</p>	<p>36百万円 (36百万円)</p>	<p>38百万円 (38百万円)</p>	<p>40百万円</p>	<p>1</p>	<p>OECDの「デジタル経済政策委員会 (CDEP)」は、インターネットの爆発的普及に伴うオンライン上のセキュリティ、消費者保護等の新たな課題やICT利活用推進、それに伴う新たな競争政策上の課題等に取り組むことが求められている。 我が国もOECD加盟国として、国際的に調和が取れ、我が国国民の利益に資する政策提案が行われるよう、これらの課題に対する検討作業にこれまで以上に貢献するため、財政上の支援を行う。</p> <p>【成果指標 (アウトカム)】 ・デジタル経済政策委員会関連の職員数 (研究職以上) に占める日本人職員比率: 4% (平成28年度)</p> <p>【活動指標 (アウトプット)】 ・本拠出金の拠出先であるデジタル経済政策委員会における、我が国からの議長・副議長の人数 (参考値): 3人 (平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 OECDのデジタル経済政策委員会 (CDEP) への拠出を通じて、同委員会における取組として我が国の政策を反映したプロジェクト等を推進することにより、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	<p>0125</p>
<p>(4)</p>	<p>アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 分担金・拠出金 (昭和54年度)</p>	<p>225百万円 (225百万円)</p>	<p>232百万円 (232百万円)</p>	<p>200百万円</p>	<p>1</p>	<p>アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) は、アジア・太平洋地域におけるICT分野の国際機関であり、地域のICTインフラ及びサービスの均衡した発展を目的として、標準化や無線通信の政策的調整及びICT分野の人材育成等を行っている。分担金はAPT憲章に基づく加盟国の義務として、拠出金は地域のICT分野に関する人材育成やデジタル・ディバイド解消の取り組み等を支援するために拠出するものである。</p> <p>【成果指標 (アウトカム)】 ・職員数に占める日本人職員数の割合: 2名 (平成28年度)</p> <p>【活動指標 (アウトプット)】 ・APTが主催する会議等の数 (参考値): 23回 (平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 APT憲章に基づく加盟国の義務として分担金を負担し、また、技術の標準化や無線通信の政策的調整及びICT分野の人材育成等、APTの活動を拠出金によって支援することにより、ICT分野の人材育成やデジタルディバイド (情報格差) 解消等の取組を通じてアジア・太平洋地域において我が国の政策の反映や技術紹介が可能となり、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	<p>0126</p>
<p>(5)</p>	<p>ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業 (平成21年度)</p>	<p>29百万円 (10百万円)</p>	<p>4百万円 (4百万円)</p>	<p>20百万円</p>	<p>2.3</p>	<p>日ASEANの情報通信技術基金に資金を拠出し、ASEANにおけるICTの発展に資する調査研究、ワークショップ、セミナー等を実施する。</p> <p>【成果指標 (アウトカム)】 ・事業を通じてASEAN各国に紹介された日本の情報通信技術・知見の数: 6件 (平成28年度)</p> <p>【活動指標 (アウトプット)】 ・各年度の実施プロジェクトの件数 (参考値): 3件 (平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ASEANにおけるICTの発展に資するワークショップやセミナー等を実施することにより、ASEANのニーズを踏まえた日本の情報通信技術・知見の紹介や、日ASEAN間の協力枠組み構築、政策合意形成の機会となることから、我が国ICT企業の海外展開に貢献するとともに、ASEAN各国の課題解決への貢献に寄与する。</p>	<p>0127</p>

<p>(6)</p>	<p>国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施 (平成11年度)</p>	<p>119百万円 (111百万円)</p>	<p>92百万円 (84百万円)</p>	<p>92百万円</p>	<p>1.4</p>	<p>(1)我が国の最先端の技術等を世界に発信することは、国際競争力確保の点からも重要であるため、総務省情報通信英文ウェブサイト運営等による情報発信を行う。 (2)諸外国の情報通信に関する政策・規制、市場動向等を収集することは、今後の情報通信分野の政策を企画・立案、海外市場への国際展開を検討する上で必須なため、諸外国の情報通信分野における基礎的な情報、政策動向、サービスニーズ等の最新状況等グローバルな課題に関する情報の収集・分析及び調査を行う。 (3)情報通信分野の国際経済紛争を未然に防ぐため、国際協定の適用・解釈等について国際法に詳しい専門家からアドバイスを受け、また国際経済紛争・交渉が想定される国の政策・規制動向の調査・分析を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果物を活用した政策の立案・遂行等:4件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・外国への情報発信、調査研究の実施件数:5件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 海外における情報通信分野概況等の情報収集・分析、途上国における国際協力の在り方に関する調査研究の実施、我が国情報通信政策等の諸外国への発信を通じ、国際的な政策動向・市場動向を踏まえた制度設計に必要な情報を整理することにより、情報通信分野の政策の企画・立案、国際競争力の強化及び国際経済紛争防止のための検討・対処が可能となり、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することが期待できる。</p>	<p>0128</p>
<p>(7)</p>	<p>ICT国際競争力強化パッケージ支援事業 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>1,145百万円 (1,112百万円)</p>	<p>1,272百万円</p>	<p>3.4</p>	<p>ICT産業の国際展開を推進するためには、政務の外国訪問に企業トップが同行する等の「トップセールス」を強力に実施しつつ、相手国ニーズの把握、案件の上流段階からの関与を行い、官民一体となって案件形成を行っていくことが不可欠。このため、相手国の制度構築までも視野に入れつつ、相手国規制調査、ニーズ調査事業、現地ワークショップ、相手国行政官の訪日研修等を推進しつつ、最終的にはFS(実施可能性調査)やマスタープラン策定支援によって案件組成を加速化するため、機動的で実効的な官民連携体制の下、案件形成の段階に応じたパッケージ的支援を展開する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・規制・展開可能性調査、実証事業、官民ミッション派遣、セミナー実施年度から3年以内における事業化や日本企業の受注等件数:5件(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・官民ミッション派遣・セミナー等実施件数:10件(平成28年度) ・実証実験、規制・展開可能性調査実施件数:32件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 官民ミッション、セミナー・シンポジウム、モデルシステムの構築・運営(実証事業)等を実施することにより、我が国ICT企業が海外展開する際に、より一層の事業化・受注等が促進されることとなるため、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することに寄与する。</p>	<p>0129</p>
<p>(8)</p>	<p>G7情報通信大臣会合開催経費 (平成28年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>137百万円</p>	<p>1</p>	<p>平成28年5月26日・27日に我が国で開催する伊勢志摩サミットに先立ち、平成28年4月29日・30日に香川県高松市において、G7情報通信大臣会合を議長国として開催し、我が国の優れたICT技術を世界に強力に発信し、ひいては地方創生にも貢献する。この目的の実現のため、G7情報通信大臣会合を効率的・効果的に運営し、必要事務を外部委託する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・各国合意文書の数:1件(平成28年度) ・ICTに関する新たな取組の件数:1件(平成28年度) ・地方自治体等が主催する関連イベント及び関連会議の件数:5件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・G7情報通信大臣会合の開催:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 G7香川・高松情報通信大臣会合における成果文書の取りまとめやG7及びEUとのバイ会談での協議を行うことにより、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなるため、円滑な情報流通等、国際的な政策協調に貢献し、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>	<p>新28-0014</p>

(9)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 (平成27年度)	—	—	—	5.6	我が国の事業者に着積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行う枠組み(支援機構の設立、業務の範囲等)を定める。		
(10)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資(財政投融资)等 (平成27年度)	—	産投出資: 20,000百万円 政府保証: 7,000百万円	産投出資: 20,000百万円 政府保証: 36,100百万円	5.6	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等を支援するために必要となる産投出資金及び政府保証枠を確保する。  【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を活用して、海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して資金の供給や専門家の派遣等の支援を行うことにより、海外事業に伴うリスクの軽減を図ること、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することに寄与する。		
政策の予算額・執行額		2,149百万円 (2,067百万円)	2,371百万円 (2,294百万円)	2,232百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						インフラシステム輸出戦略	平成25年5月17日 (平成26年6月3日改訂) (平成27年6月2日改訂) (平成28年5月23日改訂)	第2章 具体的施策 1. 企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	第2 具体的施策 IV 海外の成長市場取り込み (2)新たに講ずべき具体的施策 iv)インフラシステム輸出の拡大
						経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現等 2. 成長戦略の加速等 (3) TPP等に対応した海外の成長市場と連携強化

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑮)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策15:郵政民営化の着実な推進	担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 長 岡崎 毅
政策の概要	郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。 信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。 さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。			分野【政策体系上の位置付け】	郵政行政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	平成24年の郵政民営化法の改正や平成27年の日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。			政策評価実施予定時期	平成31年8月

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	年度ごとの目標(値)					測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			目標(値)			年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>				
			基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度			
① 郵政民営化の着実な推進を実施 ＜アウトプット指標＞		日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式上場(平成27年11月)  郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督  「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(平成27年9月情報通信審議会答申)  「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」(平成27年12月)	27年度	日本郵政グループの事業展開の促進を実施	30年度	日本郵政グループの事業展開の促進を実施	日本郵政グループの事業展開の促進を実施	日本郵政グループの事業展開の促進を実施	日本郵政グループの事業展開の促進を実施	平成27年11月に日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式が上場された。日本郵政グループは、ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うとともに、企業価値を更に向上させる必要がある。また、郵政民営化法において、郵政民営化が多様で良質なサービスの提供を通じ利用者の利便の向上を図ることを目的とすることも踏まえ、「郵政民営化の着実な推進を実施」を測定指標として設定。 併せて、郵政民営化の成果を国民が実感できるような「日本郵政グループの事業展開の促進を実施」を目標として設定。
郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること										

2	郵政事業のユニバーサルサービスの確保のための取組を実施 〈アウトカム指標〉	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	27年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	30年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	<p>人口減少や電子メールの利用の拡大により郵便物数が減少するなど、郵便事業を取り巻く環境が厳しくなっており、日本郵便に責務として課せられている郵政事業のユニバーサルサービスが将来にわたっても安定的に確保されることが必要であり、「郵政事業のユニバーサルサービスの確保のための取組を実施」を測定指標として設定。</p> <p>郵便局ネットワークについては、長年にわたり国民共有の財産として築き上げられ、その郵便局ネットワークを通じて、郵政事業のユニバーサルサービスが国民に提供されることを踏まえ、「郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)」を目標として設定。 (郵便局の設置水準の維持(国会附帯決議))</p> <p>また、ユニバーサルサービスの確保については、平成27年9月の情報通信審議会答申において、「サービスレベルの在り方と料金の設定」、「政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方」、「郵便局ネットワーク維持に係るコスト負担の在り方」などが中長期的課題として継続的な検討が必要と提言されていることを踏まえ、「郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施」を目標として設定。</p>
		「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(H27.9.28情報通信審議会答申)	27年度	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施	30年度	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施	<p>【参考】 (平成27年度値)(平成28年9月30日追記) 郵便局数 24,452局 郵便差出箱の本数 181,692本 送達日数達成率 98.6%</p> <p>(平成26年度値) 郵便局数 24,470局 郵便差出箱の本数 181,521本 送達日数達成率 98.6%</p> <p>(平成25年度値) 郵便局数 24,511局 郵便差出箱の本数 182,839本 送達日数達成率 98.6%</p> <p>(平成24年度値) 郵便局数 24,525局 郵便差出箱の本数 181,895本 送達日数達成率 98.5%</p> <p>(平成23年度値) 郵便局数 24,514局 郵便差出箱の本数 185,409本 送達日数達成率 98.6%</p>	
						—	—	—		
						—	—	—		

<p>信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること</p>	<p>3 事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>信書便制度説明会の開催数 16回</p>	<p>27年度</p>	<p>事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上)</p>	<p>30年度</p>	<p>事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上)</p>	<p>事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上)</p>	<p>基本的通信手段の一つである信書の送達事業については、利用者の選択の機会の拡大、事業者による創意工夫による多様なサービスの提供により、国民利用者の利便の向上を図ることが、平成15年の制度創設時から求められている。また、郵便・信書便市場の活性化を図ることを目的として郵便・信書便分野における規制の合理化を内容とした改正信書便法が平成27年12月に施行されたことを受け、信書制度及び信書便制度の周知活動を推進することにより、事業者の創意工夫を凝らしたサービス提供が進み、信書便市場の活性化や利便性の向上が図られることから、制度の周知活動の実績及び信書便市場に参入した事業者(新規参入事業者及び既存の事業者)による活動実績を測定指標として設定。 なお、目標値である制度説明会の開催数は、平成25年度から平成27年度の開催数の平均値を用いている。  【参考】 (平成27年度値) 年度末の事業者数 469者 事業者の増加数 33者(対前年度比1.08倍) 信書便制度説明会の開催数 16回</p>
	<p>④ 信書便市場の売上高の増加率 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>平成26年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.11倍)が平成26年度末事業者数の対前年度末増加率(1.06倍)を上回った。(26年度)</p>	<p>27年度</p>	<p>信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること。</p>	<p>30年度</p>	<p>信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。</p>	<p>信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。</p>	<p>(平成26年度値) 年度末の事業者数 436者 事業者の増加数 24者(対前年度比1.06倍) 売上高 128億円(対前年度比1.11倍) 信書便制度説明会の開催数 15回  (平成25年度値) 年度末の事業者数 412者 事業者の増加数 15者(対前年度比1.04倍) 売上高 115億円(対前年度比1.08倍) 信書便制度説明会の開催数 15回  (平成24年度値) 年度末の事業者数 397者 事業者の増加数 23者(対前年度比1.06倍) 売上高 106億円(対前年度比1.16倍) 信書便制度説明会の開催数 16回</p>
<p>各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること</p>	<p>⑤ 二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>5回</p>	<p>26年度</p>	<p>5回以上</p>	<p>30年度</p>	<p>5回以上</p>	<p>5回以上</p>	<p>インターネットの普及により紙媒体でのコミュニケーションが電子媒体に代替される一方、電子商取引が進展し国境を越えたモノの輸送が増大するというグローバルな環境変化が生じている現状を踏まえ、こうした環境変化に応じて郵便業務・制度の改善を行うためには、政策協議等を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集するとともに、我が国の制度等に関する情報を提供することから、二国間・多国間政策協議等への参画回数を測定指標として設定。 なお、平成27年度は、平成28年度開催のUPU 大会議を控え、通常は開催されない準備会合が数多く開催された等の特殊要因があり(参画回数は10回)、基準値としてふさわしくないため、平成26年度の数値を基準値とし、この数値を基に目標値を記載している。  【参考】 (平成27年度値) 参画回数 10回  (平成26年度値) 参画回数 5回  (平成25年度値) 参画回数 4回</p>

<p>新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること</p>	⑥	<p>日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数 ＜アウトプット指標＞</p>	4か国	27年度	4か国以上	30年度	4か国以上	4か国以上	4か国以上	<p>郵便の交換を行う多くの新興国・途上国には、正確性・迅速性において高い品質を有する日本の郵便システムに対する高いニーズがある現状を踏まえ、これらの国々における郵便の近代化・高度化への取組みを支援するため、日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する具体的な協力案件が実施されている新興国・途上国の数を指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成27年度値) 協力案件実施国数 4か国(ミャンマー、ベトナム、タイ、ロシア)</p> <p>(平成26年度値) 協力案件実施国数 2か国(ミャンマー、ベトナム)</p> <p>(平成25年度値) 協力案件実施国数 1か国(ミャンマー)</p>
<p>万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること</p>	7	<p>UPU活動への人的貢献(職員の派遣数) ＜アウトプット指標＞</p>	2名	27年度	2名以上	30年度	2名以上	2名以上	2名以上	<p>UPUにおいて、全世界共通の国際郵便に関するルールの制定や改廃が実施されている現状を踏まえ、我が国として積極的にUPUに貢献し、我が国の方針をUPUが定める国際郵便の諸制度に反映する必要があるところ、UPUへの人的貢献度及び我が国方針の達成度を評価・把握するため、UPU事務局への派遣職員数及び重要議案における我が国方針の達成率を指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成26年度値) 職員派遣数 2名 重要議案における我が国方針の達成率 100%</p>
	⑧	<p>重要議案における我が国方針の達成率 ＜アウトプット指標＞</p>	94%	27年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	30年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	<p>(平成25年度値) 職員派遣数 2名 重要議案における我が国方針の達成率 95.57%</p> <p>(平成24年度値) 職員派遣数 2名</p> <p>(平成23年度値) 職員派遣数 2名</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	郵政行政における適正な監督 (平成15年度)	71百万円 (61百万円)	52百万円 (39百万円)	52百万円	1~4	<p>郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社に対して必要な監督・検査等を行う。信書便事業については、民間事業者等による信書の送達に関する法律に基づいて、検査等を行うとともに、市場の活性化や利用者の認知度の向上を図るため、制度の周知・広報活動を推進する。また、監督業務等の適切な遂行に資するため、郵政事業のユニバーサルサービスの確保や郵便・信書便事業における競争環境整備のための調査のほか、郵政事業を取り巻く経済の状況、物流・金融等の業界動向や行政・産業界での取組等の調査等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局数: 24,000局(平成28年度)</li> <li>郵便差出箱の本数: 180,000本(平成28年度)</li> <li>送達日数達成率: 97%(平成28年度)</li> <li>信書便事業への新規参入者数: 30者(平成28年度)</li> <li>信書便事業市場の規模: 100億円(平成28年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策判断の基礎資料となる調査研究の実施件数: 4件(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>信書便事業については、平成15年の制度改革で信書の送達が民間開放され、その後、信書便事業者の参入が一定程度進んでいるところ、事業者及び利用者への制度の周知・広報活動(各地での説明会開催、周知用ポスター、チラシ等の作製等)を実施することにより、信書便制度の遵守が徹底されるとともに事業者の創意工夫を凝らしたサービスの提供が進むため、サービスの多様化等を通じた信書便市場の活性化や利用者利便の向上に寄与する。</p> <p>また、日本郵政グループ各社に対する監督業務や郵政事業のユニバーサルサービスの確保に資する各種調査研究等を実施することにより、日本郵政グループの健全な業務運営が確保されるとともに、将来にわたっても郵政事業のユニバーサルサービスが確保されるための方策が具体化し、それが実施されることとなるため、日本郵政グループ各社の企業価値や利用者利便の向上及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保に寄与する。</p>	0130
(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集 (平成15年度)	47百万円 (42百万円)	40百万円 (40百万円)	42百万円	5,6,8	<p>国際郵便に関する諸制度の改廃に当たって我が国施策・方針を反映させるとともに、国際的な協議・調整等に当たって相互理解を促進させるため、万国郵便連合(UPU)や世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA)／自由貿易協定(FTA)等の関係諸会合に積極的に参画する。また、日本型郵便インフラシステムの海外展開に向けた調整のため、関係国への出張等を行う。加えて、我が国の政策の企画立案及び国際機関や諸外国政府との協議・政策調整に当たって、適時適切に対応するため、諸外国における郵政事業に関する最新の情報・動向等を調査するほか、国際事務の円滑な実施のため、外部委託により、関係資料の翻訳、校閲及び通訳業務を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率: 80%(平成28年度)</li> <li>通商交渉など、国際場裏等における対処方針や対外説明に、情報収集等の結果を活用した割合: 100%(平成28年度)</li> <li>日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数: 4件(平成28年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策判断の基礎資料となる情報収集・調査研究の実施件数: 2件(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>海外出張等を行うことは、以下のように3つの施策目標の達成に寄与する。①各国と政策協議等を実施することにより、我が国が各国の制度等に関する情報を入手できるとともに、我が国の制度等に関する情報が各国に共有されるため、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善に寄与する。②新興国・途上国に日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されることにより、我が国の優れた業務ノウハウや関連技術が提供されるため、相手国の郵便業務の改善に寄与する。③UPUの各種会合に参加し議論に寄与することは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p>	0131



(3)	国際機関への貢献 (平成15年度)	262百万円 (262百万円)	291百万円 (291百万円)	320百万円	7.8	<p>UPUは、郵便業務の質の向上及び郵便分野における国際協力の増進等に寄与するために設立された郵便業務に関する国連の専門機関である。また、APPUはUPU憲章第8条に基づき、アジア＝太平洋地域内における郵便業務に特有な諸問題の解決を図り、郵便の利便向上に資するため設立された機関である。本事業は、UPU憲章21条及びAPPU憲章第13条に基づく加盟国の義務として連合の経費を賄うための分担金を負担するとともに、UPUにおける災害対策の強化を支援することを目的として、財政的支援を行うもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率:80%(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・分担金の負担実施件数(UPU分担金):1件(平成28年度) ・分担金の負担実施件数(APPU分担金):1件(平成28年度) ・拠出金の負担実施件数(UPU拠出金):1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国がUPUに拠出金を支払うとともに、UPUにおける災害対策の強化を支援することは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p>	0132
(4)	第26回万国郵便大会議対策 (平成28年度)	—	—	72百万円	7.8	<p>UPUは、郵便業務の質の向上及び郵便分野における国際協力の増進等に寄与するために設立された郵便業務に関する国連の専門機関である。平成28年9月20日から同年10月7日までトルコ(イスタンブール)において、UPUの第26回大会議が開催される予定。大会議は4年に1度開催されるもので、①理事国等の選挙、②条約の改正、③加盟国全体で取り組むべき戦略の策定等が実施される予定。本事業は、同大会議に、我が国代表団が参加することに係る活動諸経費を確保し、大会議への適切な対応を図るもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・UPU大会議の重要議案における我が国方針の達成率:80%(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・UPU大会議への出席:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国がUPUの最高意思決定の場であるUPU大会議に参画し、選挙を通じて重要な地位を占めるとともに、重要議案を通過させることは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p>	新28-0015
(5)	郵政民営化法 (平成17年)	—	—	—	1.2	<p>民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、株式会社に的確に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めるもの。</p>	
(6)	郵便法 (昭和22年)	—	—	—	2	<p>郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、日本郵便株式会社が行う郵便の業務について定めるもの。</p>	
(7)	民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年)	—	—	—	3.4	<p>信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置について定めるもの。</p>	
(8)	日本郵政株式会社法 (平成17年)	—	—	—	1.2	<p>日本郵政株式会社を、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うこと目的とする株式会社とし、日本郵政株式会社の業務等について定めるもの。</p>	
(9)	日本郵便株式会社法 (平成17年)	—	—	—	1.2	<p>日本郵便株式会社を、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とし、日本郵便株式会社の業務等について定めるもの。</p>	

政策の予算額・執行額	500百万円 (484百万円)	383百万円 (371百万円)	486百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					第190回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成28年2月28日 (参議院総務委員会) 平成28年3月4日	郵政事業については、日本郵政グループ三社の上場後も、引き続き、ユニバーサルサービスを確保するとともに、国民の皆様が民営化の成果を一層実感できるよう、新たな事業展開や、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の限度額の見直しにより、企業価値や利用者の利便性の向上を促進してまいります。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-16)

政策(※1)名	政策16:一般戦災死没者追悼等の事業の推進		担当部局課室名		大臣官房総務課管理室		作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 稲垣 好展	
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること		担当部局課室名		大臣官房総務課管理室		分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	先の大戦における空襲等により多くの方々の方が亡くなられたことに鑑み、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施するとともに、強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針(平成23年8月閣議決定)等を踏まえ、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれにあわせて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること等を推進する。		担当部局課室名		大臣官房総務課管理室		政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	年度ごとの目標(値)		年度ごとの実績(値)(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度		
一般戦災死没者に対して追悼の意を表すため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施すること	1 戦災に関する展示会の来場者数 <アウトプット指標>	1,222名 (20~25年度実績から推計)	25年度	1,200名 26年度	1,200名			<p>戦災に関する展示会への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めることにつながることから、指標として設定(平成20~25年度の実績から推計した26年度の来場者数を基準として目標値を設定)。</p> <p>【参考:過去の来場者数】 平成20年度:1,084名 平成21年度:1,013名 平成22年度:1,197名 平成23年度:1,271名 平成24年度:3,117名 平成25年度:1,102名 ※24年度は、開催地を舞台とした戦災を取り上げた映画の公開により、戦災に関する興味・関心が高まっていたこともあり、前年度比約2.5倍という実績を示したため、推計から除外。 ※戦災に関する展示会は、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を挙げることとなるため、当該年度をもって終了。 ※26年度は、広報活動の強化(行政評価事務所への協力依頼等)に伴い、目標値を大きく上回る実績を計上。</p>	
	2 一般戦災死没者の慰霊事業の実施 <アウトプット指標>	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	26年度	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施 28年度	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	<p>先の大戦における空襲等により多くの方々の方が亡くなられたことに鑑み、一般戦災死没者の慰霊事業(全国戦災者追悼式に参列する一般戦災死没者遺族代表の旅費支給等)の確実な実施は、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すためのものであることから、指標として設定。</p> <p>【参考:過去の一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数】 平成23年度:219名 平成24年度:204名 平成25年度:189名 平成26年度:195名 平成27年度:208名 ※上記国費参列者数は、都道府県等の推薦によるものである。</p>	
旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること	3 所蔵資料の総合的な目録の作成 <アウトプット指標>	所蔵資料の保管・展示	25年度	所蔵資料の総合的な目録の完成 28年度	所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針の策定	平成26年度に策定した方針を踏まえ、所蔵資料の総合的な目録に掲載する項目を決定	所蔵資料の総合的な目録の完成	<p>旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を承継したことに鑑み、当該資料の総合的な目録の作成は、当該資料を後の世代に確実に引き継いでいくことにつながることから、指標として設定。 ※平成26年度に策定した方針を踏まえ、更に有識者にヒアリングを行い、目録に掲載する項目については、平成27年度に決定することとしたことから、同年度の目標を新たに設定したものである。</p>	
					所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針(平成28年度までの計画)の策定	所蔵資料の総合的な目録に掲載する項目を決定			

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) (※3)			関連する 指標(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業レビュー事業番号
	26年度	27年度	28年度			
4	平和祈念展示資料館の来館者数 <アウトプット指標>	51,308名	25年度 50,000名以上	28年度	40,000名以上 50,000名以上 50,000名以上  【参考:過去の来館者数】 平成23年度:59,302名 平成24年度:54,132名 平成25年度:51,308名 ※平成26年度については、目標40,000名以上に対し、常設展示のリニューアルに伴う閉館期間が予定より短かったことなどから、来館者数は44,147名となったが、平成27年度及び平成28年度については、平成25年度と同様、来館者数の目標を50,000名以上としている。	
(1)	引揚者特別交付金支給事務費(昭和42年度)	6百万円 (4百万円)	4百万円 (0.2百万円)	4百万円	— 引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む。)を都道府県に交付。  【成果指標(アウトカム)】 ・引揚者特別交付金支給事務費の円滑な交付 ・(代替指標)都道府県の提出書類の種類 【活動指標(アウトプット)】 引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む)の交付件数  【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 引揚者特別交付金の認定事務費等を都道府県に交付することにより(法定受託事務)、都道府県を通じ、引揚者及びその遺族等に特別交付金を支給し、引揚者の在外財産問題の解決に寄与する。	0133
(2)	旧日本赤十字社救護看護婦等処遇経費(昭和54年度)	159百万円 (156百万円)	144百万円 (137百万円)	124百万円	— 先の大戦において、戦地・事変地に派遣され、救護看護婦等として勤務された方々に対し、勤務期間に応じて慰労給付金(3年以上の戦地勤務期間があって、恩給と同様の加算年を加えて12年以上に達する本人が対象)の支給を行っている。  【成果指標(アウトカム)】 ・慰労給付金の円滑な支給 ・(代替指標)予算額-給付金確定額 【活動指標(アウトプット)】 慰労給付金の支給件数  【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 慰労給付金支給事務を行う日本赤十字社に補助金を交付することにより、日本赤十字社を通じ、先の大戦において、戦地・事変地に派遣され、救護看護婦等として勤務された方々に対し慰労給付金を支給し、その労苦に報いることに寄与する。	0134
(3)	不発弾等処理交付金(昭和48年度)	114百万円 (1百万円)	51百万円 (0.6百万円)	40百万円	— 埋没不発弾等の探査発掘を実施する地方公共団体を対象に、当該経費の2分の1を交付(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)。  【成果指標(アウトカム)】 ・不発弾等処理交付金の円滑な交付 ・(代替指標)予算額-交付金確定額 【活動指標(アウトプット)】 交付金交付件数(交付金に関する問合せ件数)  【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 埋没不発弾等の探査を実施する地方公共団体を対象に、当該経費の2分の1の交付金を交付することにより(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)、地方公共団体の財政負担を軽減し、その処理を促進することで、不発弾等による災害の未然の防止に寄与する。	0135

(4)	一般戦災死没者の慰霊事業経費(昭和52年度)	23百万円 (22百万円)	7百万円 (6.4百万円)	6百万円	1.2	<p>政府主催の全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者遺族代表参列旅費の支給等の実施。 ※平成26年度まで、上記の事業のほか、先の大戦における一般戦災死没者の追悼に関する調査や展示会を実施。戦災に関する展示会については、戦災遺族会のある戦災都市を一巡したことから終了。また、調査についても全国の追悼式、追悼施設の調査を終えたことから終了。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施 ・(代替指標)依頼都道府県数</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者遺族代表参列者数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 政府主催の全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者遺族代表参列旅費の支給等により、一般戦災死没者の慰霊事業の一助を担うことで、一般戦災死没者等に対して追悼の意を表わすことに寄与する。</p>	0136						
(5)	平和祈念展示等経費(平成22年度)	370百万円 (364百万円)	356百万円 (352百万円)	353百万円	3.4	<p>旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ資料の整理、保管及び活用を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくための総合的な目録の作成、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供するための効果的な展示等の実施 ・(代替指標)平和祈念展示資料館の来館者数:50,000人(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 平和祈念展示資料館の来館者数:50,000人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくとともに、民間委託により平和祈念展示資料館を運営し、所蔵資料を効果的に展示等することで、当該労苦について国民の理解を深めることに寄与する。</p>	0137						
(6)	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年)	—	—	—	—	引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定する。							
政策の予算額・執行額		678百万円 (548百万円)	562百万円 (497百万円)	528百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	—	—	—	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
—	—	—											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-17)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策17: 恩給行政の推進			担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付 恩給企画管理官室他2室			作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付 恩給企画管理官 池田 博之		
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。			分野【政策体系上の位置付け】		国民生活と安心・安全					
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	受給者の平均年齢は90歳を超えており、その御家族も含め高齢化が進んでいる現状を踏まえ、国家のために生命を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。			政策評価実施予定時期		平成30年8月					
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>						
		26年度	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度			
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	①	年度末における請求未処理案件比率(年度末における残案件数/月間平均処理件数) ＜アウトプット指標＞	0.38か月分 (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の平均値以下	29年度	0.38か月分以下	0.36か月分以下 (平成23～27年度の平均値以下)	平成24～28年度の平均値以下	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、恩給の裁定を迅速に行うことが重要。請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成23年度:0.41か月分、平成24年度:0.37か月分、平成25年度:0.34か月分、平成26年度:0.33か月分、平成27年度:0.31か月分	
	②	恩給相談電話混雑率 ＜アウトプット指標＞	15.4% (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の平均値以下	29年度	15.4%以下	16.1%以下 (平成23～27年度の平均値以下)	平成24～28年度の平均値以下	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に迅速に対応することが重要。恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成23年度:13.6%、平成24年度:16.3%、平成25年度:15.8%、平成26年度:20.6%、平成27年度:14.0% (参考)恩給受給者数(予算人員) 平成23年度:770千人、平成24年度:698千人、平成25年度:630千人、平成26年度:568千人、平成27年度:508千人、平成28年度:447千人	
	3	恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度 ＜アウトカム指標＞	98.8% (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の平均値以上	29年度	98.8%以上	99%以上 (平成23～27年度の平均値以上)	平成24～28年度の平均値以上	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に的確かつ丁寧に対応することが重要。恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成23年度:98.7%、平成24年度:99.1%、平成25年度:99.1%、平成26年度:98.4%、平成27年度:100.0% 【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケート	
達成手段(開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等					平成28年度行政事業レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度							
(1)	恩給支給事業(昭和元年度以前)	423,708百万円 (423,378百万円)	374,498百万円 (369,028百万円)	325,749百万円	1～3	恩給等を受ける権利の裁定、恩給等の受給権調査及び恩給等についての不服申立てに関する事務のほか、恩給等の支給事務等。 【成果指標(アウトカム)】 ①年度末における請求未処理案件比率(年度末における残案件数/月間平均処理件数):0.36か月分以下(平成28年度) ②恩給相談電話混雑率(不対応件数/着信件数):16.1%以下(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 支給対象:恩給受給者数:447千人(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 恩給を適切に支給し、恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を行うことにより、恩給受給者とその御家族の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくこととなるため、恩給受給者等に対する行政サービスの向上に寄与する。					0138
(2)	恩給法(大正12年)	—	—	—	1～3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。					

政策の予算額・執行額	423,708百万円 (423,378百万円)	374,498百万円 (369,028百万円)	325,749百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-18)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供		担当部局課室名	統計局総務課 他9課室 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官室 他5室	作成責任者名	統計局総務課長 井上 卓 政策統括官(統計基準担当)付統計企画 管理官 吉牟田 剛			
政策の概要	・平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。				分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	公的統計は国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」であるため、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備するとともに、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。				政策評価実施予定時期	平成31年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	年度ごとの目標(値)			年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標(値)	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	
国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと	① 第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況	62% (121事項 /第Ⅰ期基本計画 別表全196事項)	25年度	65%以上 (70事項以上 /第Ⅱ期基本計画 別表全107事項)	30年度	40%以上	51%以上	65%以上	基本計画は、統計法(平成19年法律第53号)第4条に基づき、「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ことを目的として政府が定める計画であり、総務大臣が基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるとされている。平成21年3月13日には、平成21年度から25年度を計画期間とする第Ⅰ期基本計画が、また、平成26年3月25日には、第Ⅰ期基本計画を変更する形で、平成26年度から30年度を計画期間とする第Ⅱ期基本計画が閣議決定され、現在は、第Ⅱ期基本計画に基づく公的統計の整備が進められているところ。 基本計画では、5年間に講ずべき具体的な措置・方策が別表に一覧で整理されていることから、同計画の目的である「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進」の進捗状況は、具体的な措置・方策の実施率(実施済である事項の割合)で評価することが適切。なお、別表とは第Ⅱ期基本計画( <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000283567.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000283567.pdf</a> )の31頁以降で示されている表を指す。 目標は、第Ⅱ期基本計画の3年目(28年度)、4年目(29年度)、5年目(30年度)の実施率が、それぞれ、第Ⅰ期基本計画の3年目(23年度)、4年目(24年度)、5年目(25年度)の実績値を超えることとした。 ※ 第Ⅱ期基本計画の1年目、2年目に当たる平成26年度及び27年度は、基本計画の進捗状況を、具体的な措置・方策の着手率で評価しており、指標が異なることから、27年度を基準とすることはできない。  なお、第Ⅱ期基本計画の進捗状況は、第Ⅰ期基本計画と同様、別表記載事項を「実施済」、「継続実施」、「実施困難」等に分類して評価される予定。これらのうち、「継続実施」は、一定の取組は実施されたが、引き続き取組を継続すべきと判断されたものであり、この「継続実施」と評価された事項については、必要に応じて次期基本計画に盛り込む対応を取ることが想定される。 ※ 第Ⅰ期基本計画最終年度(25年度)の実績では、全体の30%を「継続実施」と評価。  【参考(実績数値)】 平成23年度: 40% 平成24年度: 51% 平成25年度: 62%
						—	—	—	



		<p>基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているものうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	100% (16件/全16件)	27年度	100%	30年度	100%	100%	100%	<p>経済財政諮問会議において経済統計の改善の必要性が述べられるなど、統計調査の精度向上等は、政府として重要な課題であり、積極的に取り組む必要がある。統計委員会からの答申においては、実態的的確な把握といった統計調査の精度向上等に関して取り組むべき事項が「今後の課題」として示されており、これらに着実に対応することは、統計調査を改善し、必要とされる統計が円滑かつ効率的に作成されることにつながるため、指標として設定。</p> <p>【参考(実績数値)】          平成25年度:87.5%(21件/全24件)          平成26年度:100%(11件/全11件)          平成27年度:100%(16件/全16件)</p>
2		<p>当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	57.2% (22年度～26年度の平均)	26年度	58%以上 (26年度～30年度の平均)	30年度	58%以上 (24年度～28年度の平均)	58%以上 (25年度～29年度の平均)	58%以上 (26年度～30年度の平均)	<p>統計調査は、統計調査員の活動に支えられている。特に大規模調査においてはその存在が非常に重要であり、統計調査員の安定的な確保が求められている。</p> <p>統計調査員確保対策事業は、統計調査員の任用を希望する者をあらかじめ登録(登録された者を「登録調査員」という。)し、当該登録調査員に対し調査に必要な実務的な知識を付与することで、主に大規模調査(国勢調査を除く。)における統計調査員の円滑な確保を目的として実施されている。このため本事業の重層的な測定指標として、当該事業に参画している都道府県及び市町村(東京都の特別区を含む。)において任用された統計調査員に占める登録調査員の割合を指標として設定。大規模周期調査がおおよそ5年周期で行われており、周期調査の規模によって値にばらつきが出ることから、過去5年間(22～26年度)の実績値の平均を基準値とし、それを超えることを目標とし、目標値を設定した。</p> <p>【参考(実績数値)】          算出方法:登録調査員からの任命数(人) / 対象市区町村内における統計調査員の任命数(人)          平成22年度:15.5%(110,109人/709,380人)          平成23年度:75.1%(62,318人/82,926人)          平成24年度:82.1%(62,275人/75,848人)          平成25年度:65.1%(82,661人/126,908人)          平成26年度:48.0%(114,837人/239,392人)</p>
3		<p>国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、①国際会議での対応、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力を行うほか、③国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適切に反映させるための取組を一層推進          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>①国際会議での対応、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力をを行うとともに、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施</p>	27年度	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p>	30年度	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出を実施</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p>	<p>本年3月にSDGs(持続可能な開発目標)を測定する国際指標が国連統計委員会と合意され、その機関間専門家グループ(IAEG-SDGs)において関連諸課題が検討されている。</p> <p>このため、こうした国際的な統計基準・ルールや指標に関する国際会議等における検討への積極的な参画を行うことにより、我が国の国際的なプレゼンスを高めるとともに、統計作成に必要な諸外国の人材育成等を通じて、積極的に国際貢献を推進し、先進国としての責務を果たす必要がある。</p> <p>このような状況に対応するためには、国内機関との協力及び調整に引き続き留意しながら、①国際会議等への積極的な参画を行うとともに、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力の実施を行うほか、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を開催し情報共有を図ってきたところ、今後は同会議の更なる活用方法の検討も行いながら、国際的な議論の動向を把握し、国内の統計行政により適時適切に反映させる措置を講じることが重要であるため、①～③を測定指標として設定する。</p> <p>【参考】          国際会議(専門家会合を含む。)への参加回数実績          平成24年度 15回          平成25年度 11回          平成26年度 13回          平成27年度 10回</p>	

<p>オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること</p>	<p>④ データサイエンス・オンライン講座の受講者数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>受講者数：23,800人</p>	<p>27年度</p>	<p>受講者数：25,200人以上</p>	<p>30年度</p>	<p>受講者数：25,200人以上</p>	<p>受講者数：25,200人以上</p>	<p>受講者数：25,200人以上</p>	<p>「情報通信白書（平成26年版）」において、データ分析を担う人材の不足が指摘されている現状を踏まえて、データ分析を担う人材育成につながる指標として設定。 27年度の実績（入門編（春新規開講15,400人、秋再開講8,400人）及び28年度以降の予想される受講者数を踏まえ、目標値を設定。 28年度以降に開講する実践編講座等は入門編（春新規開講）ほどの受講者数が見込まれないことから、入門編（秋再開講）の実績8,400人を用いることとする。なお、28年度以降は各年度3講座を開講又は再開講する予定。 ※データサイエンス・オンライン講座とは、データに基づいて課題を解決する能力の高い人材育成を目標として、MOOCの手法を用いて実施する講座。 ※MOOCとは、Massive Open Online Courses の略。インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講義のこと。</p>
<p>社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること</p>	<p>⑤ 統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>100%</p>	<p>27年度</p>	<p>100%</p>	<p>30年度</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>公的統計は「社会の情報基盤」として、今日の行政運営や企業の意思決定などに必要不可欠なものであるため、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を作成し、それを適時的確に提供することが重要である。最後の工程たる公表を予定どおりに行うことが、確実な統計の作成及び提供に必須であるため、指標として設定（目標値：同程度）。</p>
	<p>⑥ 平成28年経済センサス-活動調査のオンライン調査利用割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>約0.5% （約400万件中約2万件）</p>	<p>23年度</p>	<p>10%以上 （約400万件中約40万件以上）</p>	<p>28年度</p>	<p>10%以上 （約400万件中約40万件以上）</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>オンライン調査については、報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあることを踏まえ、基幹統計調査や大規模統計調査がその充実に優先的に取り組むとされているところである。よって、我が国の全産業分野における全ての事業所・企業を対象とする「経済センサス-活動調査」においては、その推進に積極的に取り組むこととし、目標を以下のとおり設定。 前回調査（平成24年2月実施）の結果：調査対象企業全体の約0.5%（前回調査においてはオンライン調査可能企業が一部に限定） 試験調査※の実績（約9%）を参考にし、前回調査の実績を大きく上回る10%を目標値に設定。 ※試験調査とは、本調査（実際の調査）を実施する前に、記入負担や事務負担等を試験的に検証するものであり、調査対象・調査範囲ともに限定的であることに留意。</p>
	<p>⑦ 統計局所管統計について主要5紙（朝日、読売、毎日、日経、産経）に掲載された記事数（基準年度を含む直近5か年の平均） ＜アウトプット指標＞</p>	<p>830件 （23年度～27年度の平均）</p>	<p>27年度</p>	<p>830件以上</p>	<p>30年度</p>	<p>830件以上</p>	<p>830件以上</p>	<p>830件以上</p>	<p>統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定（複数年に一度実施する大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均（約830件）を基準として、目標値を設定（同程度））。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考（実績件数）】 平成27年度：1,002件 平成26年度：980件 平成25年度：864件 平成24年度：786件 平成23年度：512件</p>
	<p>⑧ 統計局所管統計結果について各府省の年次報告書（白書）に掲載された件数（基準年度を含む直近5か年の平均） ＜アウトプット指標＞</p>	<p>507件 （23年度～27年度の平均）</p>	<p>27年度</p>	<p>510件以上</p>	<p>30年度</p>	<p>510件以上</p>	<p>510件以上</p>	<p>510件以上</p>	<p>各府省の年次報告書（白書）は、各種施策の現状や経済社会の実態等について国民に広く周知するものである。 統計が白書に掲載されることは、行政施策の企画・立案・評価や企業の意思決定など、幅広い統計の利活用促進につながるため、指標として設定。（大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均（約510件）を基準として、目標値を設定（同程度））。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考（実績件数）】 平成27年度：615件 平成26年度：470件 平成25年度：669件 平成24年度：409件 平成23年度：369件</p>

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	⑨	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	5,382万件	27年度	6,781万件以上	30年度	5,848万件以上	6,315万件以上	6,781万件以上	統計利用者からの要望等を踏まえ、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用が見込まれることから指標として設定。 目標値は、アクセス件数についてのこれまでの実績から想定される今後の推移に加え、今後API機能の提供を順次拡大していくことで見込まれる件数増加を勘案して設定。 ※平成26年10月にAPI機能の提供を開始したことにより、統計情報の利用促進が見込まれることから指標として追加。 ※API(Application Programming Interface)機能:手作業によることなく、プログラムが自動で統計データを取得できるようになる機能
	⑩	統計局ホームページのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	4,177万件	26年度	4,900万件以上	30年度	4,540万件以上	4,720万件以上	4,900万件以上	ホームページは国民にとって統計数値を得る身近な手段であることから、ホームページのアクセス件数を統計利用者の利便性が向上したことが把握できる指標として設定。 25年度から26年度のアクセス件数の伸び180万件を基に目標値を設定。27年度は4,360万件と考える。 【参考(実績件数)】 平成27年度:4,717万件 平成26年度:4,177万件 平成25年度:3,997万件 ※平成27年度は国勢調査実施年度である影響で実施年度以外に比べてアクセス件数がかさ上げされたため、影響がない平成26年度を基準とする。
	11	LOD(Linked Open Data)のアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	17,200件	28年度	51,600件以上	30年度	17,200件以上	34,400件以上	51,600件以上	「世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)」において、公共データの民間開放(オープンデータ)の推進が掲げられており、オープンデータの最高ランクの形式であるLOD形式のデータの充実を図ることで、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定。 LODと類似の機能を持ち、データ活用の利便性向上に寄与するAPI機能が活用されている実績を参考にしつつ、毎年度のLOD形式で提供予定のデータ数を基に目標値を設定。 ※LOD(Linked open data):メタデータ(データを表す情報)を国際標準に準じた形式にし、そのデータに関係する他のデータへのリンク情報を付与したもの。オープンデータの最高水準ランクの形式として位置づけられている。 ※API(Application Programming Interface)機能:手作業によることなく、プログラムが自動で統計データを取得できるようになる機能
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等			平成28年度行政事業 レビュー事業番号
			26年度	27年度	28年度					
(1)	統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)		5,381百万円 (5,219百万円)	5,742百万円 (5,692百万円)	5,718百万円	5,7,8,10	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の就業・不就業を明らかにする労働力調査、家計の実態を明らかにする家計調査、物価動向を明らかにする小売物価統計調査(消費者物価指数)や、個人企業経済調査、科学技術研究調査、家計消費状況調査、サービス産業動向調査及び各試験調査の実施及び結果の公表等の事業を実施。</li> <li>国が必要とする統計調査の費用は、地方公共団体が負担する義務を負わない(地方財政法第10条の四)ことから、全額を国庫で負担。</li> </ul> <p>【成果指標(アウトカム)】 各年度に定めた公表スケジュールの達成率:100%(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 経常的な調査の実施数:7調査(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国民の就業・不就業を明らかにする労働力調査、家計の実態を明らかにする家計調査、物価動向を明らかにする小売物価統計調査(消費者物価指数)等の実施及び結果の公表等の事業を確実に実施することにより、国勢の基本に関する統計が作成され、確実に国民へ提供されることとなるため、社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供することに寄与する。</p>			0139

<p>(2)</p>	<p>統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年度)</p>	<p>9,313百万円 (9,322百万円)</p>	<p>69,899百万円 (69,597百万円)</p>	<p>10,943百万円</p>	<p>5～8</p> <p>・平成27年度においては、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする国勢調査を実施。 ・国が必要とする統計調査の費用は、地方公共団体が負担する義務を負わない(地方財政法第10条の四)ことから、全額を国庫で負担。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 各年度に定めた公表スケジュールの達成率:100%(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 統計調査の実施数:2調査(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする国勢調査を実施することにより、国勢の基本に関する統計が作成されることとなるため、社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成することに寄与する。</p>	<p>0140</p>
<p>(3)</p>	<p>統計体系整備事業 (昭和22年度)</p>	<p>10,232百万円 (10,117百万円)</p>	<p>9,932百万円 (9,910百万円)</p>	<p>10,027百万円</p>	<p>1～3</p> <p>統計体系の整備のため、主に以下の事業を実施。 ・基本計画の推進による公的統計の体系的整備 ・国の統計調査業務に従事する都道府県職員(統計専任職員)の給与等の負担 ・統計調査員の確保対策、統計業務に従事する地方公共団体職員等への統計研修の実施 ・産業連関表の作成 ・国連等が実施する購買力平価算出への対応</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ①オーダーメイド集計又は匿名データの提供の申出を受けた件数:65件(平成28年度) ②事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率:97.6%(平成28年度) ③事業所・企業を対象とする調査に関する履歴登録措置の実施率:100%(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ①第Ⅱ期基本計画(平成26年度～30年度)の別表に掲げられた具体的な取組の実施率 ②基本計画の推進のためのワーキンググループ等会議の開催回数:45回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 上記の事業を実施することにより、第Ⅱ期基本計画に掲げた諸施策(調査体制の機能維持・国と地方公共団体の連携、統計職員等の人材育成・確保、経済関連統計の整備、国際機関への情報提供の推進等)の実現に寄与する。</p>	<p>0141</p>
<p>(4)</p>	<p>国連アジア太平洋統計研修所運営事業 (昭和45年度)</p>	<p>273百万円 (271百万円)</p>	<p>304百万円 (303百万円)</p>	<p>326百万円</p>	<p>3</p> <p>SIAPは、国際連合で唯一の統計研修の専門機関であり、昭和45(1970)年の設立以来、133か国・地域の約1万5,500人の政府統計職員に対し、研修を実施してきている。SIAPの事業運営は、国際連合アジア太平洋経済社会委員会(以下「ESCAP」という。)加盟国・準加盟国からの分担金、講師派遣等の現金・現物寄与、国連食糧農業機関等の国際機関からの資金提供などにより行われており、上記の目的を達成するため、我が国もSIAPの招請国政府として、現金寄与(国連アジア統計研修援助計画分担金の拠出)及び現物寄与(施設、コンピュータ等の提供)を実施している。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ESCAP域内各国における国民経済計算(SNA)の新しい国際基準(我が国も策定に関与)の採用国・地域数:58ESCAP域内国(地域)数(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 SIAPにおける各研修コースは、主にESCAP域内各国からの分担金や現物寄与、国連人口基金等の国際機関からの支援により実施されているものであるが、定量的な活動指標として、SIAP全体における研修生数の実績を記載</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 SIAPの招請国政府として、現金寄与及び現物寄与を実施することにより、諸外国の統計に関する人材育成への貢献、我が国の国際的なプレゼンスの向上、先進国としての責務を果たすことといった第Ⅱ期基本計画に掲げた諸施策の実現に寄与する。</p>	<p>0142</p>

<p>(5)</p>	<p>統計調査等業務の最適化事業 (平成18年)</p>	<p>1,025百万円 (1,000百万円)</p>	<p>1,206百万円 (1,148百万円)</p>	<p>1,421百万円</p>	<p>4.9.11</p> <p>従来、各府省等が個々に開発・運用していた統計関係システムについて、一元化した「政府統計共同利用システム」を構築、運用することにより、①各府省等が実施した統計調査結果等のワンストップサービスによる国民等への提供、②セキュリティ対策が十分確保されたオンライン調査システムの国民等への提供、③事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報の各府省への提供など、ITを活用した業務・システム改革を実現するとともに、併せて統計調査等業務の共通化・標準化を図る。さらに、これまでの取組成果を活用し、政府統計共同利用システムサブシステムe-StatでのAPI機能や小地域に特化した統計GIS機能(JSTAT MAP)を提供するとともに、データベース化した統計データの拡充やオープンデータの最高ランクであるLOD(Linked open data)でのデータ提供など、統計におけるオープンデータの高度化・先進化を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数(※API機能(統計表等に機械的にアクセス可能な機能)による利用件数を含む。):6,781万件以上(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表提供数:68万表(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 統計調査等業務について、情報通信技術の活用とこれに併せた業務の共通化・標準化を行う事業を実施することにより、行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計情報の利用環境を国民に提供することとなるため、統計利用者の利便性の向上に寄与する。</p>	<p>0143</p>														
<p>(6)</p>	<p>統計法 (平成19年)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1~11</p> <p>公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1364 719 1527 759">施政方針演説等の名称</th> <th data-bbox="1527 719 1648 759">年月日</th> <th data-bbox="1648 719 2179 759">関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1364 759 1527 815">公的統計の整備に関する基本的な計画</td> <td data-bbox="1527 759 1648 815">平成26年3月25日</td> <td data-bbox="1648 759 2179 815">※全般的に関係</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1364 815 1527 986">経済財政運営と改革の基本方針2014</td> <td data-bbox="1527 815 1648 986">平成26年6月24日</td> <td data-bbox="1648 815 2179 986">第3章 経済再生と財政健全化の好循環 3. 公的部門改革の推進 (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 ① 行政のIT化と業務改革 IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監(政府CIO)を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータの推進等の取組を進める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1364 986 1527 1174">経済財政運営と改革の基本方針2015</td> <td data-bbox="1527 986 1648 1174">平成27年6月30日</td> <td data-bbox="1648 986 2179 1174">第1章 現下の日本経済の課題と基本的方向性 1. 日本経済の現状と課題 [2] 今後の課題 (1) 経済再生に向けた取組 ② 潜在的な成長力の強化 国内外の新たな市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するため、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、ロボットや人工知能、ビッグデータやオープンデータの活用等の取組の加速や、経済連携の強化等を通じたグローバル化への積極的な対応等に取り組んでいく。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1364 1174 1527 1509">経済財政運営と改革の基本方針2016</td> <td data-bbox="1527 1174 1648 1509">平成28年6月2日</td> <td data-bbox="1648 1174 2179 1509">第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (7) 経済統計の改善 経済財政運営に当たっては、不断の統計の改善が必要である。総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。景気判断をより正確に行う観点から、行政記録情報やビッグデータ等の活用を拡大する。さらに、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、統計委員会と連携しつつ、以下の課題を含む政府の取組方針を年内に取りまとめる。 ① 経済社会構造の変化を横断的に正確に反映する仕組み ② 類似統計間の統計手法、結果等についての比較分析と、統計改善に向けたフィードバックの仕組み ③ 利用者視点に立った府省庁横断的な地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化 ④ 行政記録情報やビッグデータなどの新たなデータ源についての効率的な利活用の推進</td> </tr> </tbody> </table>						施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	公的統計の整備に関する基本的な計画	平成26年3月25日	※全般的に関係	経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第3章 経済再生と財政健全化の好循環 3. 公的部門改革の推進 (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 ① 行政のIT化と業務改革 IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監(政府CIO)を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータの推進等の取組を進める。	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第1章 現下の日本経済の課題と基本的方向性 1. 日本経済の現状と課題 [2] 今後の課題 (1) 経済再生に向けた取組 ② 潜在的な成長力の強化 国内外の新たな市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するため、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、ロボットや人工知能、ビッグデータやオープンデータの活用等の取組の加速や、経済連携の強化等を通じたグローバル化への積極的な対応等に取り組んでいく。	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (7) 経済統計の改善 経済財政運営に当たっては、不断の統計の改善が必要である。総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。景気判断をより正確に行う観点から、行政記録情報やビッグデータ等の活用を拡大する。さらに、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、統計委員会と連携しつつ、以下の課題を含む政府の取組方針を年内に取りまとめる。 ① 経済社会構造の変化を横断的に正確に反映する仕組み ② 類似統計間の統計手法、結果等についての比較分析と、統計改善に向けたフィードバックの仕組み ③ 利用者視点に立った府省庁横断的な地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化 ④ 行政記録情報やビッグデータなどの新たなデータ源についての効率的な利活用の推進
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)																		
公的統計の整備に関する基本的な計画	平成26年3月25日	※全般的に関係																		
経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第3章 経済再生と財政健全化の好循環 3. 公的部門改革の推進 (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 ① 行政のIT化と業務改革 IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監(政府CIO)を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータの推進等の取組を進める。																		
経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第1章 現下の日本経済の課題と基本的方向性 1. 日本経済の現状と課題 [2] 今後の課題 (1) 経済再生に向けた取組 ② 潜在的な成長力の強化 国内外の新たな市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するため、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、ロボットや人工知能、ビッグデータやオープンデータの活用等の取組の加速や、経済連携の強化等を通じたグローバル化への積極的な対応等に取り組んでいく。																		
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (7) 経済統計の改善 経済財政運営に当たっては、不断の統計の改善が必要である。総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。景気判断をより正確に行う観点から、行政記録情報やビッグデータ等の活用を拡大する。さらに、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、統計委員会と連携しつつ、以下の課題を含む政府の取組方針を年内に取りまとめる。 ① 経済社会構造の変化を横断的に正確に反映する仕組み ② 類似統計間の統計手法、結果等についての比較分析と、統計改善に向けたフィードバックの仕組み ③ 利用者視点に立った府省庁横断的な地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化 ④ 行政記録情報やビッグデータなどの新たなデータ源についての効率的な利活用の推進																		

政策の予算額・執行額

26,223百万円  
(25,928百万円)

87,062百万円  
(86,655百万円)

28,160百万円

政策に関する内閣の重要政策  
(施政方針演説等のうち主なもの)

<p>日本再興戦略</p>	<p>平成26年6月24日改訂(平成27年6月30日改訂)</p>	<p>【本文(オープンデータ及びデータサイエンス)】 E.世界最高水準のIT社会の実現 4.世界最高水準のIT社会の実現 ⑦オープンデータの利活用 オープンデータの利活用による新産業・新サービスの創出に向け、民間団体と連携し、本年度からビジネスや課題解決のユースケース集である「オープンデータ100」の収集・配信を開始する。また、来年度を目標に、地方自治体等の公共機関や民間企業に対し、オープンデータの公開・分析・利活用に係る手段・ノウハウ等を伝道する「オープンデータ伝道師」の任命と派遣活動等を支援する仕組みを構築するとともに、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講義(Massive Open Online Courses:大規模公開オンライン講座)「データサイエンス・オンライン講座」の拡充など、データサイエンス力の高い人材育成を推進する。 加えて、公的統計データにおけるオープンデータの先進化を図るため、本年度は、提供する統計データの形式、提供方法の検討及び課題の把握・整理を目的とするLOD(Linked Open Data)等についてのオープンデータのモデル事業並びに大学関係者等、研究分野の利用者とのデータ利用方法についての具体的検討を行い、モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、来年度よりLOD等のデータ提供の実施や手引書の策定等を行う。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】 4.世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現②」 公共データの民間開放及び革新的電子行政サービスの構築 【2013年度～2015年度初め】 ・公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月) 【2015年度～】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充 ・オープンデータのモデル事業の実施 【2016年度～】 ・LOD等のデータ提供の実施、手引書の策定</p> <p>【工程表(データサイエンス)】 4.世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現⑦」 産業競争力の源泉となるIT人材の育成確保 【2013年度～2015年度初め】 ・「データサイエンス・オンライン講座」の開設(2014年12月) 【2015年度】 ・オープンデータ利活用人材育成のための学習機会の充実に向けた検討 【2016年度～】 ・データサイエンスに関する学習機会の更なる充実</p>
<p>日本再興戦略2016</p>	<p>平成28年6月2日</p>	<p>【本文】 第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 1. 第4次産業革命の実現 (2)新たに高ずべき具体的施策 ii) 第4次産業革命を支える環境整備 ⑥サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等 ウ) 政府・地方自治体のオープンデータの推進 課題解決のためのオープンデータの実現に向けて、「オープンデータ2.0」(平成28年5月20日IT総合戦略本部決定)に基づき、日本の産業競争力強化と国民生活における利便性向上に配慮しつつ取組を進める。今後、本年夏を目途に、2020年までの集中取組期間において、一億総活躍社会の実現等の強化分野における具体的な目標の設定を行う。その際、機械判読に適した形式のデータや外国語コンテンツの充実等を図る。</p> <p>【工程表】 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 中期工程表「1. 第4次産業革命の実現⑭」 第4次産業革命を支える環境整備⑨ 【2013年度～2015年度】 公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月) 【2016年度】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充 ・LOD等のデータ提供手引書の策定 【2016年度秋～】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充(同上) ・LOD等のデータ提供の実施</p>

			<p>世界最先端IT国家創造宣言</p>	<p>【本文(オープンデータ)】        III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組        1. IT活用の深化により未来に向けて成長する社会        (3) 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進        各府省庁が公開するデータの構造等の標準化等については、既存のガイドラインの周知徹底等に取り組むこととし、関連して、各府省Webサイトにおいて、データの組み合わせや横断的利用を容易とする共通の語彙(ボキャブラリ)の基盤構築、各府省庁のWeb サイトで提供するデータベースにおけるAPI機能の整備やAPI の総合カタログを提供する。</p> <p>【本文(データサイエンス)】        IV. 活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化        1. 人材育成・教育        (2) 日本のIT社会をリードし、世界にも通用するIT人材の創出        このため、初等・中等教育段階でのプログラミング、情報セキュリティ等のIT教育を充実させ、高等教育段階では産業界と教育現場との連携の強化を推進し、継続性を持ってIT人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、IoT、データサイエンス等、常に世界最先端の技術や知識の習得を積極的に支援する学習環境を整備する。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】        1. IT活用の深化により未来に向けて成長する社会        (3) 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進        ○オープンデータの公開の促進        【短期(2015 年度～2016 年度)】        ・ 統計におけるオープンデータの高度化を図る。2015 年度に統計情報データベースのデータを拡充するとともに、オープンデータの先進化(LOD でのデータ提供)のため、地方公共団体と連携したオープンデータモデル事業を実施する。オンライン調査システムに関し2015 年度にスマートフォン等への対応に着手する。        【中期(2017 年度～2018 年度)】        ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムに関し、スマートフォン等に対応できるようにする。        【長期(2019 年度～2021 年度)】        ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。</p> <p>【工程表(データサイエンス)】        5.活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化        (1) 人材育成・教育        ②日本の IT 社会をリードし、世界にも通用するIT 人材の創出        【短期(2015 年度)】        ○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備        ・ データサイエンス普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイトを開設し、ウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)を立ち上げる。        【中期(2016 年度～2018 年度)】        ・ データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。        【長期(2019 年度～2021 年度)】        ・ データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。</p>
--	--	--	----------------------	--

平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)

				<p>平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)(平成28年5月20日改定)</p> <p>【工程表(データサイエンス)】  2. 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備  (2)データ流通の円滑化と利活用の促進(人材育成)  ○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備  【平成28年度～平成30年度】  ・ データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。  【平成31年度～平成33年度】  ・ データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】  2. 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備  (3)課題解決のためのオープンデータの「実現」(オープンデータ2.0)  ○オープンデータの公開の促進  【平成28年度～平成30年度】  ・ 統計におけるオープンデータの高度化を図る。平成28年度以降は、これまで基幹統計を中心に実施してきた統計情報データベースのデータ拡充を、対象を一般統計まで拡大して実施するとともに統計データの利用環境を充実させる。平成27年度に地方公共団体と連携して実施したオープンデータモデル事業の成果についての検討結果を踏まえ、平成28年度にLOD等でのデータ提供の実施及び手引き書の策定を行う。平成29年度以降は、LOD等のデータ提供を充実させるとともに、統計分野における共通語彙の整備を行う。平成27年度に着手したオンライン調査システムのスマートフォン等への対応を平成28年度に完了する。また、オンライン調査システムで使用している電子調査票のファイル形式を、順次見直す。  【平成31年度～平成33年度】  ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムで使用している電子調査票のファイル形式を、順次見直す。</p>
--	--	--	--	--

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。



# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑱)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策19: 消防防災体制の充実強化				担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等		作成責任者名	消防庁総務課長 米澤 健	
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このため、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。						政策評価実施予定時期	平成29年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>				
						27年度	28年度			
緊急消防援助隊の機能を強化すること	① 緊急消防援助隊の登録隊数 <アウトカム指標>	4,984隊 (平成27年4月1日現在)	26年度	6,000隊	30年度	5,100隊以上	5,400隊以上	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要であることを踏まえて、平成26年3月に策定した、消防組織法に基づく「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、平成30年度末までに6,000隊規模とされていることから、指標として設定。年度ごとの目標値は、各年における増隊数を準準化して設定。  【参考】 4,694隊(平成26年4月1日現在) 4,594隊(平成25年4月1日現在)		
	2 消防救急無線のデジタル化整備済率 <アウトカム指標>	63.3% (平成27年4月1日現在)	26年度	100%	28年度	100%	100%	消防救急無線は、デジタル化することで、①明瞭な音声通話や文字情報を伝送することにより一層的確な指示を発令することができること、②チャンネル数が増加し無線の輻輳・混信が抑制できること、③通信の秘匿性向上により無線内容等の漏洩が防止されることなどのメリットがあることから、大規模災害等が発生した場合の緊急消防援助隊の活動の円滑化に資するものであるため、指標として設定。なお、消防救急無線は電波法に基づく周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)により、平成28年5月末までにデジタル化することとされている。  【参考】 30.9%(平成26年3月31日現在) 14.2%(平成25年3月31日現在)		
	③ 消防組織法に基づき広域化が実現した広域化対象市町村の組合せ数(累計値) <アウトカム指標>	35ブロック (平成27年3月31日現在)	26年度	実現ブロック数(累計値)の増加	28年度	実現ブロック数(累計値)の増加		小規模消防本部の消防力が大規模消防本部に比べて低水準である現状を踏まえて、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながるから、指標として設定。  【参考】 27ブロック(平成26年3月31日現在) 18ブロック(平成25年3月31日現在)		
	4 耐震性貯水槽の整備数(累計値) <アウトカム指標>	100,085基 (平成26年4月1日現在)	26年度	整備数(累計値)の増加	28年度	整備数(累計値)の増加		大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓の使用不能状態が想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予想される。こうした大規模災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。  【参考】 96,457基(平成25年4月1日現在) 94,959基(平成24年4月1日現在)		
						40ブロック (平成28年3月31日現在)	—			
						107,810基 (平成27年4月1日現在)	—			

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	5	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.4% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	3.2% (平成26年中)	—	救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、平成21年に厚生労働省と共同で都道府県に実施基準の策定と実施基準に関する協議会の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案(例として、受入照会回数4回以上の搬送事案)の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定(消防庁では、各都道府県の取組状況や課題の把握、効果的な運用を図っている地域の取組事例等の把握・紹介などにより、上記実施基準のフォローアップに取り組むなど、選定困難事案の解消を図っている。)  【参考】 (平成24年中) 重症以上傷病者搬送事案 3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.6% 小児傷病者搬送事案 3.0% 救命救急センター等搬送事案 3.9% (平成23年中) 重症以上傷病者搬送事案 3.9% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.7% 小児傷病者搬送事案 3.1% 救命救急センター等搬送事案 4.0%
		受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	4.3% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	3.8% (平成26年中)	—	
		受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.7% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	2.4% (平成26年中)	—	
		受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.9% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	3.6% (平成26年中)	—	
6	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	44.9% (平成25年中)	26年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	28年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	47.2% (平成26年中)	—	救急出動要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平均8.6分(平成26年中)であり、この間に、現場に居合わせた人による応急手当が実施されることで大きな救命効果が期待される。救急業務の一環として、応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。  【参考】 44.3%(平成24年中) 43.0%(平成23年中)	
	7	国際消防救助隊の実戦的訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間213人	26年度	年間200人	28年度	年間200人	年間200人	年間200人	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRT-JF)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながることを踏まえて、全ての国際消防救助隊員(599人)が、3か年を1サイクル(平成26年度～平成28年度)とする訓練・研修等に参加することにより、高いレベルでの救助技術の均一化を図る目標として設定。  【参考】 227人(平成25年中) 188人(平成24年中)
8	消防団員数 ＜アウトカム指標＞	864,347人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増)	859,995人 (平成27年4月1日現在)	—	消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動を始め多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、地域防災の要である消防団員数の増加が地域における総合的な防災力の強化につながるから、指標として設定。  【参考】 (平成25年4月1日現在) 消防団員数 868,872人 女性消防団員数 20,785人 学生消防団員数 2,417人 (平成24年4月1日現在) 消防団員数 874,193人 女性消防団員数 20,109人 学生消防団員数 2,335人	
	⑧ 女性消防団員数 ＜アウトカム指標＞	21,684人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増)	22,747人 (平成27年4月1日現在)	—		
	学生消防団員数 ＜アウトカム指標＞	2,725人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増)	3,017人 (平成27年4月1日現在)	—		
消防団等地域防災力を強化すること										

	9	自主防災組織の組織活動カバー率 ＜アウトカム指標＞	80.0% (平成26年4月1日現在)	26年度	カバー率の増加 (対前年度増)	28年度	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	特に大規模災害時には、道路、橋りょう等の交通インフラが寸断されることで、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害対応に支障を来す可能性があることを踏まえて、自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながることから、指標として設定。 ※「活動カバー率」とは、全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。
							81.0% (平成27年4月1日現在)	—	【参考】 77.9%(平成25年4月1日現在) 77.4%(平成24年4月1日現在)
	10	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞	85.4% (平成26年3月31日現在)	26年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	28年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	耐震化率の増加 (対前年度増)	公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震化率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。
							88.3% (平成27年3月31日現在)	—	【参考】 82.6%(平成25年3月31日現在) 79.3%(平成24年3月31日現在)
Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	⑪	Jアラート自動起動機の整備率 ＜アウトカム指標＞	93.6% (平成26年5月現在)	26年度	100%	28年度	100%	100%	武力攻撃等の際に国民が適切な避難を速やかに行うためには、国民に正確な情報を迅速に伝達することが重要であることから、全ての市町村において、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の自動起動機等を整備することで、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながるため、指標として設定。
							99.4% (平成27年5月現在)	—	【参考】 78.1%(平成25年5月現在) 69.9%(平成24年6月現在)
	12	市町村防災行政無線(同報系)の整備率 ＜アウトカム指標＞	80.1% (平成26年3月31日現在)	26年度	整備率の増加 (対前年度増)	28年度	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	市町村防災行政無線(同報系)は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網である。災害時には、一刻も早く住民に警報等の防災情報を伝達し、警戒を呼びかけることが、住民の安全・安心を守る上で極めて重要であるが、まだ未整備の自治体も存在している。市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化し、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各自体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、方向性のみ示したものの。
							81.2% (平成27年3月31日現在)	—	【参考】 78.3%(平成25年3月31日現在) 76.6%(平成24年3月31日現在)
消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	⑬	システムの運用・保守経費の削減額(対平成19年度比)の増加 ＜アウトカム指標＞	44,472千円	26年度	削減額の増加 (対前年度増)	28年度	削減額の増加 (対前年度増)	削減額の増加 (対前年度増)	情報システムの効率的な運用が求められている現状を踏まえて、消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図ることが重要であることから、指標として設定。
							26,525千円 (平成28年9月30日追記)	—	【参考】 56,102千円(平成25年度) 65,124千円(平成24年度)
	14	消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 ＜アウトカム指標＞	61回	26年度	訓練の実施 (基準年度程度)	28年度	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。
							62回	—	【参考】 57回(平成25年度) 50回(平成24年度)

火災予防対策を推進すること	15	住宅火災死者数(放火自殺者等を除く。) ＜アウトカム指標＞	1,006人 (平成26年中)	26年度	610人以下	27年度	610人以下		我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。目標値については、平成19年度消防庁重点施策で、「過去最悪となった住宅火災死者数(1,220人:平成17年)を今後10年間で半減させることを目標とし、既存住宅への住宅用火災警報器の設置の促進、防災品(カーテン、寝具類、衣類等)の使用拡大に向けた取組みを集中的に実施する」とされている。
							914人 (平成27年中) (平成28年9月30日追記)		
火災予防対策を推進すること	⑯	住宅用火災警報器の設置率 ＜アウトカム指標＞	79.6% (平成26年6月推計値)	26年度	設置率の増加 (対前年度増)	28年度	設置率の増加 (対前年度増)	設置率の増加 (対前年度増)	平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき、全国すべて市町村において義務化された。住宅火災による死者は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成18年以降減少傾向にあり、住宅用火災警報器の設置対策をはじめとした住宅防火安全度向上の推進が、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
							81.0% (平成27年6月推計値)		
危険物事故対策を推進すること	17	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	571件 (平成22年～平成26年の平均)	26年度	件数の減少 (対前回比減)	28年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	危険物施設における事故件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じ、平成19年をピークにその後ほぼ横ばいで推移している現状を踏まえて、危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
							580件 (平成23年～平成27年の平均)		
コンビナート災害対策等を推進すること	18	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	235件 (平成22年～平成26年の平均)	26年度	件数の減少 (対前回比減)	28年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	平成6年以降、事故件数は増加傾向にあり、近年は、200件以上と高止まりしている現状にあることを踏まえて、石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
							235件 (平成23年～平成27年の平均)		
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	19	研究開発事業の実施件数 ＜アウトカム指標＞	19件	26年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	28年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題や東日本大震災、集中豪雨、台風等の災害において明らかになった課題を解決するため、災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。 なお、集計ミスがあったため基準(値)の数値を訂正している。
							17件		

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	緊急消防援助隊の機能強化 (平成16年度)	9,634百万円 (9,508百万円)	7,189百万円 (6,810百万円)	6,620百万円	1.2	<p>国家的非常災害への対応力を高めるため、第三期基本計画(平成26～30年度)に基づき部隊規模を6000隊に大幅増隊することとし、国庫補助事業等により必要な車両・資機材等の整備等を促進し、緊急消防援助隊の充実強化及び即応体制の強化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・緊急消防援助隊登録隊数(5年ごとに基本計画を改定し、設定)(第三期計画(H26-30)):6,000隊(平成30年度) ・消防救急無線のデジタル化整備済消防本部数:750消防本部(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・国の支援措置(補助金及び無償使用)による車両等整備数:328台(平成28年度) ・補助金交付消防本部数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国庫補助事業等により緊急消防援助隊の活動に必要な車両・資機材等の整備や消防救急無線のデジタル化を促進することにより、大規模災害時において充実した車両資機材や消防防災通信基盤を活用することで緊急消防援助隊が円滑に活動することが可能となるため、緊急消防援助隊の機能の強化に寄与する。</p>	0144
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化 (昭和28年度)	2,701百万円 (2,562百万円)	2,287百万円 (2,159百万円)	2,543百万円	3～7	<p>消防防災体制の充実強化を図るため耐震性貯水槽の整備等への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実施基準について運用改善を行った都道府県数:47都道府県(平成28年度) ・国際消防援助隊の実践的訓練の参加隊員数 ・消防職員・消防団員の訓練参加人数 ・全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率:5%(平成38年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助金の交付件数:356件(平成28年度) ・アドバイザーや職員の派遣による助言等の実施件数:11件(平成28年度) ・実施基準に係る実態調査及びフォローアップの実施回数:47回(平成28年度) ・国際消防救助隊の実践的訓練等の回数:4回(平成28年度) ・消防職員・消防団員の訓練回数:31回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 平時において、耐震性貯水槽の整備等への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行うことにより、災害発生時に国民の生命、身体及び財産を迅速かつ的確に災害から保護すること等が可能となるため、地方公共団体における消防防災体制の充実強化することに寄与する。</p>	0145
(3)	消防団等地域防災力の充実強化 (平成20年度)	3,625百万円 (3,157百万円)	2,149百万円 (2,051百万円)	770百万円	8～10	<p>入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員活性化大会等の開催、災害伝承、少年消防クラブや自主防災組織の表彰等を実施するとともに、各都道府県消防学校での消防団員教育の更なる充実のため、消防団車両及び資機材を無償で貸し付け、訓練を実施すること等により、消防団員の災害対応能力の向上を図り、地域防災力の一層の強化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・消防団員数:859,996人(平成28年度) ・女性消防団員数:22,748人(平成28年度) ・学生消防団員数:3,018人(平成28年度) ・自主防災組織の活動カバー率:81.1%(平成28年度) ・津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定市町村(海岸線を有する市町村等):655団体(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・無償貸付車両を用いた訓練の実施市町村数:509団体(平成28年度) ・消防団員確保アドバイザーの派遣回数:40回(平成28年度) ・災害伝承10年プロジェクトの実施(語り部の派遣)回数:100回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団員確保アドバイザーの派遣等を実施するとともに、各都道府県消防学校に消防団車両等を無償で貸し付け訓練を実施すること等により、消防団員の災害対応能力の向上が図られ、地域防災力を一層強化することに寄与する。</p>	0146

<p>(4)</p>	<p>Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化 (平成21年度)</p>	<p>1,180百万円 (1,006百万円)</p>	<p>363百万円 (353百万円)</p>	<p>424百万円</p>	<p>11.12</p> <p>対処に時間的余裕のない弾道ミサイル情報等の国民保護情報や、津波警報、緊急地震速報等の気象情報等について、迅速かつ確実に住民に伝達するため、Jアラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Jアラート受信機の整備団体数</li> <li>・Jアラート自動起動機等の整備団体数</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金交付決定数:0件</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>全ての市町村において、Jアラートの自動起動機等を整備すること、住民に対する情報伝達手段の多重化を促進することにより、緊急時に住民が避難等の行動に不可欠な情報を受け取ることが可能となることから、国民への緊急情報の伝達体制を強化することに寄与する。</p>	<p>0147</p>
<p>(5)</p>	<p>消防庁危機管理機能の充実・確保 (平成19年度)</p>	<p>994百万円 (933百万円)</p>	<p>735百万円 (535百万円)</p>	<p>999百万円</p>	<p>13.14</p> <p>消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理するほか、地方公共団体等と連携した災害対応訓練を行い、平時から実働能力の向上を図るとともに、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化、バックアップシステムの構築を行いシステムの強靱化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムの最適化による運用経費の削減額の目標値に対する達成度:217百万円(平成30年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一元化後のシステム数の維持(18システム):100%(平成28年度)</li> <li>・消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数:78回(平成28年度)</li> <li>・災害対応の実施回数:78回(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理し、また、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化等を行うことにより、災害対応事務の効率化・確実化が推進されることとなるため、消防庁の危機管理機能の向上を図りつつ充実・確保することに寄与する。</p>	<p>0148</p>
<p>(6)</p>	<p>火災予防対策の推進 (平成20年度)</p>	<p>104百万円 (81百万円)</p>	<p>89百万円 (69百万円)</p>	<p>76百万円</p>	<p>15.16</p> <p>住宅防火防災シンポジウムの開催等により住宅用火災警報器の設置対策を進め住宅防火安全度の向上を図るほか、違反是正支援アドバイザー(違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等)を派遣するなど効果的かつ効果的な違反是正体制を充実強化し、防火対象物の消防法違反の是正を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅火災死者数</li> <li>・住宅用火災警報器設置率</li> <li>・是正させた特定違反対象物数:60件(平成30年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅防火防災シンポジウム開催回数:2回(平成28年度)</li> <li>・違反是正アドバイザー:48回(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>住宅用火災警報器の設置対策を進めるとともに、違反是正支援アドバイザーを派遣するなど効果的かつ効果的な違反是正体制を充実強化することにより、防火対象物の安全度の向上が図られ、火災予防対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0149</p>
<p>(7)</p>	<p>危険物事故防止対策の推進 (平成20年度)</p>	<p>114百万円 (75百万円)</p>	<p>89百万円 (83百万円)</p>	<p>71百万円</p>	<p>17</p> <p>危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物等事故防止対策実施要領等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設に係る事故件数:579件(平成28年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設に係る検討会及び連絡会開催回数:18回(平成28年度)</li> <li>・調査研究等の実施件数:1件(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行うことにより、同種事故の発生防止が図られ、危険物事故対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0150</p>

(8)	コンビナート災害対策等の推進 (平成20年度)	36百万円 (14百万円)	29百万円 (21百万円)	21百万円	18	石油コンビナートの防災について、平時の予防、異常時の初動対応、事故の拡大防止や被害の軽減、復旧等の総合的な対策の推進を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ・石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に係る事故件数 【活動指標(アウトプット)】 ・石油コンビナートの防災に係る検討会開催回数:6回(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 石油コンビナート事故に係る調査等を行い、防災教育・防災訓練等に資する情報共有、良好事例の水平展開等をすすめることにより、同種事故の発生防止が図られるため、コンビナート災害対策等を推進することに寄与する。	0151
(9)	消防防災分野の研究開発に必要な経費 (平成23年度)	352百万円 (343百万円)	293百万円 (273百万円)	294百万円	19	消防防災分野の研究開発を行い、研究成果による知見等を踏まえ、新たな技術を用いた設備や素材等の危険性の把握や安全対策について検討し、技術基準等の改正や施策等へ反映する。また、研究成果による知見等を踏まえ、火災・危険物流出事故等に係る消防庁長官調査を実施するとともに、火災・危険物流出事故等に係る消防機関の原因調査への技術支援を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/技術基準の改正や法令改正等の件数 【活動指標(アウトプット)】 ・実施した研究開発事業:21件(平成28年度) ・消防庁長官調査の実施件数:2件(平成28年度) ・消防機関の原因調査への技術支援件数:110件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 消防防災分野の研究開発を実施し、研究成果による知見を活用することにより、技術基準等の改正や政策等への反映を通じて、事業所の安全確保を始め、消防機関が行う災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の業務の効率化に寄与する。	0152
(10)	戦略的イノベーション創造プログラム (内閣府からの移替え) (平成26年度) (平成28年9月30日追記)	60百万円 (38百万円)	80百万円 (77.6百万円)	-	19	「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」では、総合科学技術・イノベーション会議が関係府省の取組を俯瞰して、我が国産業における有望な市場創造、日本経済再生につなげるために推進すべき課題・取組を特定し、必要な経費を当該会議が定める方針の下に重点配分することとなっている。消防庁としては、石油タンク周辺施設の効果的な液状化対策技術の研究開発を行う。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の枠組みの中で、石油タンク周辺施設の効果的な液状化対策技術の研究開発を行うことにより、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」が目標とする橋梁・港湾・貯蔵施設等に利用できる総合的な液状化対策の指針の整備が進められるため、消防機関が行う災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の業務の効率化に寄与する。	内閣府0032
(11)	消防防災施設等の災害復旧に必要な経費 (復興庁からの移替え) (平成24年度) (平成28年9月30日追記)	5,015百万円 (2,975百万円)	2,288百万円 (1,786百万円)	-	-	東日本大震災により被害を受けた消防防災施設及び消防防災設備の復旧を実施するために必要となる経費の一部を被災地方公共団体に補助するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・復旧の完了した被災消防庁舎数 【活動指標(アウトプット)】 ・補助金交付件数:512件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被害を受けた消防防災施設等の復旧について補助を実施することにより、消防防災体制が復旧することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0031
(12)	福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域での消防活動等に要する経費(原子力災害避難指示区域消防活動費交付金) (復興庁からの移替え) (平成25年度) (平成28年9月30日追記)	161百万円 (148百万円)	300百万円 (274百万円)	-	-	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するため、避難指示区域の消防活動に伴い必要となる資機材の整備等に要する経費、福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外のヘリコプターによる消防応援活動に要する経費、福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練に要する経費を交付金により措置するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/本交付金を対象としている消防応援活動があった災害件数(少ないほうがよい) 【活動指標(アウトプット)】 ・交付金の件数:54件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 避難指示区域に係る消防活動等について本交付金の交付を実施することにより、避難指示区域における消防防災体制を確保することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0032

(13)	緊急消防援助隊の出動経費(緊急消防援助隊活動費負担金) (復興庁からの移替え) (平成25年度) (平成28年9月30日追記)	384百万円 (160百万円)	35百万円 (0百万円)	—	—	東日本大震災において、消防庁長官の指示に基づき出動し、福島県等の被災地に派遣され活動した緊急消防援助隊のヘリコプターに対し、放射能汚染により増加したエンジン内部の除染等の掛かり増し経費を国費で負担するもの。  【成果指標(アウトカム)】 ・除染を全て完了したヘリコプターエンジン数(部分的除染を除く):29基(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・放射能汚染により除染等の掛かり増し経費が発生したヘリコプターエンジン数(整備予定エンジン):3基(平成28年度) ・放射能汚染により除染等の掛かり増し経費が発生したヘリコプターエンジン数(故障整備を見込んだ予備エンジン):1基(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災において、消防庁長官の指示により出動し、放射能汚染により増加したエンジン内部の除染等の掛かり増し経費について、国費で負担することにより、緊急消防援助隊制度の実効性を確保することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0033	
(14)	消防組織法(昭和22年) 消防法(昭和23年)	—	—	—	1~19	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。		
政策の予算額・執行額		24,114百万円 (21,000百万円)	16,452百万円 (15,001百万円)	16,789百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害、土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、(中略)首都機能のバックアップやネットワークの多重性・代替性の確保を図る。また、庁舎などの災害時における防災拠点や避難所となる公共施設の耐震化を推進する。(後略) 自主防災組織等の育成・教育訓練の実施、女性や若者の加入促進等による消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。
						第190回国会総務大臣所信	平成28年2月18日	昨年は、口永良部島の噴火をはじめ全国的に火山活動の活発化が見られ、また、各地で大雨被害が発生し、特に九月の関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊するなど甚大な被害が発生しました。これらの災害を踏まえつつ、将来発生が危惧される大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の大幅増隊、女性や若者を中心とした消防団への加入促進などを実施してまいります。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。